

1

2

3

4

5

6 長野県廃棄物処理計画（第6期）の策定について

7 (答申案)

8

9

10

11

12

13

14

15

16 令和8年（2026年）月日（ ）

17 長野県環境審議会

18

19

20

1 はじめに

2
3 長野県においては、令和3年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理の推進等に取り組んできました。

4
5 近年、廃棄物を取り巻く状況は、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・
6 激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済の衰退、国民のライフスタイルの
7 変化など、大きく変化しています。また、2050 ゼロカーボンの実現を始めとする
8 地球環境問題への対応も急務となっています。

9
10 こうした中、「長野県廃棄物処理計画（第5期）」の計画期間が令和7年度に満了するため、令和8年度を初年度とする計画を策定する必要があります。

11
12 このため、令和7年8月に本審議会に設置された廃棄物専門委員会において、
13 計画の策定に関する調査・検討を進め、令和8年2月9日に開催された令和7年
14 度第5回長野県環境審議会において、同専門委員会から検討の結果について報告
15 があり、今般、本審議会の意見として答申を取りまとめました。

16
17 大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、廃棄物の有効活用により天然資源の消費や温室効果ガスの排出を抑制し、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」を形成していくことは、わたしたちの暮らしが環境負荷の少ない、良好な生活環境の中で営まれ、長野県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことにつながります。

18
19 本答申では、これまでの取組状況や廃棄物に関する近年の動向等を踏まえ、循環経済（サーキュラーエコノミー）※への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに位置づけ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に「リプレイス」を加えた「4R」の取組等とあわせて推進することや、災害廃棄物の処理に関して対策を強化すること等を計画のポイントとしています。

20
21
22 ※ 循環経済（サーキュラーエコノミー）は、「資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの」である。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

15 長野県循環型社会づくり推進計画

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

30 令和8年（2026年）〇月

31 長野県

32
33
34

目次

1		
2		
3	第1章 総論	
4	1 計画策定の趣旨	1
5	2 計画の位置付け	1
6	3 計画の期間	4
7	4 廃棄物を取り巻く現況	4
8	5 目指す将来像	4
9	6 施策の方向性	5
10	7 計画の進捗管理	6
11	第2章 廃棄物の現状と目標	
12	第1節 廃棄物の現状	
13	1 一般廃棄物の現状	9
14	2 産業廃棄物の現状	18
15	3 食品ロスの現状（★）	23
16	第2節 数値目標	
17	1 一般廃棄物の将来推計及び目標	25
18	2 産業廃棄物の将来推計及び目標	32
19	3 食品ロス削減の数値目標（★）	36
20	4 その他の数値目標	37
21	第3章 各主体の役割（★）	
22	1 県民、地域・NPO（市民活動団体）の役割	39
23	2 事業者の役割	40
24	3 市町村・一部事務組合・広域連合の役割	40
25	4 県の役割	41
26	第4章 資源循環の推進	
27	第1節 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進	
28	1 現状と課題	42
29	2 施策の展開	43
30	第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進（★）	
31	1 一般廃棄物のリデュース	47
32	2 産業廃棄物のリデュース	53
33	第3節 使用済み製品の再使用（リユース）の推進	
34	1 現状と課題	57
35	2 施策の展開	57

1	3 各主体の取組	5 7
2	第4節 適正な再生利用（リサイクル）の推進	
3	1 現状と課題	6 0
4	2 施策の展開	6 0
5	第5節 代替素材への転換（リプレイス）の推進	
6	1 現状と課題	7 1
7	2 施策の展開	7 1
8	3 各主体の取組	7 2
9	第6節 食品ロス削減の推進（★）	
10	1 本計画における食品廃棄物・食品ロスについて	7 5
11	2 現状と課題	7 6
12	3 施策の展開	7 6
13	4 各主体の役割	8 0
14	第7節 環境教育等の推進	
15	1 環境教育・環境学習等（★）	8 6
16	2 環境美化活動	8 8

17 第5章 廃棄物の適正処理の推進

18	第1節 廃棄物の適正処理の確保	
19	1 廃棄物の適正処理の確保	9 2
20	2 廃棄物の適正処理基盤の整備（●）	1 0 0
21	第2節 災害時の適正処理体制の確保	
22	1 現状と課題	1 1 0
23	2 施策の展開	1 1 1
24	第3節 廃棄物の不法投棄等の防止	
25	1 一般廃棄物の不法投棄等の防止	1 1 5
26	2 産業廃棄物の不法投棄等の防止	1 1 6

27
28 (★) は食品ロス削減推進計画に関係する部分

29 (●) はごみ処理広域化・集約化計画に関係する部分

30
31
32
33
34
35
36

※本計画中、図や表において、四捨五入により合計値と内訳値の合計が一致しない場合があります。

コラム索引

1	1 長野県版エシカル消費とは？	4 1
2	2 バイオマス資源としての下水汚泥の肥料利用	4 5
3	3 りんごの芯や皮をアップサイクル	4 5
4	4 サステナブルファンクション～ファンクションを通じた SDGs の取組～	4 6
5	5 信州プラスチックスマート運動	4 9
6	6 簡易包装でも想いは伝わります	5 1
7	7 マイクロプラスチックの調査・研究を進めています	5 2
8	8 リユースとは”エコ”で”お得”なモノの使い方です	5 8
9	9 自治体でもフリマアプリを活用したリユースが行われています	5 9
10	10 長野県は学校給食用牛乳びんの使用率が全国トップです	5 9
11	11 太陽光パネルの大量廃棄に備え、リサイクル推進法の検討が進められ ています	6 6
12	12 使用済み紙おむつを燃料用ペレットにリサイクル	7 0
13	13 県産材製品の利用拡大に向けた取組	7 3
14	14 自治体でのバイオマスプラスチック等への転換例	7 3
15	15 「えこすた信州！」で長野県の4R等の情報を発信しています	7 4
16	16 食品ロスによる経済損失・CO ₂ 排出量はどれくらい？	8 4
17	17 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～	8 5
18	18 信州環境カレッジ	8 7
19	19 諏訪湖まるまるゴミ調査	9 0
20	20 遠州灘海岸環境学習ツアー～上流県によるプラスチックごみ削減の 取組～	9 1
21	21 ごみのポイ捨て防止・分別促進にナッジ理論を活用！	9 4
22	22 火災を防ぐ第一歩！リチウムイオン電池の適切な処分について	9 5
23	23 令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物を広域処理しました	1 1 4
24	24 災害廃棄物は「ごみ」ではなく、再び社会に役立つ資源です	1 1 4
25	25 法律により野外焼却は禁止されています!!	1 1 8

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、県では令和3年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第5期）」を策定し、廃棄物の減量化や適正処理の推進等に取り組んできました。

この計画の計画期間が令和7年度に満了することに伴い、これまでの取組状況や廃棄物に関する近年の動向等を踏まえ、令和8年度を初年度とする計画を策定し、本県が取り組む各種廃棄物施策の方向性とその具体的な目標を明らかにした上で、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働し、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

＜循環型社会とは？＞（循環型社会形成推進基本法第2条より抜粋）

「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」をいいます。

2 計画の位置付け

長野県循環型社会づくり推進計画は、以下の「廃棄物処理計画」、「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理広域化・集約化計画」として位置付け、一体的な取組を進めます。

なお、本計画は、しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）及び長野県環境基本計画を上位計画としています。

（1）廃棄物処理計画

我が国における環境政策の基本的な考え方は「環境基本法」に、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みは「循環型社会形成推進基本法」に、廃棄物の具体的な処理方法等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」において定められています。

廃棄物処理法第5条の2に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を定めており、本計画は同法第5条の5に基づき、都道府県が国の基本方針に沿って定めることとされています。

本計画は、同法に基づく法定計画として、循環型社会形成推進基本法を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和7年

1 環境省告示第 6 号) の基本的な事項及び同法第 5 条の 3 第 1 項に基づく「廃棄物処理施
2 設整備計画」(令和 5 年 6 月 30 日閣議決定) の廃棄物処理施設整備事業に関する計画と
3 して策定します。

4

5 **(2) 食品ロス削減推進計画**

6 令和元年 5 月 24 日に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減
7 推進法) 第 11 条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和 7 年 3
8 月 25 日閣議決定) を踏まえ、都道府県が策定する食品ロス削減推進計画として位置付
9 けています。

10

11 **(3) ごみ処理広域化・集約化計画**

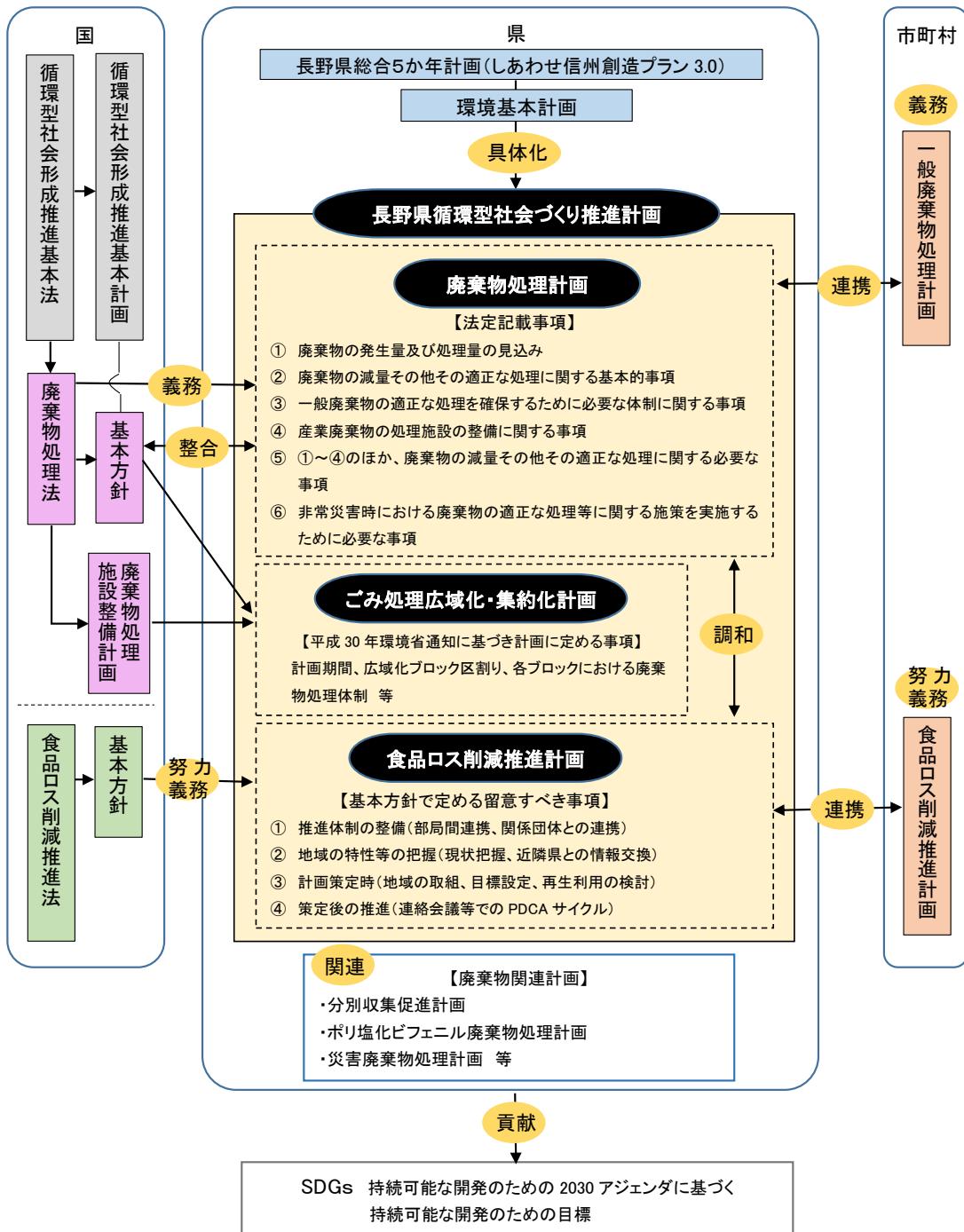
12 平成 31 年 3 月 29 日付け環境省通知において、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制
13 の構築を推進するため、都道府県は管内市町村等と連携し、持続可能な適正処理の確保
14 に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る計画を定めることとされ
15 ました。

16

17

18

19



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※本計画との関連性が高い SDGs のゴールを掲載しています。

図 1-1 計画の位置付け

1 **3 計画の期間**

2 廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画は令和8年度から12年度までの5年間とし
3 ます。

4 また、ごみ処理広域化・集約化計画は令和3年度から令和12年度までの10年間とし
5 ています。

6 **4 廃棄物を取り巻く現況**

7 近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴
8 う地域経済の衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物を取り巻く状況は大きく変
9 化しています。また、2050 ゼロカーボンの実現を始めとする地球環境問題への対応も急
10 務となっています。

11 このような状況の変化に対応し、様々な課題の解決を図るため、循環型社会の形成に向
12 けた取組をさらに進めていく必要があります。

13 近年では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が循環型社会を形成する上で
14 の強力なドライビングフォースとされ、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会
15 的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの
16 実現にも資するものとして、前面に打ち出されています。

17 国においては、循環経済への移行を国家戦略とし、動静脈産業の連携によるライフサイ
18 クル全体での徹底的な資源循環等により、循環型社会、さらには脱炭素社会の実現に取り
19 組むとする「第五次循環型社会形成推進基本計画」が令和6年8月に閣議決定されました。

20 **5 目指す将来像**

21 目指す将来像は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、廃棄物の有効活用によ
22 り天然資源の消費や温室効果ガスの排出を抑制し、将来にわたって持続的な活動が行わ
23 れる「循環型社会」です。

24 循環型社会を形成していくことは、わたしたちの暮らしが環境負荷の少ない、良好な生
25 活環境の中で営まれ、本県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことにつ
26 ながります。

27 **<将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」のイメージ>**

- 28 ・資源循環の取組が社会に浸透している。
- 29 ・ごみの排出・焼却・埋立量やCO₂排出量が少なくなっている。
- 30 ・資源や製品を循環的に利用し付加価値が創出されている。
- 31 ・天然資源の利用（投入量）が必要最小限となっている。
- 32 ・本県の美しく豊かな自然環境が守られている。

6 施策の方向性

本計画では、令和12年度の目標値を設定した上で、以下の3点の施策に中心的に取り組み、廃棄物の減量化や適正処理の推進を通じて、2050 ゼロカーボンの実現等の様々な課題の解決を図りながら、目指す将来像である「循環型社会」の形成を目指します。

(1) 資源循環の推進

循環型社会の形成に当たっては、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、次に、廃棄物となったものについて再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順にできる限り循環的な利用を行うことが重要です。

本計画では、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、「長野県脱炭素社会づくり条例」で推進する使い捨てプラスチック製品等からのリプレイス（代替素材への転換）¹を加えた4R（3R+リプレイス）の取組等により資源循環を推進します。

また、廃棄物を取り巻く現況を踏まえ、「循環経済への移行」を本計画における重要な視点として位置付けるとともに、長野県の地域特性を活かした取組を推進します。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

4Rに取り組んだ上で、なお排出される廃棄物については、適正に処理することが必要です。

また、近年、大雨・地震等による災害が頻発化・激甚化しており、災害からの早期の復旧・復興のためには、事前の備えや発災後の初動対応、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が重要です。また、大規模災害時は大量の災害廃棄物が一時期に発生するため、可能な限り再資源化し最終処分量を減らす必要があります。

本計画では、廃棄物の適正処理の確保、災害時の適正処理体制の確保、不法投棄等の防止等の取組を推進します。

(3) パートナーシップで課題を解決

廃棄物を取り巻く状況の変化に対応し、様々な課題を解決していくためには、多様な主体によるパートナーシップが欠かせません。

SDGsの視点を踏まえ、県民、地域・NPO、事業者、行政機関等、あらゆる主体が連携し、持続可能な社会の実現を目指し、資源循環及び廃棄物の適正処理を推進します。

¹ 国の「プラスチック資源循環戦略」で推進している「再生可能な資源への代替（Renewable）」と同義語

<長野県廃棄物処理計画（第5期計画）からの主な見直しポイント>

計画の策定に当たり、上記「4 廃棄物を取り巻く現況」等を踏まえ、見直しを行いました。主な見直しポイントは以下のとおりです。

1 計画の名称を「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更

廃棄物の適正処理という観点だけでなく、設計・製造、使用、再資源化、廃棄など製品のライフサイクル全体を俯瞰した資源循環という視点からの社会づくりを進めるべきとの考え方が重要になってきていることから、計画の名称を「長野県廃棄物処理計画」から「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更します。

2 高い数値目標の設定

今回初めて全国最少値をベンチマークとするなど、高い数値目標を掲げます。

例) 県民1人1日当たりの一般廃棄物排出量は、R5年度全国最少値(749グラム)以下を目指します。(R12年度目標値740グラム)

食品ロス発生量は、R5年度から15%減少を目指します。(R12年度目標5万トン)

3 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を循環型社会の形成に向けた重要な取組として新たに位置付け

計画における特に重要なポイントとして、新たに循環経済に関する項目を第4章の各論部分のトップに位置付け、地域の特性を活かし、廃棄物分野だけでなく製品の製造段階等を含めた幅広い分野の取組を促進します。

4 食品ロス削減に関する数値目標を新たに盛り込み、取組を充実

新たに食品ロス等発生量の県内推計値・数値目標を盛り込むとともに、食品の消費段階のみならず、生産、製造、販売の各段階における取組を充実させます。

5 災害廃棄物の処理に関して新たに項目を設けて対策を強化

令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理の課題等を踏まえ、新たに項目（節）を設けて平時の事前準備の重要性を強調し、災害廃棄物の仮置場確保や公費解体・撤去の円滑化に関する市町村への技術的支援、各種連携体制の維持・強化等の対策を強化します。

6 使用済リチウムイオン電池等の適正処理の確保など社会的課題となっている事項を取り上げ、取組を推進

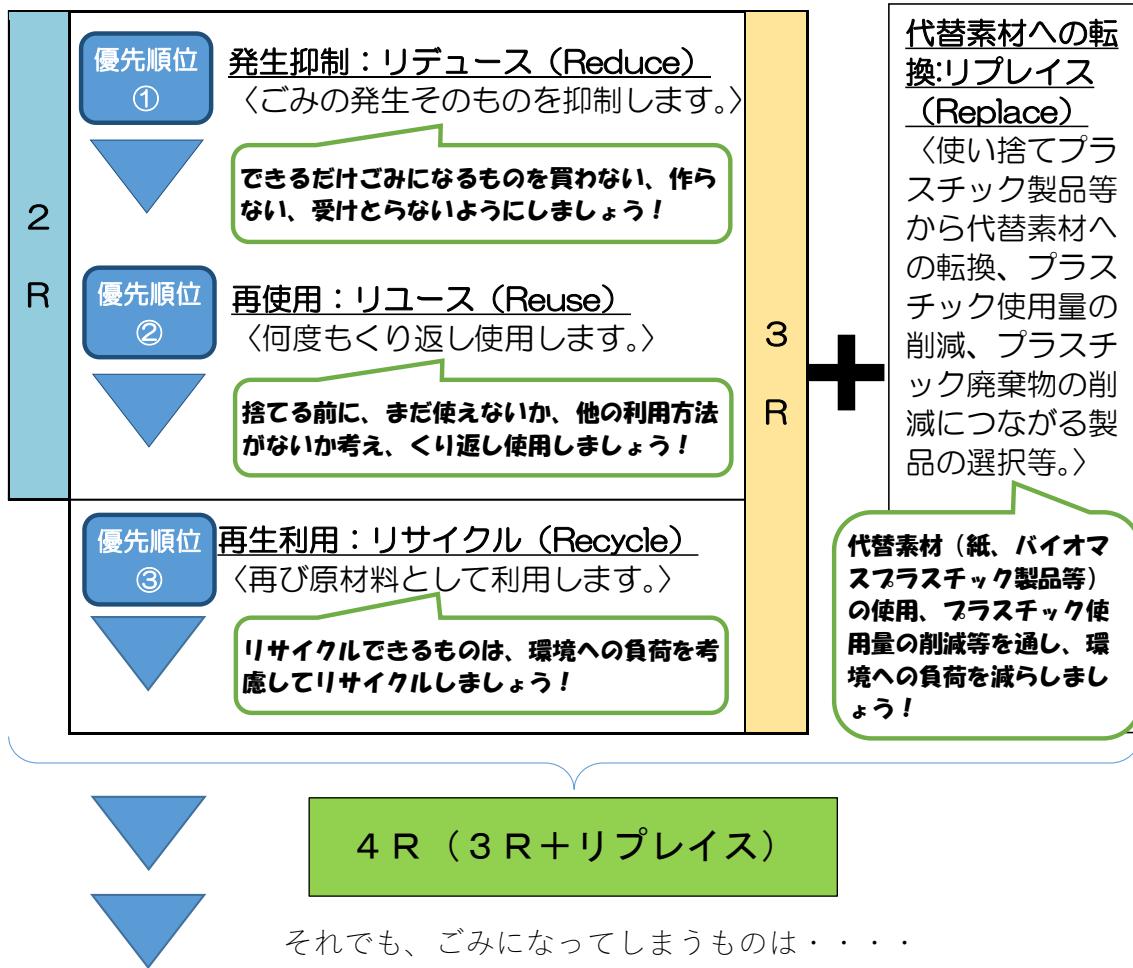
社会的課題となっている以下の事項を取り上げ、取組を推進します。

- ・使用済リチウムイオン電池等の適正処理の確保
- ・プラスチック資源循環促進法（R4.4施行）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の促進、
- ・太陽光パネルのリサイクルの促進・適正処理の確保
- ・金属スクラップ等の適正処理の確保 等

7 計画の進捗管理

計画の実行に当たっては、設定した数値目標をもとに施策の成果と課題を的確に把握するとともに、事業内容の見直しを柔軟に行うことで、より効果的・効率的に施策を実施し、計画の実効性を高めます。

また、計画期間中に社会経済情勢の大きな変化が生じた場合や、廃棄物処理に関する制度改正等が行われた場合は、柔軟かつ適切に対応していきます。



熱回収

〈単に焼却するのではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収します。〉

適正処分

〈最後に残った廃棄物を適正に中間処理や埋立処分します。〉

1
2
3

図 1-2 廃棄物処理の優先順位について

<4 R (3 R + リプレイス) について>

長野県では、長野県廃棄物処理計画（第5期）から3R（リデュース、リユース、リサイクル）に「リプレイス」を加えた「4R」の推進に取り組んでいます。

リプレイスを含めた4Rの取組を県内に更に浸透させていくため、今後は「4R（3R + リプレイス）」と表現し、積極的に広報啓発を行っていきます。

4
5

＜廃棄物の分類＞

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理の方法や処理責任者が異なります。

○一般廃棄物

一般的には住民の日常生活に伴って生じた廃棄物のことを指しますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物をいう」と規定されており、実際には、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含まれます。

その処理方法は市町村が決定し、住民及び事業者はそれに協力しなければなりません。

一般廃棄物の処理に関しては、市町村が統括的な処理責任を有しています。市町村が処理業者に処理を委託等した場合にあっても、市町村が引き続きその処理責任を有しており、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければなりません。

○産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で規定されています。一般的には、質的にも量的にも市町村が処理責任を負うことが難しいものが規定されています。

排出事業者が自ら又は委託により、政令で定める収集、運搬、処分等の基準又は委託の基準に従って、処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者がその処理について責任を有しています。排出事業者が処理業者に処理を委託した場合にあっても、最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずることが排出事業者に求められています。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14

第2章 廃棄物の現状と目標

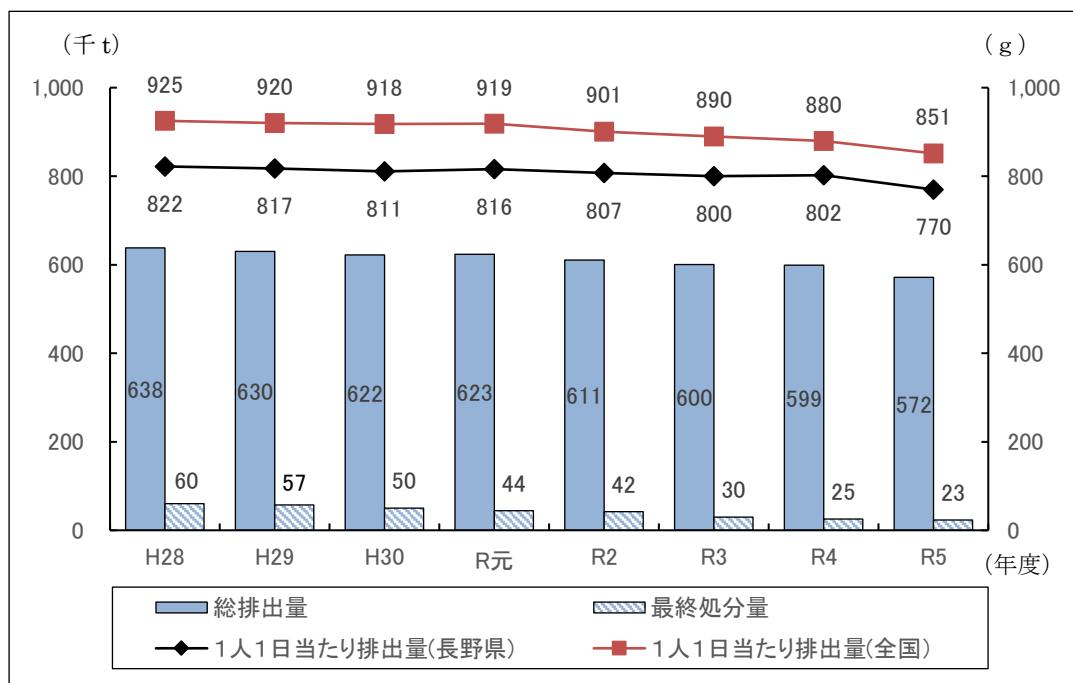
第1節 廃棄物の現状

1 一般廃棄物の現状

(1) 一般廃棄物の総排出量等

平成28年度以降、総排出量、県民1人1日当たりの排出量とも減少傾向にあり、令和5年度の総排出量は、約57万2千トンとなっています。県民1人1日当たりの排出量は770グラム（参考：令和5年度全国値851グラム）で、長野県は1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県（令和5年度全国第4位）です。

また、令和5年度の最終処分量は、約2万3千トンとなっています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図2-1-1 総排出量と最終処分量の推移

(2) 一般廃棄物の種類別の排出量

令和5年度の総排出量約57万2千トンのうち、生活系ごみは67.2%の約38万4千トン、事業系ごみは32.8%の約18万7千トンとなっています。

平成28年度以降、生活系ごみは減少傾向にある一方、事業系ごみは横ばい傾向にあります。

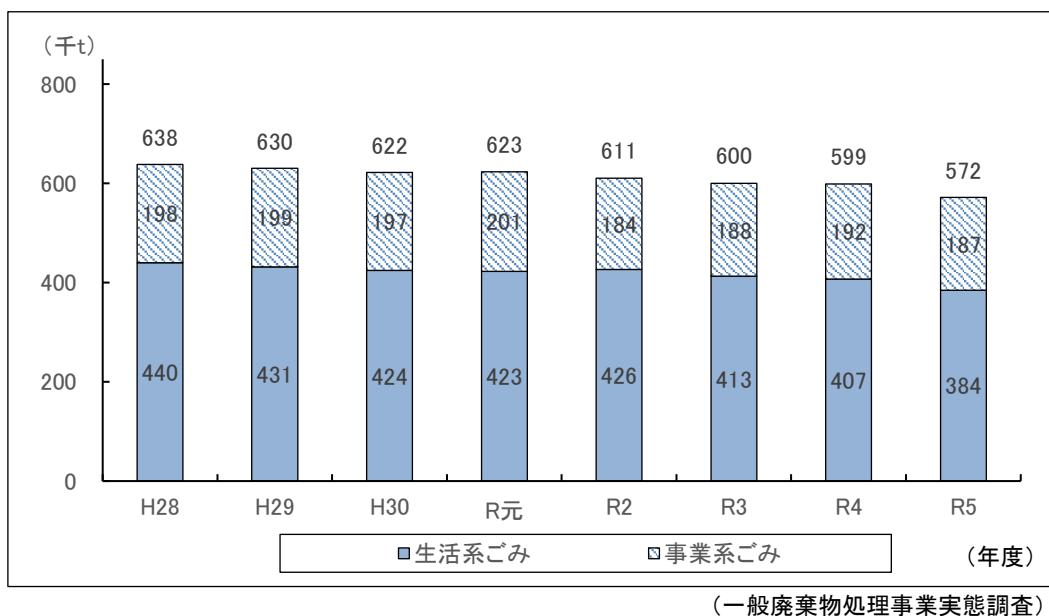


図 2-1-2 生活系と事業系の総排出量の推移

<生活系ごみと事業系ごみ>

生活系ごみとは、日常生活に伴って発生する廃棄物をいいます。

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいいます。

(3) 一般廃棄物のリサイクル率²

令和5年度のリサイクル率は22.0%で、全国を2.5ポイント上回っています。

平成28年度以降、リサイクル率は概ね横ばい傾向にあります。

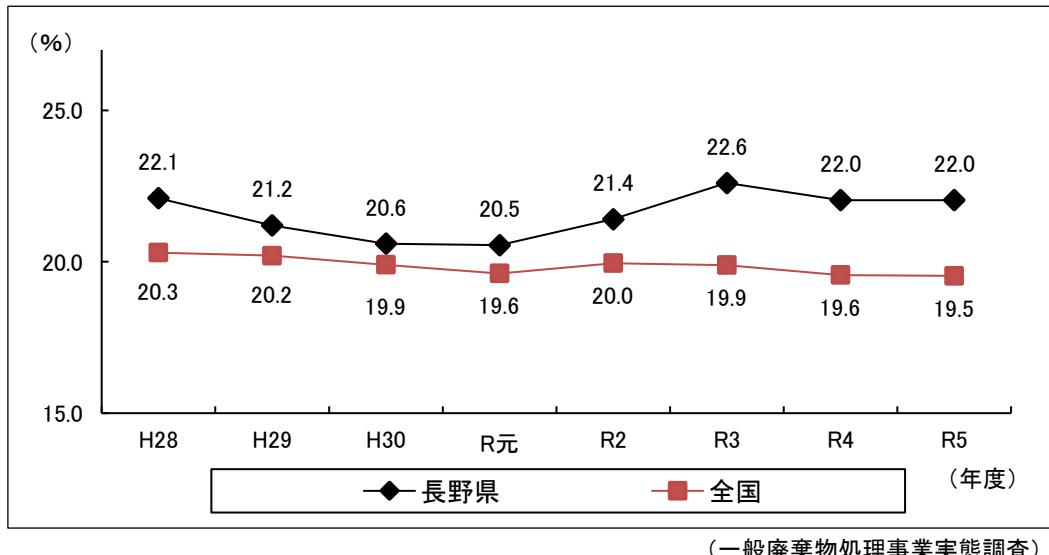
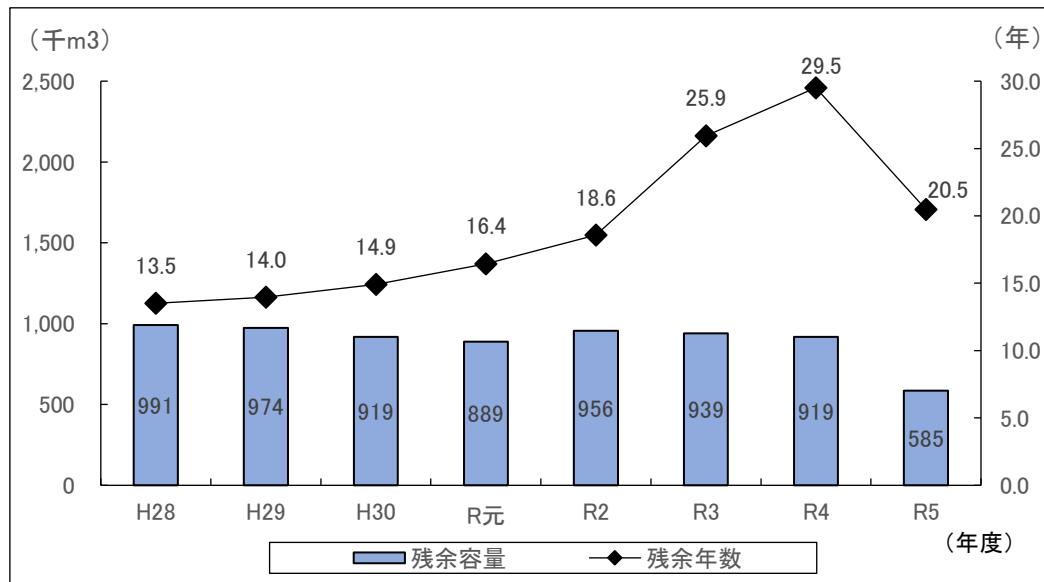


図 2-1-3 リサイクル率の推移

² 「直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量」を「ごみ処理量+集団回収量」で除した数値

1 (4) 一般廃棄物の最終処分場の残余容量等

2 一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、令和5年度末で約20年となっています。



3
4 ※残余年数とは、新しい最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立てが行われた
5 場合に、埋立処分が可能な期間（年）であり、（当該年度末残余容量（m³） ÷ （当該年度最終処分
6 量（t/年） ÷ 埋立ごみ比重（0.8163t/m³））により算出する。

7 (資源循環推進課)

8 図 2-1-4 最終処分場の残余容量・年数の推移

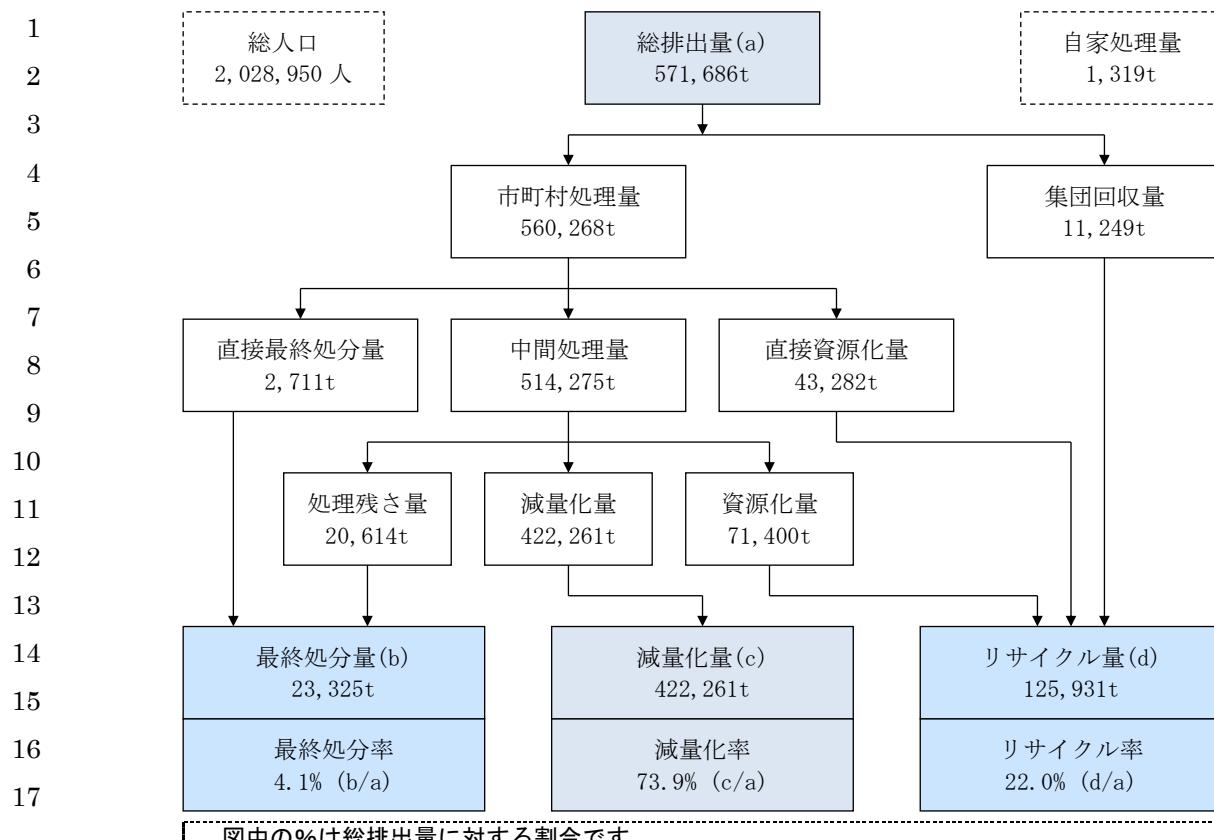
9
10 (5) 一般廃棄物の処理量、リサイクル量等

11 令和5年度の処理状況は、総排出量57万2千トンのうち、焼却、破碎等により中間
12 処理されたものは約51万4千トン、再生業者等へ直接資源化されたものは約4万3千
13 トン、直接最終処分されたものは約3千トンとなっています。

14 集団回収量に直接資源化量と中間処理後の資源化量とを合わせたリサイクル量は、
15 約12万6千トンで22.0%となっています。

16 直接最終処分量と中間処理後の処理残さ量を合わせた最終処分量は、約2万トンで
17 4.1%となっています。

18



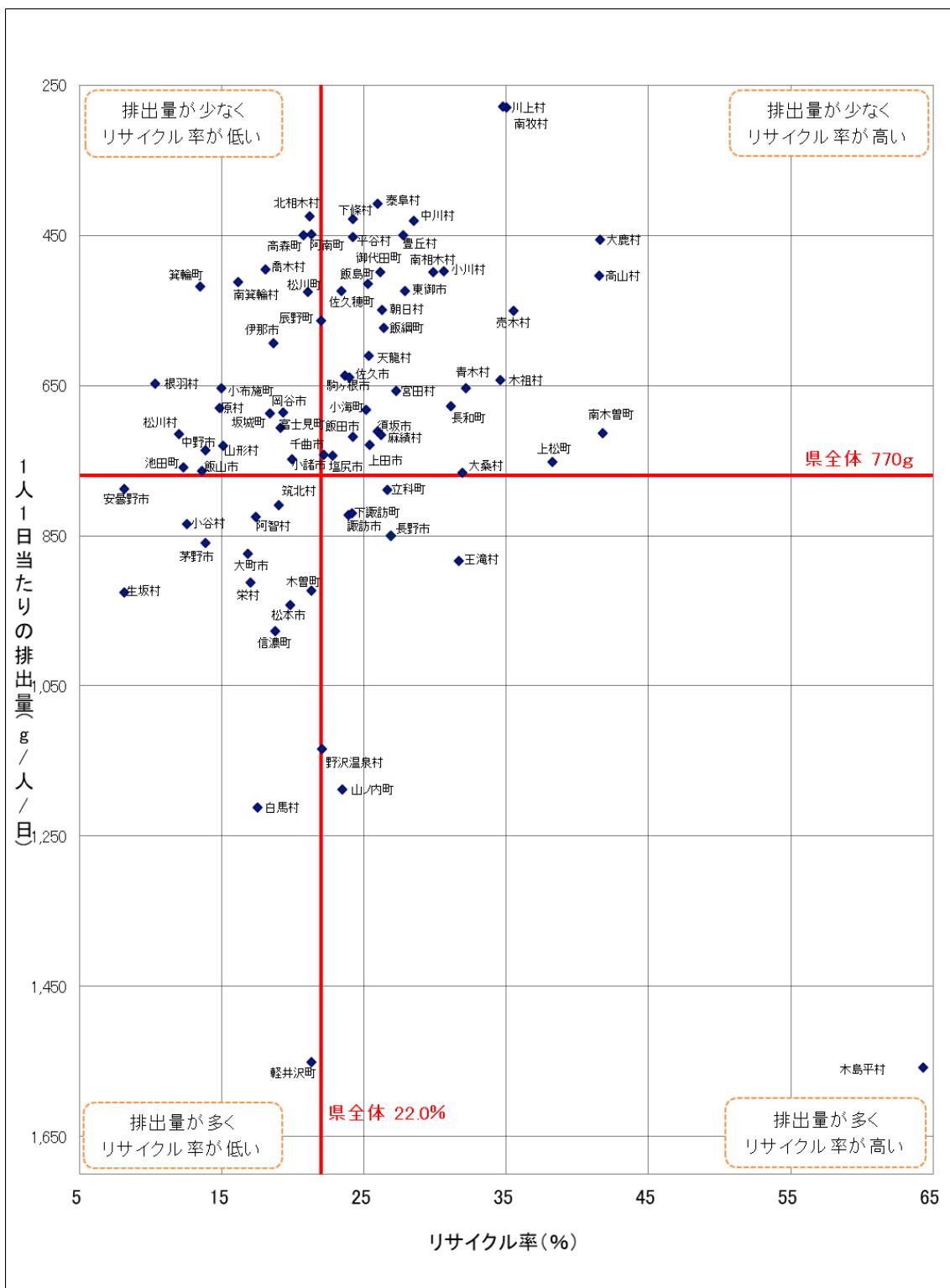
(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-5 一般廃棄物の処理フロー（令和5年度）

(6) 市町村別的一般廃棄物の排出量及びリサイクル率

令和5年度の市町村別の状況をみると、1人1日当たりの排出量が少ない市町村は南牧村、川上村、泰阜村等で、人口10万人未満の市町村では全国トップクラスの少なさです。これは、生ごみの自家処理が進んでいること、事業系ごみの排出量が少ないことなどが考えられます。

一方、1人1日当たりの排出量が多い市町村は、観光地を有する市町村等が上位を占めています。これは、1人1日当たりの排出量が、観光客が滞在・利用するホテル・旅館、飲食店から排出される事業系ごみも含めて定住人口で除して算定するためと考えられます。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-6 一般廃棄物排出量とりサイクル率の市町村分布（令和5年度）

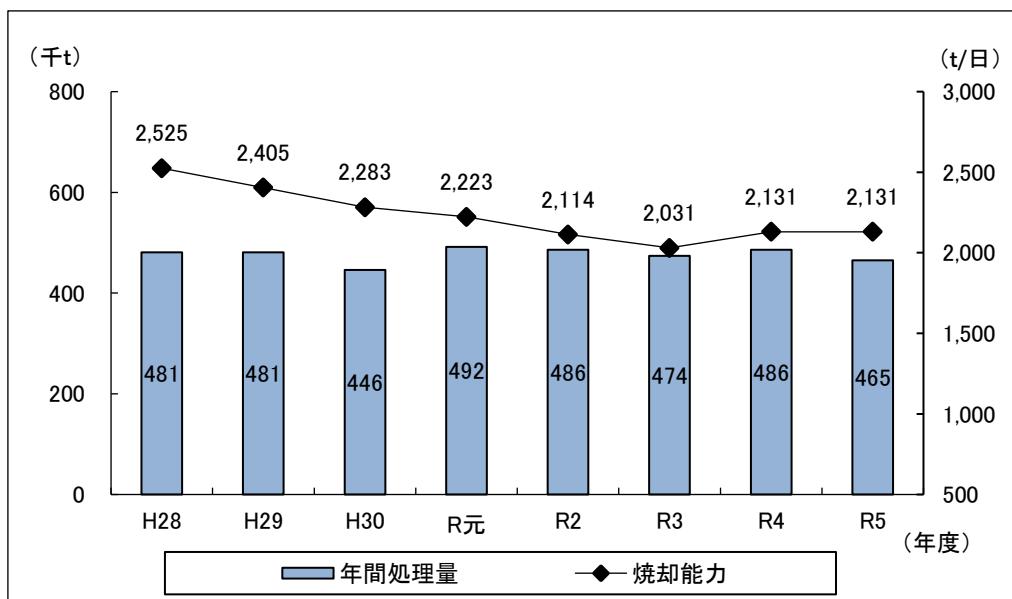
1 (7) 一般廃棄物処理施設の設置状況

2 ア 焼却施設

3 令和5年度末現在、市町村の一般廃棄物の焼却施設は18施設で、処理能力の合計
4 は約2,131トン／日となっています。

5 燃焼方式別では、全連続式（24時間運転）が13施設、准連続式（16時間運転）が
6 3施設、バッチ式（8時間運転）が2施設となっています。

7 なお、一部の市町村は、民間委託や県外市町村との共同処理を行っています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-7 一般廃棄物焼却施設の年間処理量と処理能力の推移

イ 最終処分場

令和5年度末現在、市町村の一般廃棄物の最終処分場は33施設で、残余容量は約58万5千立方メートルとなっています。

表 2-1-1 一般廃棄物最終処分場の状況（令和5年度末）

区分	施設数	残余容量
最終処分場	33	584,831m ³

(一般廃棄物処理事業実態調査)

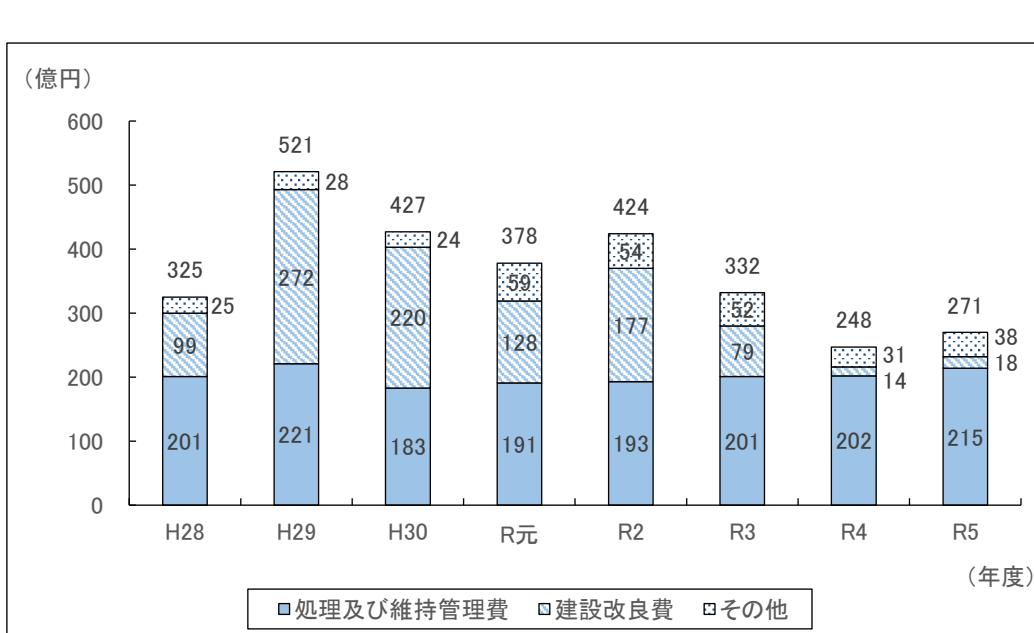
1 (8) 一般廃棄物の処理経費

2 一般廃棄物の処理経費は、施設建設等に伴う一時的な経費である建設改良費と、処理
3 事業の実施及び処理施設の維持管理に伴う継続的な経費である処理及び維持管理費に
4 大別されています。

5 建設改良費は、施設の新設・更新のため年度によって変動があり、処理及び維持管理
6 費は横ばい傾向にあります。令和5年度の処理経費は、建設改良費が約18億円、処理
7 及び維持管理費が約215億円となっています。

8 処理経費を県民総人口で割った1人当たりの年間経費は、過去10年間の平均で
9 16,714円となります。そのうち5,372円(32.1%)が建設改良費、9,582円(57.3%)
10 が処理及び維持管理費となっています。

11 分別回収の種類を多くするなど分別方法を細分化するほど、処理経費は増加します。
12 また、排ガス処理装置の高度化など有害物質の処理対策の推進、さらには焼却熱の有効
13 利用や災害対策の強化も求められており、市町村等ではこれらの効果とコストの両面
14 から検討しています。



16 ※「その他」には、家庭用生ごみ処理機の助成費などが計上されている。

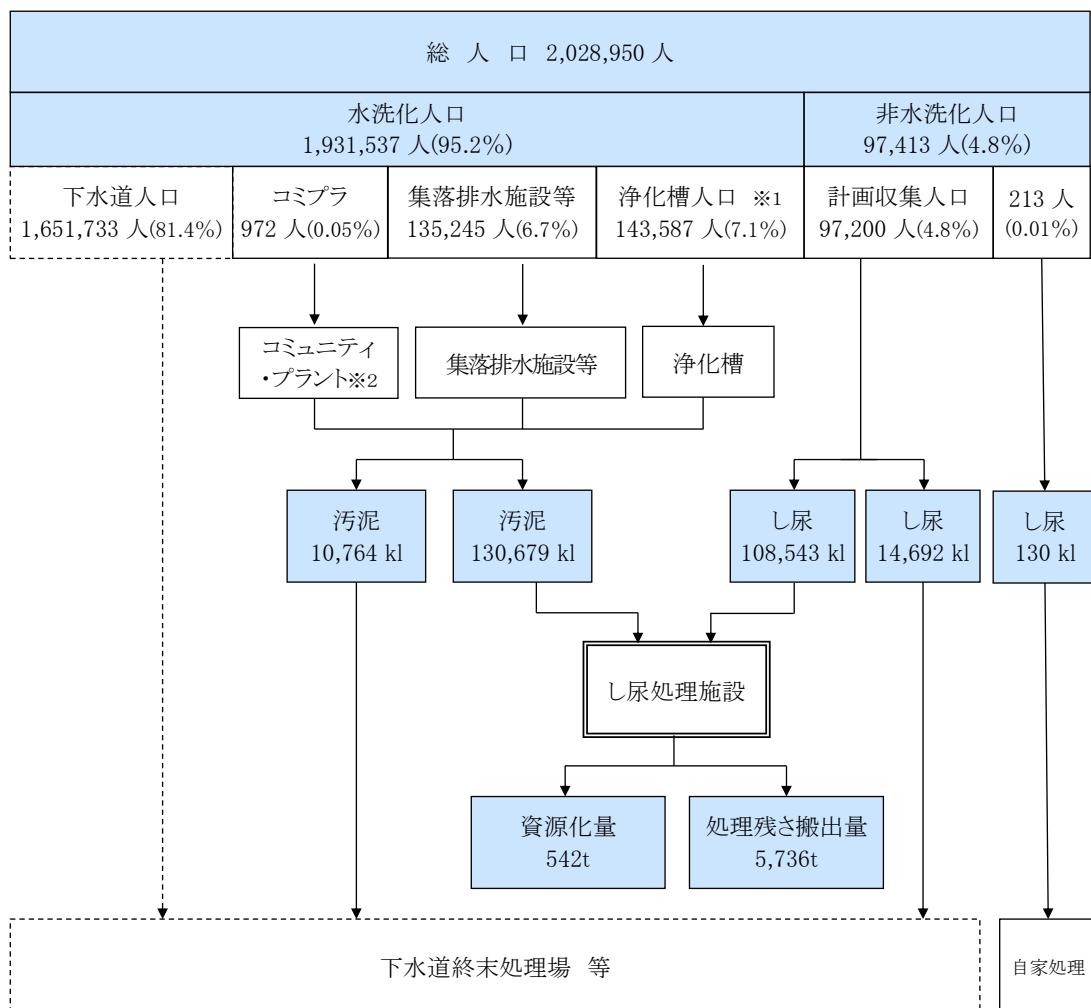
17 (一般廃棄物処理事業実態調査)

18 図2-1-8 処理経費の推移

19 (9) し尿処理の現状

20 ア し尿の排出量、処理量等

21 し尿について、水洗化人口は、令和5年度末では総人口の95.2%となっており、
22 その内訳は公共下水道人口が総人口の81.4%、浄化槽人口が総人口の7.1%等とな
23 っています。



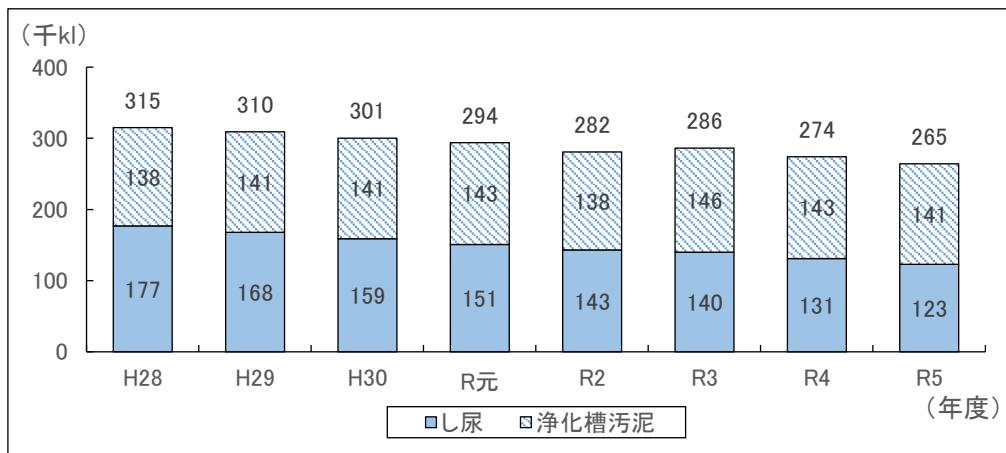
※1 浄化槽人口：合併処理浄化槽人口（=その他含む合併処理浄化槽人口）+単独処理浄化槽人口

※2 コミュニティ・プラント：複数の住宅から排出されるし尿と生活雑排水を共同処理する施設
(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-9 し尿の排出及び処理フロー（令和5年度）

イ し尿の処理量

下水道等の整備普及に伴い、処理量は減少しています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

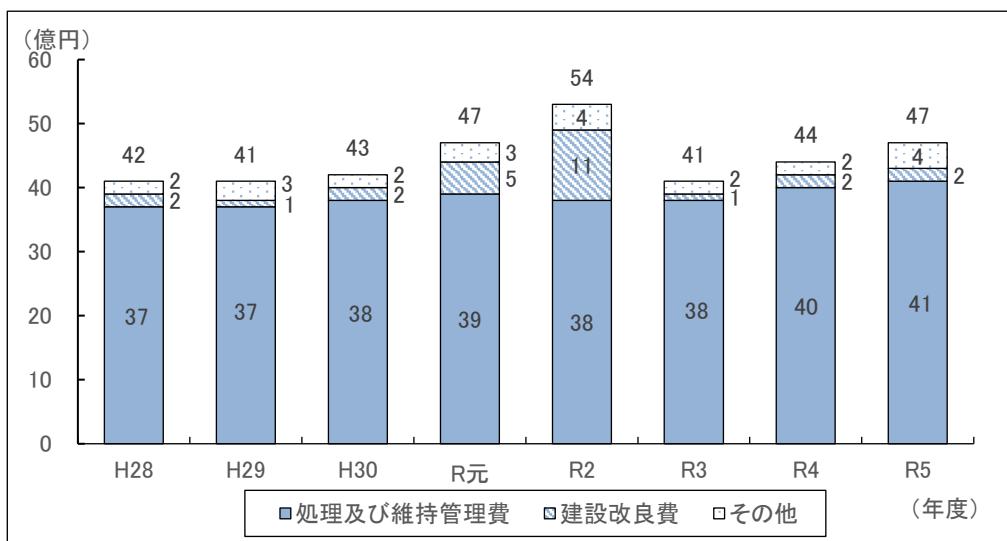
図 2-1-10 し尿処理量の推移

ウ し尿の処理経費

し尿の処理経費は、ごみ処理施設の経費と同様に、施設建設等に伴う一時的な経費である建設改良費と、処理施設での処理及び処理施設の維持管理に伴う継続的な経費である処理及び維持管理費に大別されています。

建設改良費は、施設の新設・更新のため年度によって変動があり、処理及び維持管理費は、概ね横ばい傾向にあります。

し尿の処理経費を利用人口（令和2年度までは非水洗化人口及び浄化槽人口の合計。令和3年度からは非水洗化人口、集落排水施設等人口及び浄化槽人口の合計。）で割った1人当たりの年間経費の過去10年間の平均は、10,481円となります。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

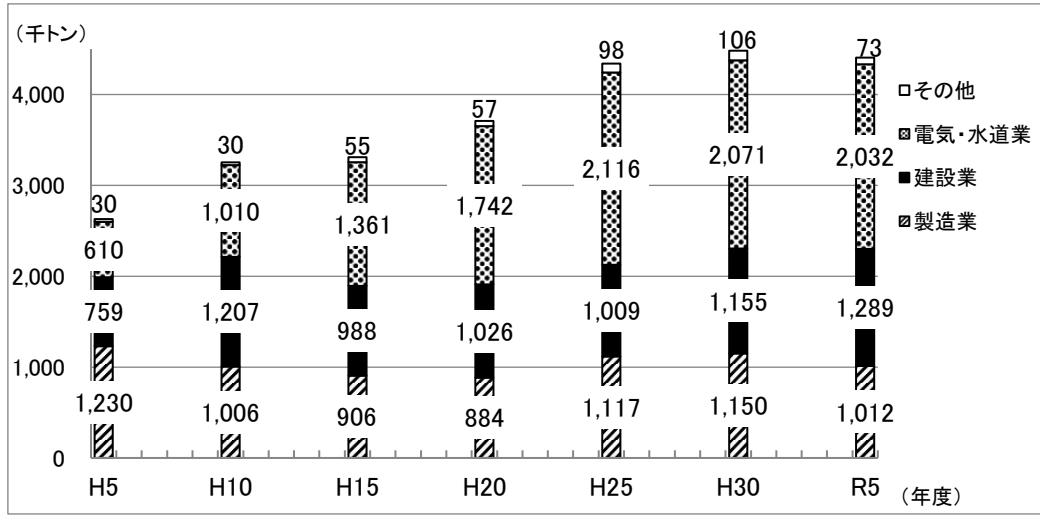
図 2-1-11 し尿の処理経費の推移

2 産業廃棄物の現状

(1) 産業廃棄物の排出量

令和5年度の排出量は、約440万7千トンとなっています。電気・水道業が約203万2千トンで最も多く、次いで建設業が約128万9千トン、製造業が約101万2千トンとなっています。

建設業は増加傾向、製造業と電気・水道業は減少傾向にあります。



(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-12 業種別の産業廃棄物排出量の推移

(2) 産業廃棄物の種類別の排出量

令和5年度の排出量を種類別にみると、汚泥が60.8%の約268万トンで最も多く、次いで、がれき類が18.6%の約82万トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが6.1%の約27万トン、木くずが5.3%の約23万1千トン等となっており、この4種類で排出量の90.8%を占めています。

排出量全体の6割以上を占める汚泥のうち、上下水道業から排出される汚泥は、排出量全体の46%と、ほぼ半分を占めています。

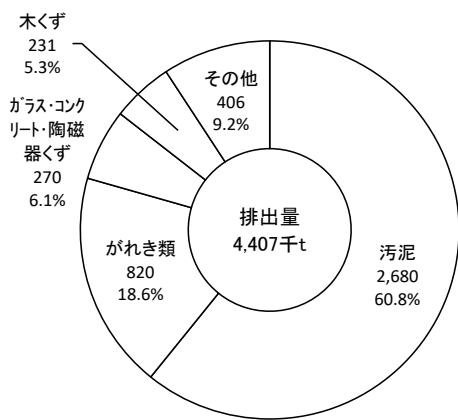


図 2-1-13 種類別の排出量（令和5年度）

＜上下水道汚泥＞

上下水道業から排出される汚泥は、事業活動から生じるため、産業廃棄物に分類されます。

上下水道業から排出される汚泥のほとんどは下水道終末処理場で污水を処理する際に発生する下水汚泥です。

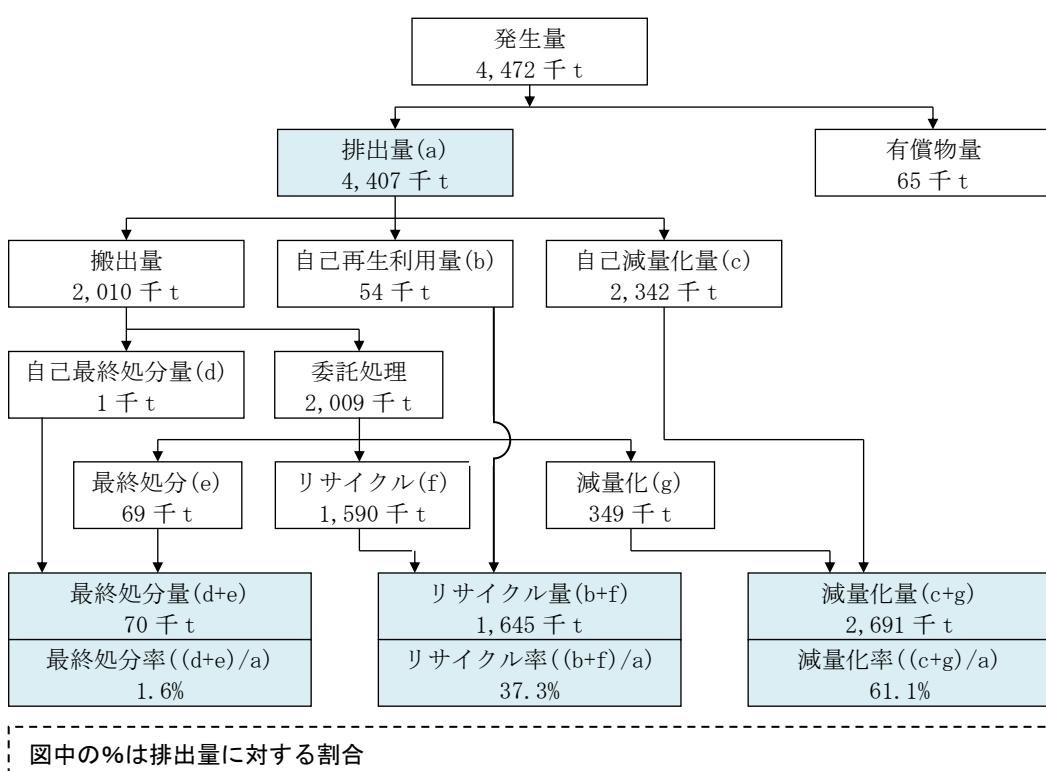
(長野県産業廃棄物実態調査)

1 (3) 産業廃棄物の処理量

2 令和5年度の処理量をみると、排出量約440万7千トンのうち、排出事業者自らの中
3 間処理による減量化量約234万2千トン及び自己再生利用量約5万4千トンを除いた
4 搬出量は、約201万トンとなっています。

5 搬出量のほとんどが産業廃棄物処理業者によって処理されており、委託処理量約200
6 万9千トンのうち、中間処理による減量化量が約34万9千トン、再生利用量が約159
7 万トン、最終処分量が約6万9千トンとなっています。

8 最終的に、減量化量が約269万1千トンで61.1%、リサイクル量が約164万5千ト
9 ンで37.3%、最終処分量が約7万トンで1.6%となっています。

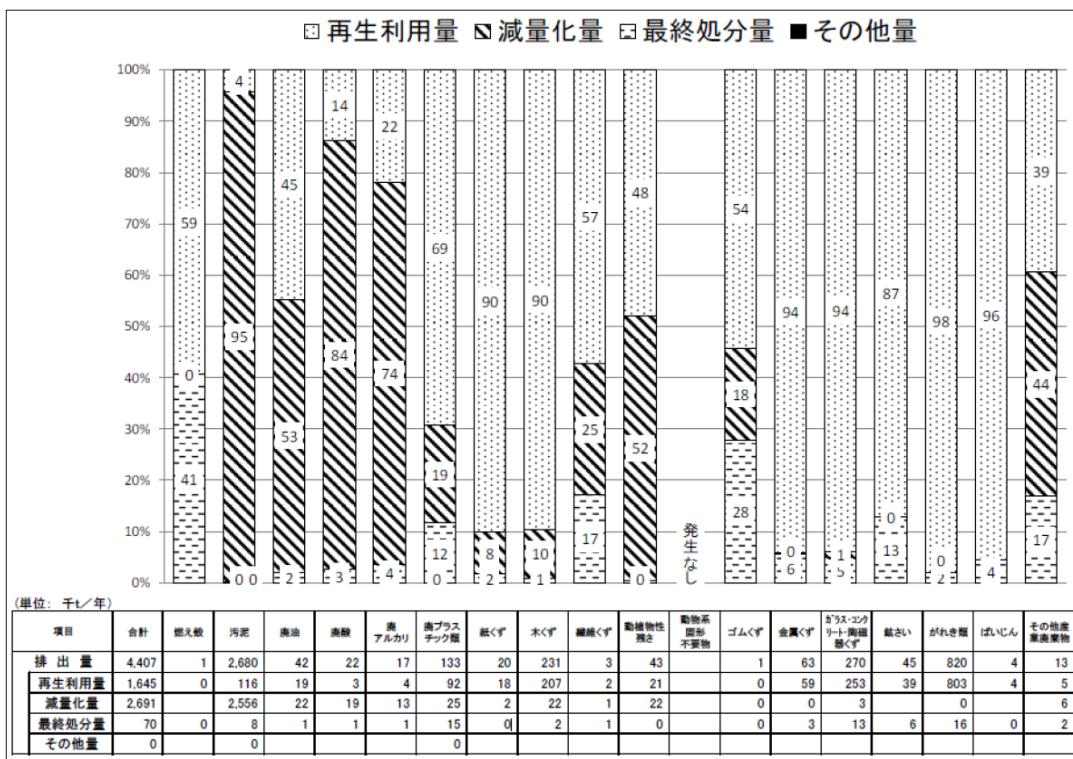


(長野県産業廃棄物実態調査)

36 図2-1-14 産業廃棄物の処理フロー（令和5年度）

38 (4) 産業廃棄物の種類別の処理状況

39 令和5年度の種類別の処理状況をみると、がれき類やガラス・コンクリート・陶磁器
40 くずの再生利用量は多く、ほとんどが再生利用されていますが、汚泥と廃酸は減量化の
41 割合が高く、どちらもリサイクル率は低くなっています。



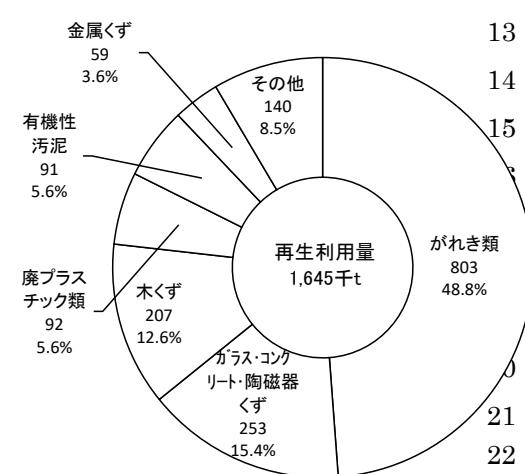
※図表中の廃棄物の種類は、排出量に対する処理の割合を示すために、中間処理により種類が変わった場合であっても、発生時の種類で捉えている。【種類別：無変換】

(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-15 種類別の処理状況（令和5年度）

(5) 産業廃棄物の種類別のリサイクル量

令和5年度の再生利用量は、約 164 万 5 千トンとなっており、排出量の 37.3% を占めています。種類別にみると、がれき類が約 80 万 3 千トンで最も多く、次いでガラス・コンクリート・陶磁器くずが約 25 万 3 千トン、木くずが約 20 万 7 千トン等となって います。



<中間処理後の産業廃棄物の約 96% を再生利用>

産業廃棄物は、脱水、焼却、破碎等の中間処理により減量化、減容化、無害化されます。中間処理により産業廃棄物は 440 万 7 千トンから 171 万 5 千トンに減量化されますが、そのうち約 164 万 5 千トンは再生利用され、残り約 7 万トンが最終処分されています。

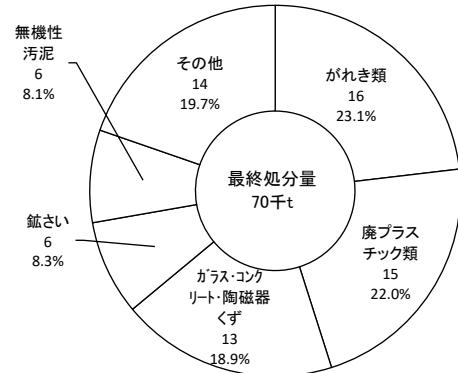
図 2-1-16 種類別のリサイクル量（令和5年度）

(長野県産業廃棄物実態調査)

1 (6) 産業廃棄物の種類別の最終処分量

2 令和5年度の最終処分量は、約7万トンとなっており、排出量の1.6%が最終処分されています。

3 種類別にみると、がれき類が約1万6千トンで最も多く、次いで、廃プラスチック類が約1万5千トン、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが約1万3千トン等となっています。



(長野県産業廃棄物実態調査)

図 2-1-17 種類別の最終処分量（令和5年度）

12 (7) 産業廃棄物処理施設の設置状況

13 ア 中間処理施設

14 令和6年度末現在、産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物処理法の許可を受けた施設）は442施設となっています。

15 最も施設数の多い破碎施設は394施設で、処理能力の合計は154,498トン／日となっています。

表 2-1-2 産業廃棄物の中間処理施設（許可施設）の状況（中核市³を含む）（令和6年度末）

区分	施設数	処理能力
焼却施設	19	687t/日
破碎施設	394	154,498t/日
脱水施設	18	1,947m ³ /日
その他の施設	11	666m ³ /日
合 計	442	—

(資源循環推進課)

21 イ 最終処分場

22 令和5年度末現在で埋立中の産業廃棄物の最終処分場（廃棄物処理法の許可対象外施設を含む。）は21施設となっています。

23 また、令和5年度末現在、合計の残余容量は約69万立方メートルで、残余年数は9.9年となっています。産業廃棄物の最終処分量は減少傾向にあります。

³ 中核市：長野市（平成11年度～）松本市（令和3年度～）

1

表 2-1-3 最終処分場の状況（令和5年度末）

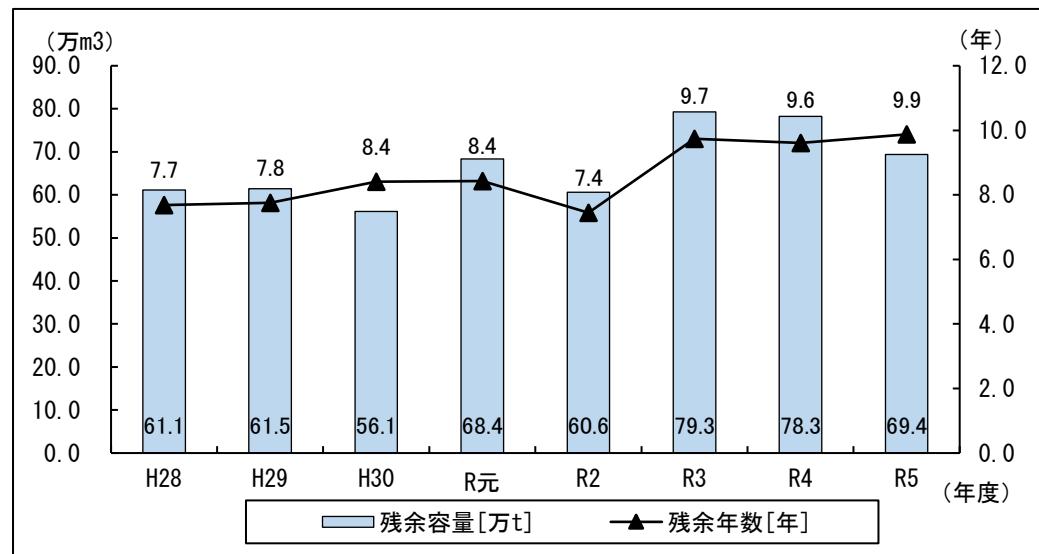
区分	施設数	うち処理業者	R5 年度末残余容量
		施設数	
安定型	14	13	373,573 m ³
管理型	5	5	320,167 m ³
遮断型	2	2	504 m ³
合計	21	20	694,243 m ³

※埋立てが終了した最終処分場を除く。

(資源循環推進課)

2

3



4

5

6

残余年数（年） = 最終処分場残余容量（m³） ÷ 産業廃棄物最終処分量（t／年）
 （tとm³の換算比を1とする）

7

(資源循環推進課)

8

図 2-1-18 最終処分場の残余容量・年数の推移

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

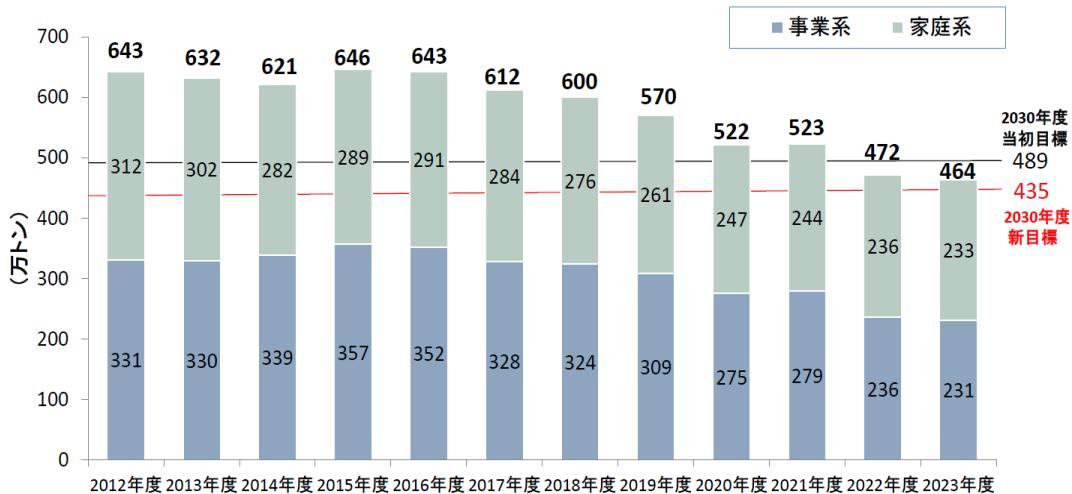
20

21

3 食品ロスの現状

(1) 全国の食品ロス発生量の推計

令和5年度の全国における食品ロス量は約464万トンで、このうち家庭から発生する家庭系食品ロス量は約233万トン、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は約231万トンと推計されており、食品ロス量の推計を開始した平成24年度（2012年）以降で最少となっています。



（出典：環境省ホームページ）

図2-1-19 全国の食品ロス量の推移

全国で発生している食品ロス量約464万トンを国民1人当たりに換算すると1日約102グラムとなり、おにぎり約1個分の量に相当します。

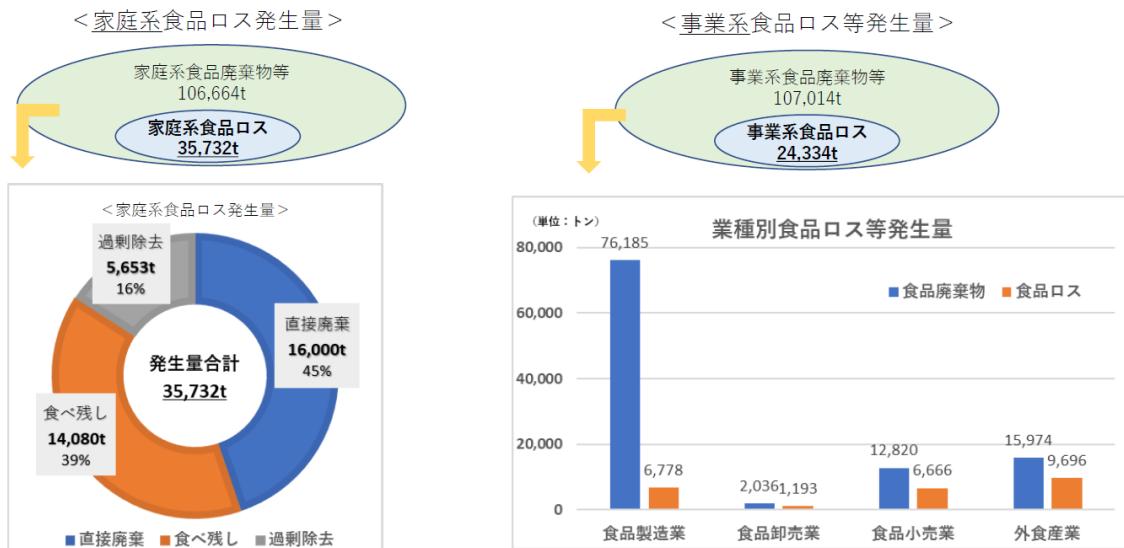


（出典：農林水産省ホームページ）

図2-1-20 国民1人当たりの食品ロス量（令和5年度）

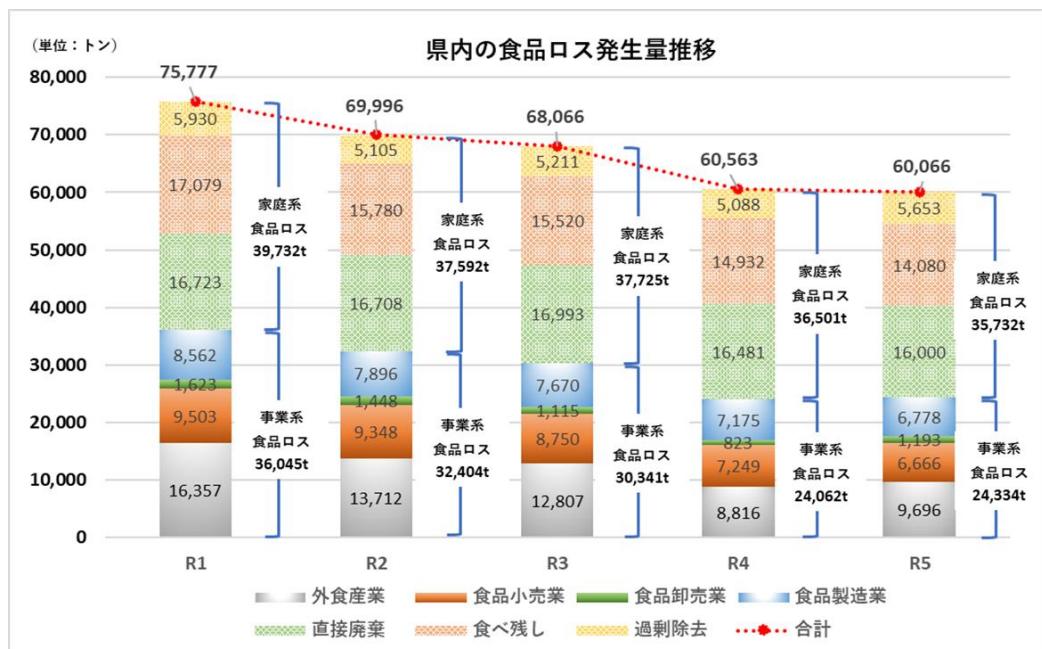
1 (2) 県内の食品ロス発生量の推計

2 環境省が令和7年3月に公表した「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マ
3 ニュアル」を参考に、県内の食品ロス発生量を推計したところ、令和5年度の県内にお
4 ける食品廃棄物発生量は家庭系・事業系ともに約10万7千トンで合計約21万4千トン
5 と推計されます。また、食品ロス発生量は家庭系が約3万6千トン、事業系が2万4千
6 トンで合計約6万トンと推計されます。



7 図 2-1-21 県内の食品ロス等発生量（イメージ）（令和5年度）

8 また、県内の食品ロス発生量は過去5年において減少傾向となっています。



10 図 2-1-22 県内の過去5年における食品ロス発生量（イメージ）

11 県内の1人1日当たりの食品ロス発生量は、約81グラムと推計され、全国値（約
12 102グラム）の約79%となっています。

第2節 数値目標

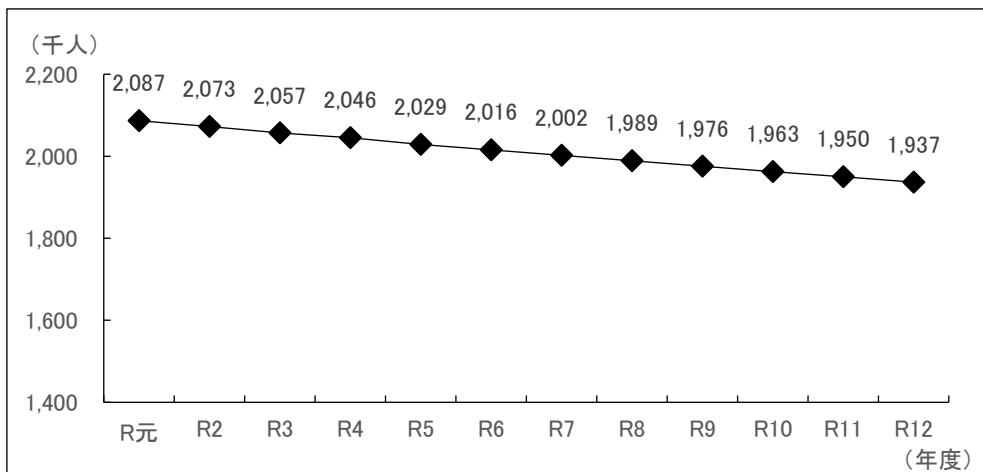
1 一般廃棄物の将来推計及び目標

(1) 一般廃棄物の将来推計

ア 生活系ごみ

(ア) 人口推計

一般廃棄物のうち、生活系ごみの排出量は人口に影響されます。令和6年度から令和12年度までの各年度における人口推計値は次のとおりです。



※しあわせ信州創造プラン3.0における長野県人口の将来展望（改善ケース）を基に、資源循環推進課が推計

図2-2-1 長野県の人口の推移

(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推計

1人1日当たりの生活系ごみ排出量について、過去5年間のトレンド（対数近似）から推計を行いました。

近年は減少傾向が続いており、今後も同様に推移すると推計されます。

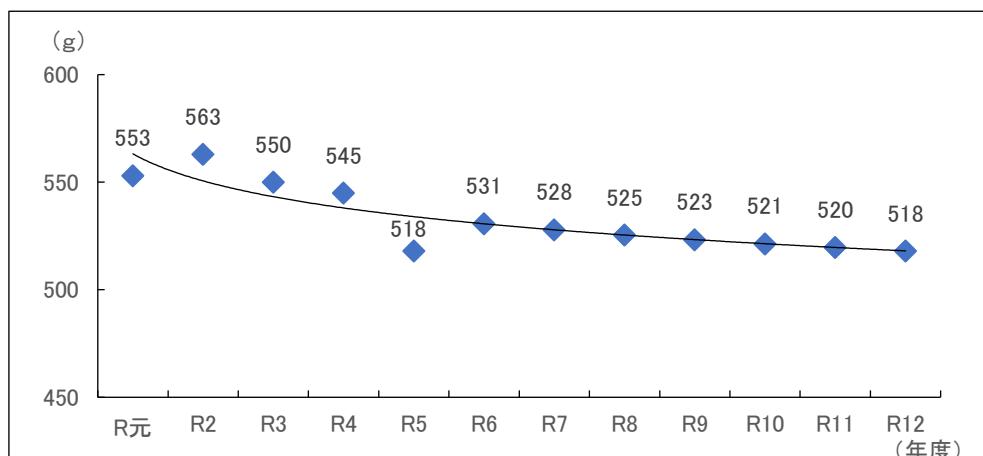


図2-2-2 1人1日当たりの生活系ごみ排出量推計結果

1 (4) 生活系ごみの排出量推計結果

2 生活系ごみの排出量について、1人1日当たりの生活系ごみ排出量と将来人
3 口の推計値から、排出量を推計しました。

$$\text{生活系ごみ排出量} = \frac{\text{1人1日当たりの}}{\text{生活系ごみ排出量}} \times \frac{\text{将来人口}}{\text{(人)}} \times \frac{\text{年間日数}}{\text{(365又は366日)}}$$

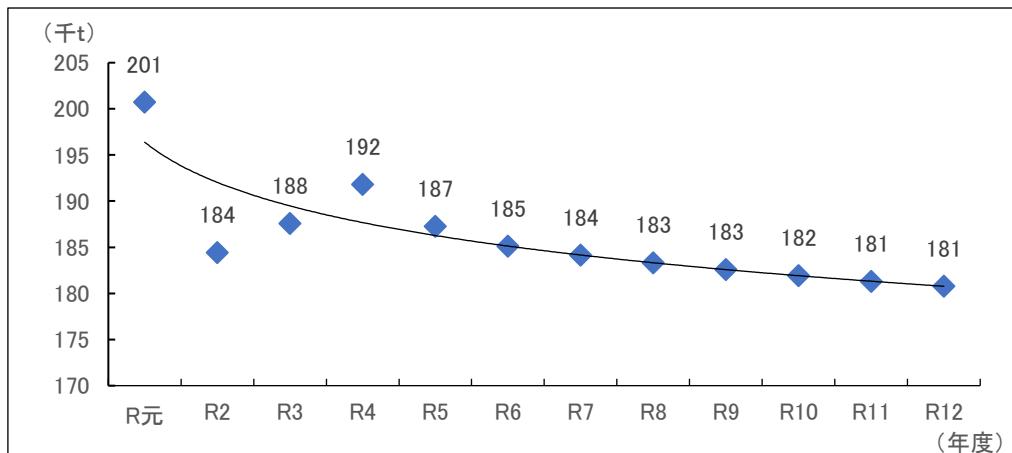
4
5 表 2-2-1 生活系ごみ排出量推計結果

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
生活系ごみ 排出量(t)	390,416	385,710	381,421	378,410	373,524	369,829	366,264

6
7 イ 事業系ごみ

8 事業系ごみの排出量について、過去5年間のトレンド（対数近似）から推計を行いました。

9 近年は新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響により、年度間で
10 比較的大きな増減がありましたが、今後は横ばいに推移すると推計されます。



11
12
13 図 2-2-3 事業系ごみ排出量推計結果

14 表 2-2-2 事業系ごみ排出量推計結果

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業系ごみ 排出量(t)	185,126	184,158	183,319	182,579	181,917	181,319	180,772

ウ 総排出量等

ア、イにより推計した一般廃棄物の総排出量等は、次のとおりです。

表 2-2-3 一般廃棄物の総排出量等の推計結果

区分	年度	総排出量(t)			1人1日当たり(g/人・日)			計
		生活系	家庭系 ⁴	事業系	計	生活系	家庭系	
実績値	R元	422,539	318,628	200,732	623,271	553	417	264
	R2	426,222	326,068	184,428	610,650	563	431	244
	R3	412,723	315,626	187,584	600,307	550	420	250
	R4	406,955	313,366	191,828	598,783	545	420	257
	R5	384,426	296,381	187,260	571,686	518	399	252
推計値	R6	390,416	301,877	185,126	575,542	531	410	252
	R7	385,710	298,862	184,158	569,868	528	409	252
	R8	381,421	296,078	183,319	564,740	525	408	253
	R9	378,410	294,217	182,579	560,989	523	407	252
	R10	373,524	290,842	181,917	555,442	521	406	254
	R11	369,829	288,347	181,319	551,148	520	405	255
	R12	366,264	285,915	180,772	547,036	518	404	256

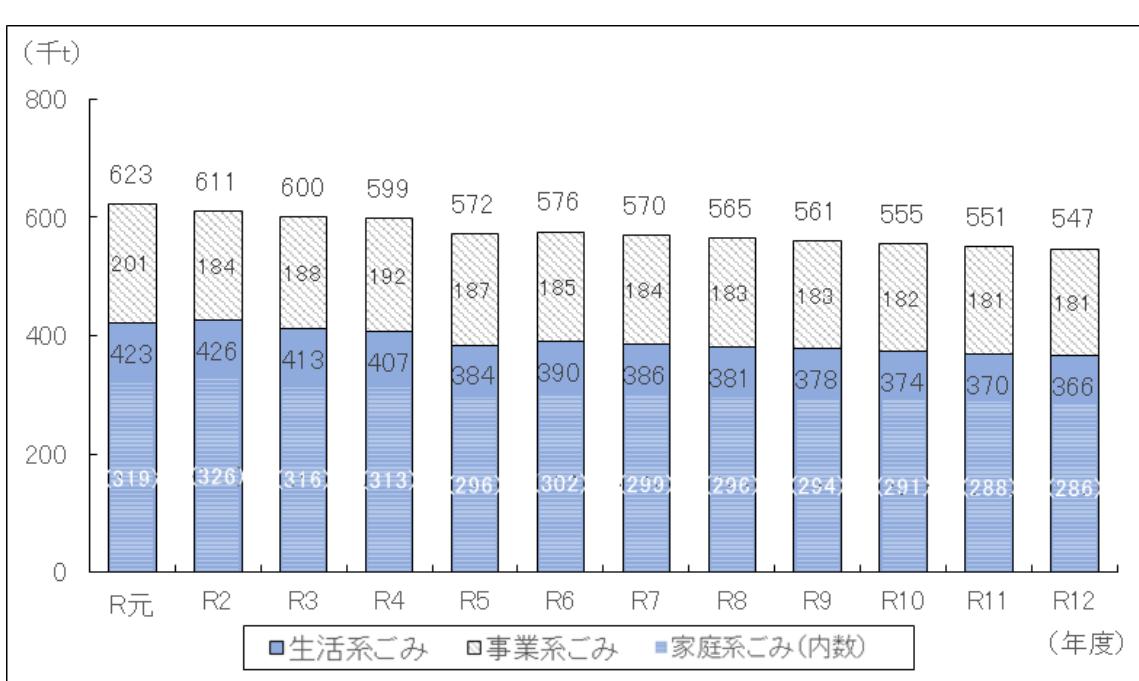


図 2-2-4 一般廃棄物の総排出量等の推計結果

⁴ 「家庭系ごみ」 = 「生活系ごみ」 - 「集団回収量」 - 「資源ごみ」 - 「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

エ リサイクル率及び最終処分率等

令和元年度から令和5年度までのリサイクル率及び最終処分率の傾向等から、令和6年度以降のリサイクル率及び最終処分率を推計し、推計した各比率に一般廃棄物の総排出量の推計を乗じて、令和6年度以降のリサイクル量及び最終処分量を算出しました。

(ア) リサイクル率の推計

リサイクル率について、過去5年間のトレンド（対数近似）及び今後の最終処分場の整備に伴う最終処分量の増加によるリサイクル率への影響を踏まえ、推計を行いました。

リサイクル率は近年概ね横ばい傾向にあり、今後も同様に推移していくことが見込まれます。

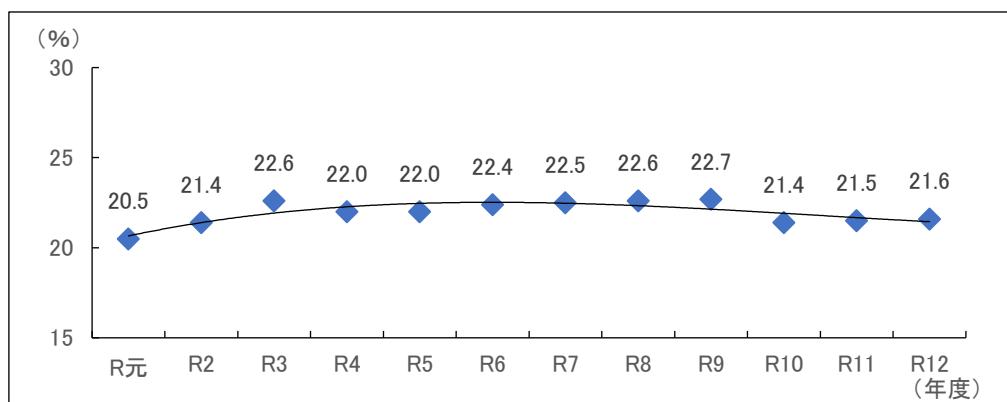


図 2-2-5 リサイクル率の推計結果

(イ) 最終処分率の推計

最終処分率についても、過去5年間のトレンド（対数近似）及び今後の最終処分場の整備に伴う最終処分量の増加の影響を踏まえ、推計を行いました。

最終処分率は今後予定されている施設整備の影響で一時的に増加が見込まれるもの、全体的としては減少傾向で推移すると見込まれます。

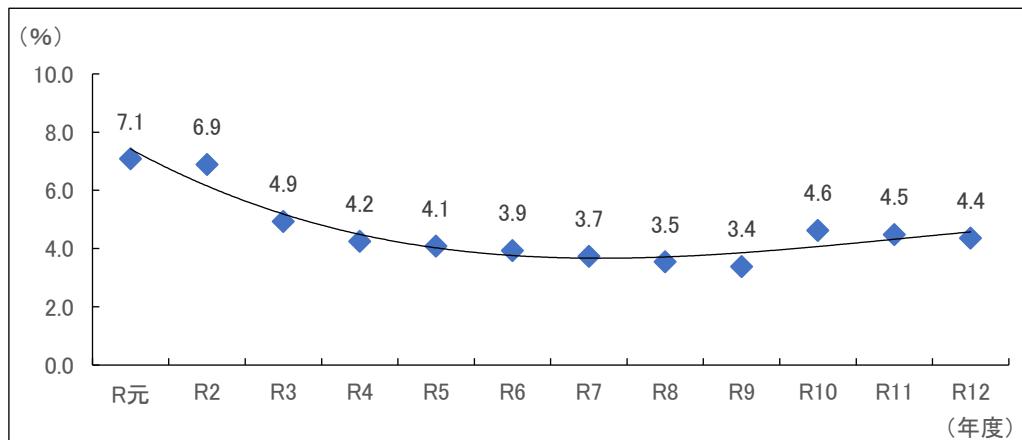


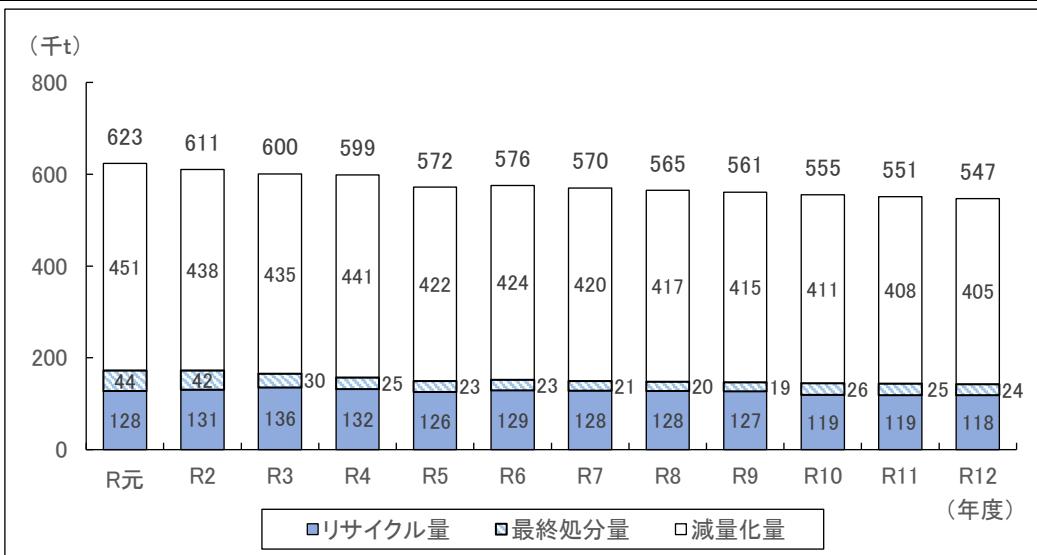
図 2-2-6 最終処分率の推計結果

1 (ウ) リサイクル率及び最終処分率等の推計結果

2 (ア) (イ)により推計した一般廃棄物のリサイクル率及び最終処分率等は、次のと
3 おりです。

4 表 2-2-4 一般廃棄物のリサイクル率及び最終処分率等の推計結果

5 区 6 分	7 年 8 度	9 総排出量 (t)	10 リサイクル率 (%)	11 リサイクル量 (t)	12 最終処分率 (%)	13 最終処分量 (t)
実績	R元	623,271	20.5	127,899	7.1	44,119
	R2	610,650	21.4	130,604	6.9	42,021
	R3	600,307	22.6	135,656	4.9	29,554
	R4	598,783	22.0	131,921	4.2	25,428
	R5	571,686	22.0	125,931	4.1	23,325
推計値	R6	575,542	22.4	129,187	3.9	22,614
	R7	569,868	22.5	128,456	3.7	21,222
	R8	564,740	22.6	127,823	3.5	20,015
	R9	560,989	22.7	127,265	3.4	18,952
	R10	555,442	21.4	119,113	4.6	25,632
	R11	551,148	21.5	118,748	4.5	24,705
	R12	547,036	21.6	118,396	4.4	23,858



21 図 2-2-7 一般廃棄物のリサイクル量及び最終処分量等の推計結果

1 (2) 一般廃棄物の数値目標

2 ア 廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に対する評価

3 廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に関する進捗状況は、表2-2-5の
4 とおりです。令和5年度について、全項目で目標値を前倒しで達成しました。特に、
5 1人1日当たりのごみ排出量は過去最少となりました。

6 また、最終処分量については、民間事業者への委託に伴い、焼却灰等の再資源化が
7 増加したことにより、大幅に減少しました。

8 表2-2-5 廃棄物処理計画（第5期）の数値目標

区分	H30年度 実績値	R5年度 実績値	R7年度 目標値	進捗度
1人1日当たりのごみ 排出量	811 g	770 g	790 g	A
うち、家庭系ごみ	413 g	399 g	406 g	A
総排出量	622 千t	572 千t	583 千t	A
リサイクル率	20.6%	22.0%	20.0%	A
最終処分量	50 千t	23 千t	47 千t	A

9 【進捗度】目標値の達成に向けた進捗を算定式に基づき評価 (A:100%以上, B:80%以上, C:80%未満, D:基準値未満)

10 ※水準の維持等を目標とするものは、A:達成、D:未達成

11 【算定式】(R5又はR6実績-H30又はR2実績(基準値))/(R5又はR6進捗目安-H30又はR2実績(基準値))

13 イ 長野県循環型社会づくり推進計画における数値目標

14 長野県循環型社会づくり推進計画においては、リデュース、リユースの2Rを意識
15 した取組により廃棄物の発生抑制を進めることを踏まえて数値目標を定めます。

16 県民1人1日当たりのごみ排出量の令和12年度の数値目標について、推計値は774
17 グラムとなっていますが、排出量の削減の取組を進めることにより 740 グラムとし
18 ます。

表 2-2-6 長野県循環型社会づくり推進計画の数値目標

区分	R12 年度 推計値	R12 年度 目標値	考え方
1人1日当たりのごみ排出量	774 g	740 g	全国最少水準以下の排出量を目指す。 (R5 年度全国最少 : 749g)
総排出量	547 千 t	523 千 t	1人1日当たりごみ排出量 740 g × 人口推計 × 年間日数 (R5 年度比約 10% 削減)
リサイクル率	21.6%	25.0%	排出量の減少下でも資源回収量の増 加を図り、全国トップ3水準 (R5 年度 全国 3 位 : 24.9%) を目指す。
プラスチック使用 製品廃棄物の分別 回収(一括回収を含 む)の実施市町村数	— (R6.12.1 現在 18 市町村)	77 市町村	R4 年 4 月にプラスチック資源循環促 進法が施行され、プラスチック資源循 環体制の更なる強化が求められてい ることから、全市町村における分別回 収の実施を目指す。
最終処分量	24 千 t	21 千 t	再資源化を推進し、総排出量と同程度 の削減 (約 10% 削減) を目指す。

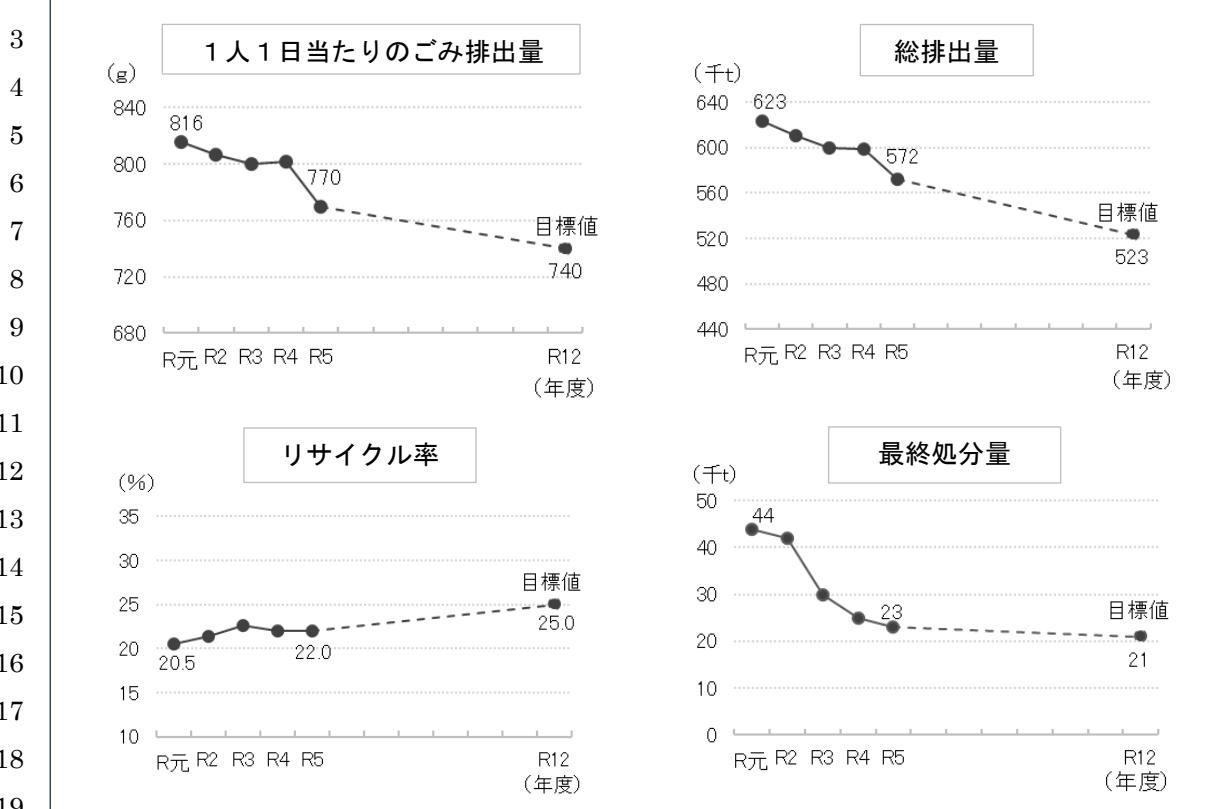


図 2-2-8 一般廃棄物に関する項目の実績値及び目標値

1 **2 産業廃棄物の将来推計及び目標**

2 **(1) 産業廃棄物の排出量等の現状把握**

3 県内事業者に業種別に抽出したアンケート調査を実施し、国の統計調査による経済
4 指標等を用いて令和5年度における県全体の業種別の排出量等を推計しました。

5 **調査概要（長野県産業廃棄物実態調査）**

6 **1 調査対象**

7 令和5年度に県内事業所から排出された産業廃棄物の処理状況

8 **2 対象事業所（標本事業所）**

9 鉱業、建設業、製造業、上下水道業、運輸業、卸・小売業等 約5,000事業所

10 **3 調査方法**

11 標本となる事業所を対象に郵送によるアンケート調査を行い、業種別、廃棄物種類別に排出
12 や処理に関するデータを把握し、これを基に拡大推計することによって県内全体の産業廃棄物
13 の排出状況、処理状況等を把握した。

14 **(2) 産業廃棄物の排出量等の将来推計**

15 排出事業者からの排出量及び処分業者における処分量について、近年の傾向が同様
16 に推移すると仮定した上で、業種別に将来の排出量及び処分量の傾向を推計しました。

17 **ア 業種別の排出量の将来推計**

18 業種別の排出量の将来推計の考え方は、次のとおりです。

19 **(ア) 建設業**

20 過去10年間の建設工事施工統計（県内）の推移を勘案し推計しました。

21 **(イ) 製造業**

22 過去10年間の製造品出荷額（県内）の推移をそれぞれ勘案し推計しました。

23 **(ウ) 水道業**

24 上水道業からの排出量には変動がほとんどなく、下水道業は水洗化人口の今後
25 の推移を見込み推計しました。

26 **(エ) その他業種**

27 経済指標である従業者数等について、過去10年間の推移を勘案し推計しました。

28 **イ 再生利用率等の将来推計**

29 再生利用率及び最終処分率は、再生利用技術及び減量技術の向上により増減しま
30 すが、参考とする適当な指標がないため、今後も同様に推移すると見込みました。

31 **ウ 産業廃棄物の排出量等の将来推計値**

32 ア、イにより推計した、産業廃棄物の排出量等は、次のとおりです。

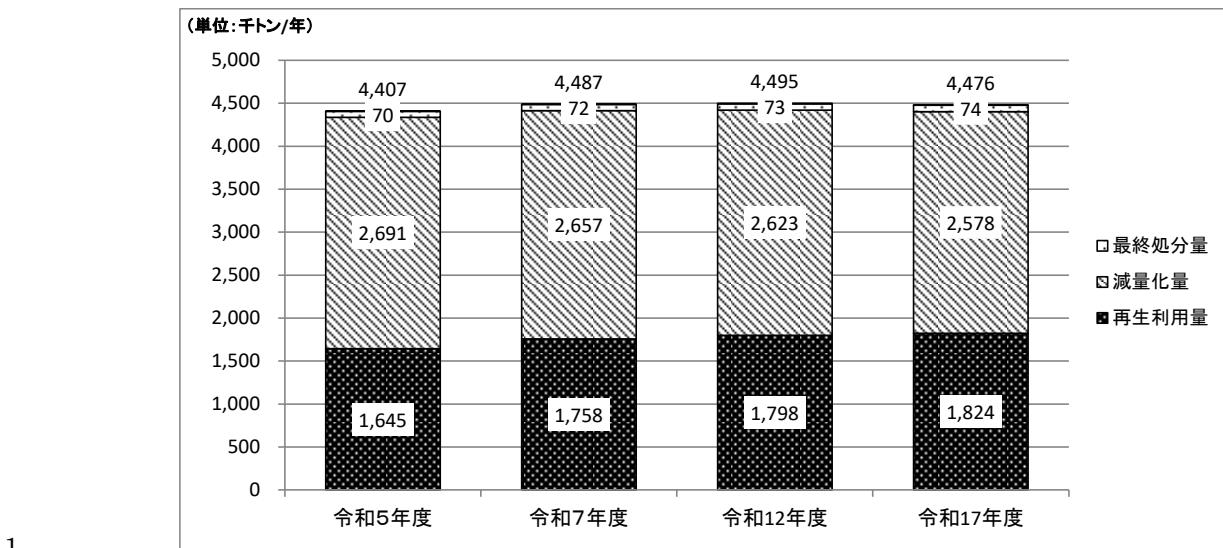


図 2-2-9 産業廃棄物の排出量等の実績及び将来推計値

1

2

3

4

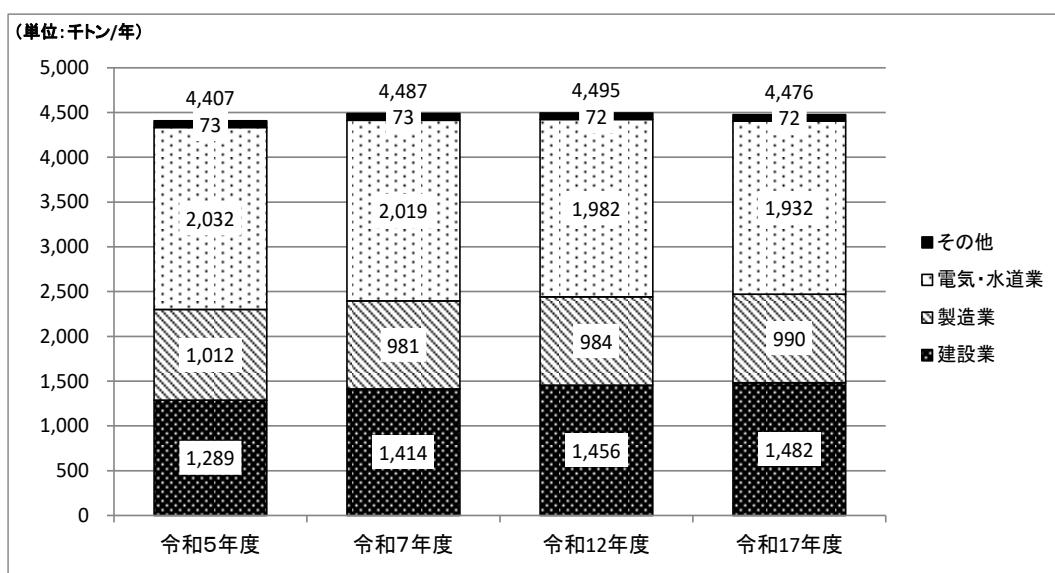


図 2-2-10 産業廃棄物の業種別の排出量の実績及び将来推計値

5

6

7

8

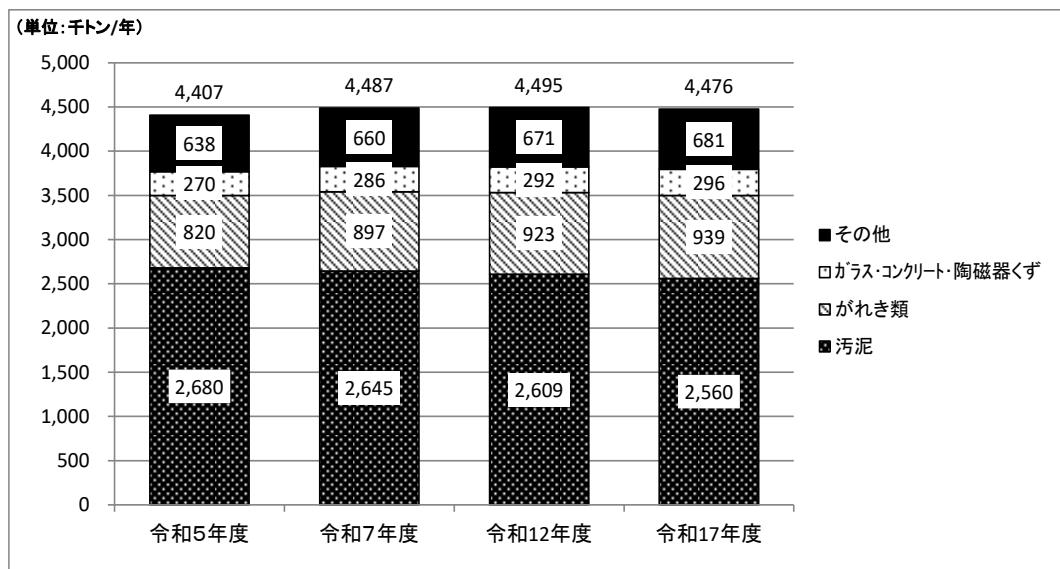


図 2-2-11 産業廃棄物の種類別の排出量の実績及び将来推計値

(3) 産業廃棄物の数値目標

ア 廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に対する評価

廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に関する進捗状況は、表2-2-7のとおりです。令和5年度について、全項目で目標値を前倒しで達成しました。

表 2-2-7 廃棄物処理計画（第5期）の目標及び取組指標の達成状況

区分	H30 年度 実績値	R5 年度 実績値	R7 年度 目標値	進捗度
排出量	4,482 千 t	4,407 千 t	4,482 千 t	A
最終処分量	81 千 t	70 千 t	81 千 t	A
再生利用率	33.7%	37.3%	34.4%	A
(参考) 出口側 の循環利用率 ⁵	33.7%	37.4%	—	—

※進捗度は表2-2-5と同様の考え方

⁵ 「再生利用量+金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類のそれぞれの減量化量」を「排出量」で除した数値

1 イ 長野県循環型社会づくり推進計画における数値目標

2 長野県循環型社会づくり推進計画においても、リデュース、リユースの2Rを意識
3 した取組により、廃棄物の発生自体の抑制を進めていくことを踏まえ、排出量を数値
4 目標とします。

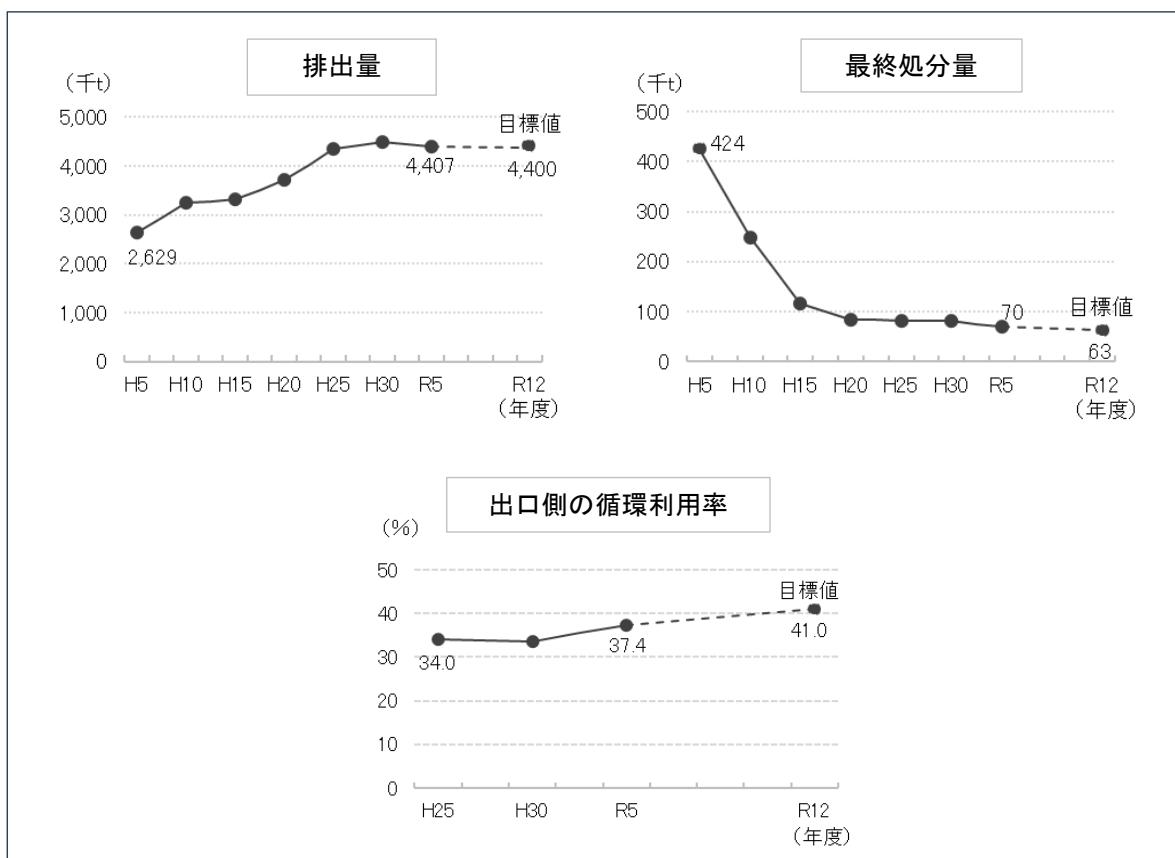
5 排出量の令和12年度の数値目標については、推計値は449万5千トンとなっていますが、
6 排出量の削減に取り組む事業者を支援することにより、440万トンとします。

7 表2-2-8 長野県循環型社会づくり推進計画の数値目標

区分	R12年度 推計値	R12年度 目標値	考え方
排出量	4,495千t	4,400千t	排出抑制を推進し、R5年度水準より増加させない。
最終処分量	72千t	63千t	再資源化を推進し、R5年度比約10%削減を目指す。
出口側の循環利用率	40.1%	41.0%	再資源化を推進し、R5年度比約10%増加を目指す。

8 ※R12年度目標値業種別内訳：建設業1,287千t、製造業1,010千t、電気水道業2,029千t、
9 その他73千t（四捨五入の関係で合計は一致しない。）

10 ※農業系廃棄物等は数値目標には計上していない。



30 図2-2-12 産業廃棄物に関する項目の実績値及び目標値

3 食品ロス削減の数値目標

(1) 廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に対する評価

廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に関する進捗状況は、表2-2-9のとおりです。市町村及び事業者への呼び掛けにより、削減に取り組む市町村や新規協力店舗数は概ね順調に増加しています。一方、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村は、人員体制及び予算面等の課題により、目標値を達成できていません。

表2-2-9 廃棄物処理計画（第5期）の数値目標

区分	R2年度 実績値	R6年度 実績値	R7年度 目標値	進捗度
家庭での食品ロス削減の呼び掛けを行っている市町村数	48市町村	67市町村	77市町村	B
外食での食品ロス削減の呼び掛けを行っている市町村数（残さず食べよう！30・10運動等）	66市町村	74市町村	77市町村	B
フードドライブに関する取組を行っている市町村数 ⁶	27市町村	55市町村	52市町村	A
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村数	4市町村	8市町村	14市町村	C
食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店舗数	— (登録計772店舗)	新規登録 222店舗 (登録計994店舗)	新規登録 200店舗 (登録計972店舗)	A

※進捗度は表2-2-5と同様の考え方

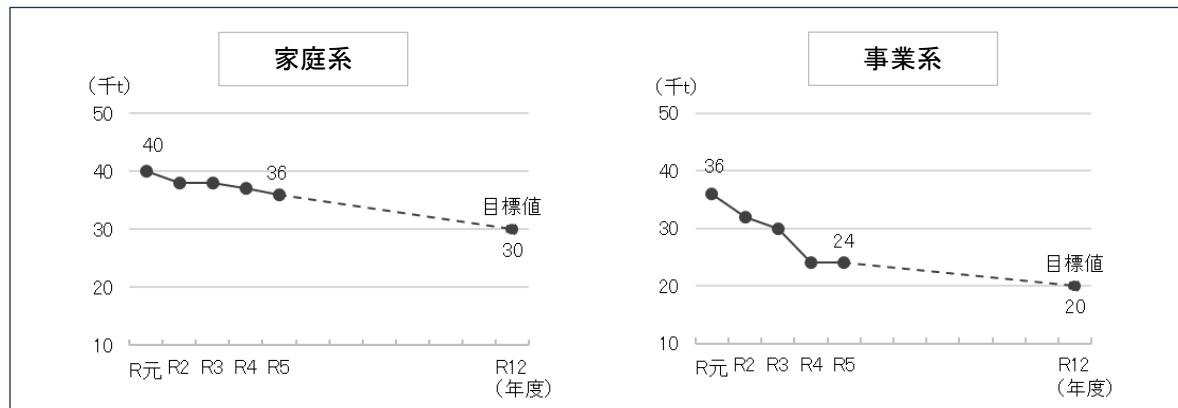
⁶ 「市町村主催あるいはフードバンク活動団体と共に開催している」と「フードバンク活動団体等が主催しているフードドライブの場所を提供したり、広報している」市町村の合計

1 (2) 長野県循環型社会づくり推進計画における数値目標

2 食品ロス削減に向け、以下のとおり数値目標を設定します。

3 表 2-2-10 長野県循環型社会づくり推進計画の数値目標

区分	R5 年度 推計値	R12 年度 目標値	考え方
家庭系食品ロス発生量	36 千 t	30 千 t	一般廃棄物の総排出量以上の削減割合（15%削減）を目指す。
事業系食品ロス発生量	24 千 t	20 千 t	



13 図 2-2-13 食品ロスに関する項目の実績値及び目標値

14 4 その他の数値目標

15 (1) 廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に対する評価

16 廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に関する進捗状況は、表2-2-11の
17 とおりです。災害廃棄物処理計画策定市町村数は、県及び国による市町村への積極的
18 な策定支援により、全市町村で策定済となりました。

19 また、信州プラスチックスマート運動協力店舗数は、宿泊施設、外食業等事業者へ
20 の呼び掛けにより、新規協力店舗数は概ね順調に増加しています。

21 表 2-2-11 廃棄物処理計画（第5期）の数値目標

区分	R2 年度 実績値	R6 年度 実績値	R7 年度 目標値	進捗度
災害廃棄物処理計画 策定市町村数	25 市町村 (21%)	77 市町村 (100%)	47 市町村 (61%)	A
信州プラスチックスマート 運動協力店舗数	— (登録計 590 店舗)	新規登録 133 店舗 (登録計 723 店舗)	新規登録 200 店舗 (登録計 790 店舗)	B

23 ※進捗度は表2-2-5と同様の考え方

24

1 (2) 長野県循環型社会づくり推進計画における数値目標

2 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた事前準備を促進するため、以下のとおり
3 数値目標を設定します。

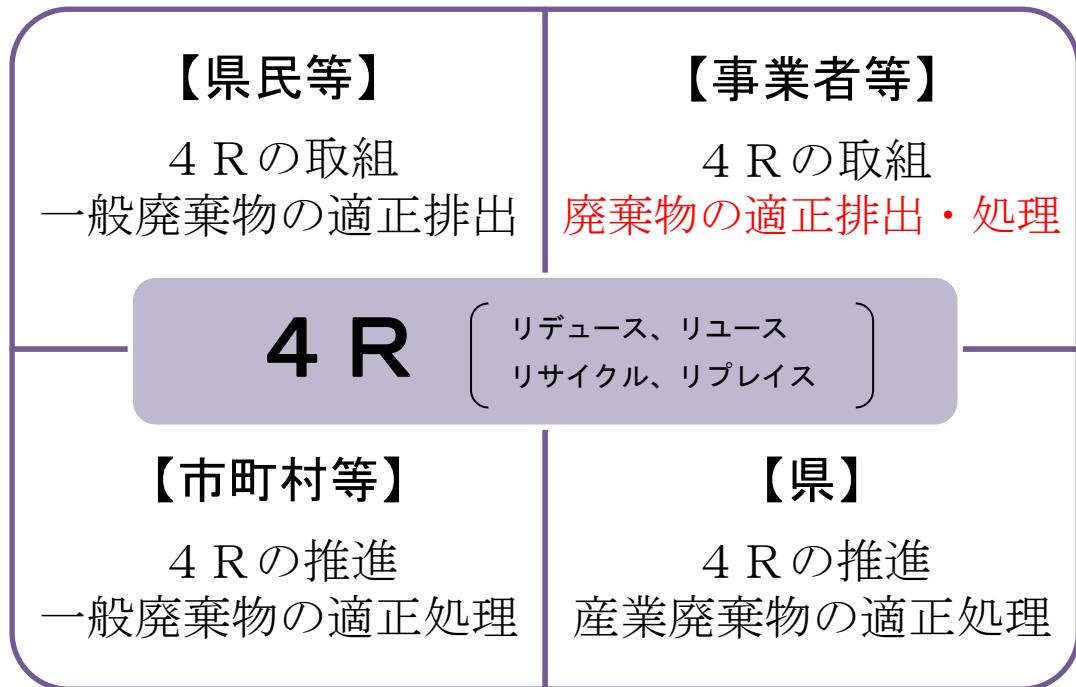
4 表 2-2-12 長野県循環型社会づくり推進計画の数値目標

区 分	令和6 年度 実績値	R12 年度 目標値	考え方
災害廃棄物の仮置場候補地 について選定済の市町村数	55 市町村	77 市町村	全市町村において候補地を選定する。
発災時に備えた訓練（初動 対応の図上演習、災害廃棄 物の仮置場の設置訓練等） の実施	—	県内 4 地区（東 信・南信・中信・ 北信）で各 2 回 実施	計画期間中に県内市町 村が訓練に参加する機 会を設ける。

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

第3章 各主体の役割

廃棄物の4R及び適正処理を推進し、循環型社会を実現するためには、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県等の適切な役割分担による主体的な取組と、各主体間の連携・協働が必要です。



1 県民、地域・NPO(市民活動団体)の役割

県民等は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努めます。具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- ・商品の購入に当たっては、不要なもの（過剰な包装など）は断ることや容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、再生品、環境に配慮された商品を選択すること（例：長野県版エシカル消費）等に努めます。
- ・購入した商品の使用に当たっては、修理の励行等によりなるべく長期間使用することや不要となった場合には他者に譲渡して有効利用すること等に努めます。とりわけ食品については、期限表示に関する正しい理解を深める、適量の購入等による食品ロスの削減に資する購買行動、食品の食べ切り、使い切り等に努めるとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減を徹底します。
- ・一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて適切に排出を行いリサイクルに協力するとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引渡しを行います。

1 **2 事業者の役割**

2 (1) 排出事業者

3 排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処
4 理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を
5 進めて4Rに努めます。具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- 6 ・消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化に努めます。
- 7 ・繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、部品を容易に交換できる構造の商品、
8 製品が壊れた場合に容易に修理することができる設計の商品の製造又は販売及び修
9 繕体制の整備に努めます。
- 10 ・単一素材化された商品、分解・分別・収集・運搬の容易な設計の商品、再生利用が容
11 易な設計の商品、廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売に努めます。
- 12 ・植物などの再生可能な有機資源由来の素材等への代替の検討、製品のライフサイクル
13 全体における環境影響の評価に基づく設計、破碎・焼却の容易な設計の商品及び適正
14 な処理が困難とならない商品の製造又は販売、環境に配慮された商品の使用等に努
15 めます。
- 16 ・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減と
17 ともに、食品循環資源の再生利用等に努めます。
- 18 ・県民に長野県版エシカル消費を促し、4Rが円滑に実施されるよう、製品・部品の材
19 質名、処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を、ホ
20 ームページ、製品本体、取扱説明書等に記載する等、必要な情報の提供に努めます。
- 21 ・産業廃棄物と一般廃棄物について、減量化に取り組むとともに、適切に分別した上で
22 排出します。また、発火の危険性のあるリチウムイオン電池が使用されている使用済
23 製品の適切な排出等に特に留意するよう努めます。

24 (2) 廃棄物処理業者

25 廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する
26 義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術
27 にかかる調査研究を行い、取組を進めて4Rに努めます。

28 特に中間処理の段階においては、分別を徹底し、極力再生利用に努め、最終処分量の
29 低減に努めるとともに、焼却等から生じる熱や電力を地域に還元するなどエネルギー
30 を無駄なく使い、循環型社会の推進に努めます。

31 また、2050 ゼロカーボンの実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの
32 排出量の削減等に向けた取組に努めます。

33 **3 市町村・一部事務組合・広域連合の役割**

34 市町村等は、区域内の一般廃棄物を適正に処理するとともに、住民、排出事業者、廃棄
35 物処理業者、県及び国と連携し、自ら取組を進めて区域内の4Rを推進します。

特に区域内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、住民への普及啓発に努めます。

また、2050 ゼロカーボンの実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進に努めます。

4 県の役割

県は、県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び国と連携し、自ら取組を進めて県内の4Rを推進します。

特に県内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、循環経済への移行を推進します。

また、域内の持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化を進める等、循環型社会形成の推進に努めます。

◎コラム | 長野県版エシカル消費とは？

「エシカル（ethical）」とは倫理的、道徳的という意味です。エシカル消費は、ものやサービスを選ぶときに、自分の消費によって誰かが傷ついていないか、環境を破壊していないかといった、世の中に与える影響を考え、よりよい消費行動を行うことです。

長野県ではエシカル消費の概念（「環境」「人・社会」「地域」に配慮した消費行動）に健康長寿県として「健康」を加えた「長野県版エシカル消費」を進めています。

「環境」に配慮した消費とは？

- ◆使い捨てのものではなく長く使えるものを選ぶ
- ◆リユース製品・リサイクル製品を選ぶ
- ◆利用時に環境負荷の少ない商品を選ぶ（省エネ製品など） 等

「地域」に配慮した消費とは？

- ◆地産地消の商品を選ぶ
- ◆地元商店街で買い物をする
- ◆被災地などの地場産品を購入して応援する
- ◆伝統工芸品を使ってみる 等

「人」や「社会」に配慮した消費とは？

- ◆障がい者就労支援施設などの製品を選ぶ
- ◆フェアトレード（※）製品を選ぶ
- ◆働きやすく、誰もが活躍できる職場で作られた製品を選ぶ
- ◆寄付付きの商品を選ぶ 等

「健康」に配慮した消費とは？

- ◆野菜たっぷり・塩分控え目な食事を心がける
- ◆健康診断・人間ドックを受ける
- ◆マイカー使用を控えて歩く 等

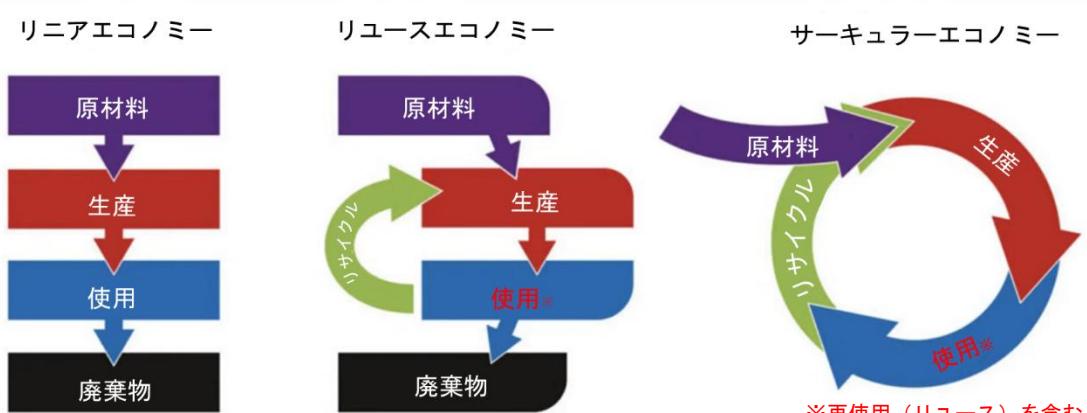
（※）一般的には経済的、社会的に立場の弱い生産者に対して、通常の国際市場価格よりも高めに設定した価格で継続的に農作物や手工芸品などを取引することで、発展途上国の自立を促す事が目的
(出典：外務省ホームページ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kyoumi/faq06.html

第4章 資源循環の推進

第1節 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動「線形経済（リニアエコノミー）」から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を進めていく必要があります。



(オランダ政府文書「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」より資源循環推進課作成)

図4-1-1 循環経済のイメージ

＜循環経済（サーキュラーエコノミー）とは＞

循環経済は、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

また、循環経済は人口減少が進む状況下において持続可能な社会の形成とともに経済的な成長も目指すものであり、事業者にとって循環経済への対応は成長機会であるとも言えます。

1 現状と課題

- 日本は、石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存しており、化石資源と同様にレアメタル等の鉱物資源も特定の地域に偏在しています。廃棄物処理・リサイクル業は小規模分散し、需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立、海外輸出されています。
- 近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争が生じており、原油・原材

1 料・穀物等の国際価格が高騰し希少物資の確保が難しくなる状況に直面するのではと
2 いう懸念が強まっています。

3 ・各国では、環境保全のみならず、資源の確保及び安定供給にも資する取組として、再生
4 材の利用を進める動きが顕在化しつつあります。このような再生材の利用に関する定
5 量目標の設定等の動きにも対応していくためには、国内においても再生材の質と量を
6 確保しつつ利用を拡大していく必要があります。

7 ・循環経済への移行とは経済システム全体を循環型に転換させるものであり、その実現の
8 ためには、一人一人の消費行動と事業者の経済活動、製造業・小売業等と廃棄物処理・
9 リサイクル業等との事業者間との連携（動静脈連携）など、広範な分野における多様な
10 主体の取組が必要となります。

11 ・このような中、国では、令和6年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本
12 計画」において、循環経済への移行を国家戦略に位置付け、関係者が一丸となって取り
13 組んでいくこととしています。

14 ・県では、「しあわせ信州創造プラン 3.0」において「循環経済への転換の挑戦」を施策
15 に掲げ、環境等に配慮した製品・サービスの開発・提供・利用や廃棄物の削減・再資源
16 化に取り組んでいくこととしています。

17

<廃棄物等の再資源化例（サーキュラーエコノミー取組例）>

- ・家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
 - ・プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
 - ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
 - ・農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
 - ・下水汚泥の肥料化や、下水汚泥からのリン回収
 - ・商慣習見直しや食品寄付促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
 - ・廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
 - ・衣料品のリペア、リユース
- ※「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」（令和6年12月に循環経済に関する関係閣僚会議で決定）を一部加工

18

19 2 施策の展開

20 (1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）についての認識の浸透・気運醸成

21 ・信州プラスチックスマート運動によるプラスチックごみの減量化・再資源化の意識高
22 揚、資源循環に係る先進事例や専門技術に関する講演会等の開催、ホームページやメ
23 ールマガジン等の様々な媒体による情報発信等により、循環経済に対する社会的認
24 知度の向上を図ります。

- 1 ・幅広い業種の事業者や大学等との連携による資源循環を核としたビジネスモデルの
2 創出・磨き上げや4Rの取組において顕著な実績を上げている事業者の表彰等により、循環経済への対応に取り組む事業者を支援します。
- 4 ・動脈産業と静脈産業の事業者間の交流機会を設定し、動静脈連携を促進します。
- 5 ・建設副産物（特定建設資材等）の分別解体及び再資源化の推進及び再生資源の利用促
6 進を図ります。
- 7 ・建設副産物情報交換システムを活用した建設発生土の官民有効利用を推進します。
- 8 ・空き家等の既存住宅ストックの有効活用を推進します。
- 9 ・信州健康ゼロエネ住宅助成金（リフォーム）等の助成制度による良質な社会ストック
10 形成を図ります。

11

12 (2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行に向けた事業者支援・製品の普及

- 13 ・県内で発生した廃棄物等を利用して製造加工された製品を認定する「信州リサイクル
14 製品認定制度」により、リサイクル製品の普及と製品価値の向上を促進します。また、
15 県発注の建設工事において信州リサイクル製品を率先利用します。
- 16 ・公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。
- 17 ・製造業者が率先して取り組む資源循環に配慮した製品の設計、製造技術や材料の開発
18 等に対して支援を行います。
- 19 ・県産農畜産物や副産物、未利用資源等の付加価値を付加する新商品づくりや、食品の
20 アップサイクル等の取組を支援します。
- 21 ・下水汚泥肥料の利用・普及に向けた効果検証試験を進め、下水汚泥の有効活用を図り
22 ます。
- 23 ・身の周りのものをプラスチック製等の木材以外の素材から木製（県産材）へ転換する
24 取組について、普及啓発に努めます。
- 25 ・「信州の環境にやさしい農産物認証」の取得や有機農業の取組を促進し、エシカル消
26 費に繋がる環境にやさしい農産物の生産手法について、積極的に拡大を図ります。

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

◎コラム バイオマス資源としての下水汚泥の肥料利用

県では、下水道分野におけるバイオマス資源の有効利用に向けて、犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場（アクアピア安曇野）から発生する下水汚泥を、下水汚泥肥料「アクアピア1号」として令和6年5月に肥料登録しました。現在、地元の南安曇農業高等学校と協働して、アクアピア1号を肥料とした稲の生育試験等の効果検証試験を進めています。試験では継続して肥料効果が確認されているほか、取組により広く下水汚泥資源の認知度やイメージの向上に貢献しているところであります。また、令和7年度には、一連の取組が国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」を受賞し、全国的にも注目されています。

今後も、下水汚泥肥料の実用化に向けた検討を引き続き進めています。



下水汚泥肥料
「アクアピア1号」



「アクアピア1号」を用いた稲の育生試験



1

◎コラム りんごの芯や皮をアップサイクル

南信州菓子工房（阿智村）は、ドライフルーツを製造する過程で発生するリンゴの芯や皮を酵素で分解し、ピューレや濃縮果汁に再生する研究を進めています。信州大学の協力を得たアップサイクルの取り組みで、試作したピューレは実と遜色ない甘みを持ち、グミやゼリーなどへの商品化を目指しています。

年間約60トンの芯や皮を産業廃棄物として処分してきた同社にとって、廃棄コスト削減と新たな価値創出を両立する革新的な試みです。

食品廃棄物の削減への意識が高まる中、地域企業と大学の連携によるこの挑戦は、循環経済への移行に向けた力強い一步といえます。



2

3

◎コラム サステナブルファッショ～ン～ファッショ～ンを通じたSDGsの取組～

環境省の調査では、衣服の1人当たりの年間購入枚数が20枚、一度も着用されない服が年間23枚あるとされています。このような中、昨今、環境や社会に配慮した服づくりを目指す新しいスタイルである「サステナブルファッショ～ン」が注目されています。おしゃれを楽しみながら、サステナブルファッショ～ンを実践しましょう。

▼具体的なアクション例▼

- 購入**
 - ✓ 可能な限り長く着用できるものを選ぶ
 - ✓ 環境に配慮された素材で作られた服を選ぶ
- 使用**
 - ✓ おさがりや古着販売・購入などのリユースでファッショ～ンを楽しむ
 - ✓ 服を大切に扱い、リペアして長く着る
- 処分**
 - ✓ 店頭回収や資源回収に出して、資源として再利用する

「Re : collection NAGANO 実行委員会」(長野市)では、廃棄予定の衣服や資材をリユースし、地元若者やクリエイター、企業、教育機関と連携して新たなファッショ～ン価値を創造しています。また、循環型の衣服を着用したモデルたちがSDGsの理念を表現し、来場者に行動変容を促すファッショ～ンショーも開催しています。このファッショ～ンを通じた取組は、「信州SDGsアワード2025」を受賞しました。



(写真提供：Re : collection NAGANO 実行委員会)

第2節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

1 一般廃棄物のリデュース

一般廃棄物は、主に日々の生活や事業活動から排出されるものであり、発生抑制のためには、私たちが少しずつごみを減らすライフスタイルへと変えていくこと（長野県版エシカル消費の実践）が必要です。

小さな取組であっても、県民が一体となって取り組めば大きな効果が得られることを念頭に置いて、身近なリデュースから取り組むことが大切です。

(1) 現状と課題

- ・本県の1人1日当たりの排出量（令和5年度）は過去最少の770グラムで、全国で4番目に少ない都道府県となりました。
- ・一般廃棄物の総排出量及び1人1日当たりの排出量は減少傾向にありますが、その内訳では、生活系が減少傾向（R5実績全国3位）である一方、事業系は横ばい傾向（R5実績全国17位）となっています。
- ・一般廃棄物のリデュースに対する意識の浸透は進んでおり、世論調査「環境と暮らし2025」⁷によると、プラスチックごみを減らすために日ごろ心掛けているものとして、76.6%の方が「マイバッグやマイボトルを使用する」を、63.1%の方が「レジ袋は買わない、または受け取らない」を、58.9%の方が「詰め替え製品を利用する」を挙げています。また、エシカル消費につながる行動について実践しているものとして、54.9%の方が「食品ロス削減」を挙げています。
- ・近年増加している海洋プラスチックごみは、海洋生物による誤食や生態系への影響が懸念される等、世界的な問題となっています。本県にも太平洋、日本海に流れ込む河川を有する上流県としての責務があり、プラスチックの資源循環を一層促進する必要があります。
- ・食品ロスの削減については、国において、2000年度比で2030年度までに、家庭系食品ロスは50%削減の早期達成、事業系食品ロスは60%削減の目標が掲げられており、さらなる減量化に取り組むためには、生産・製造から消費までの各段階において取組を推進していく必要があります。
- ・市町村が感じている課題の一つとして、事業系一般廃棄物の減量化が挙げられています⁸が、事業系一般廃棄物では、紙ごみ及び生ごみの割合が高い傾向にあり、県は市町村と連携して事業者に対し先進事例の紹介等を通じ啓発を行っていくほか、県民への呼び掛けを強化していく必要があります。
- ・リデュースを更に推進するため、各主体と連携して、プラスチックごみや食品ロスの削減、事業系一般廃棄物の減量化等に引き続き取り組む必要があります。

⁷ (一社)長野県環境保全協会と(一社)長野県世論調査協会の共同調査

⁸ 令和7年度市町村ごみ減量化施策取組状況調査結果

1 (2) 施策の展開

2 ア 信州プラスチックスマート運動の推進

- 3 ・プラスチックごみ削減のため、不要なストローや使い捨てスプーン、レジ袋等は断
4 る（リフューズ）という「意識して選択」を呼び掛けます。
- 5 ・マイバッグ・マイボトルの普及、長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマ
6 ップ」への掲載による給水スポットの利用促進等に取り組むなど、「少しづつ転換」
7 を呼び掛けます。
- 8 ・贈り物の過剰包装を削減するため、簡易包装や再利用できる包装（エコバッグ・風
9 呂敷等）の選択を県民に呼び掛けるとともに、詰め替え製品の購入等を促します。
- 10 ・県内の河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの状況調査を行い、調査結果等を
11 県民に周知し県民理解を深め、プラスチックごみの発生抑制対策に活用します。

12 イ 食品ロス削減の推進

- 13 ・食品ロスを削減していくために、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階におい
14 て各主体の協働のもと、取組を推進します。
- 15 ・食品ロス削減の推進については、第6節で詳しく記載します。

16 ウ 事業系一般廃棄物の減量化

- 17 ・事業所におけるペーパーレスの推進による紙ごみの削減や生ごみの資源化を図る
18 ため、事業者向けの講習会を通じた先進事例の紹介や市町村、事業者等と連携した
19 減量化の呼び掛けを行います。
- 20 ・食品ロス削減は事業系一般廃棄物の減量化にもつながるため、第6節で記載する取
21 組を推進します。

◎コラム | 信州プラスチックスマート運動

近年、世界的な問題となっている海洋プラスチック問題に上流県として向き合い、生活スタイルの見つめ直しから県民、事業者、行政がそれぞれの立場でプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」を令和元年5月から開始しました。県民に次の3つの意識した行動を呼び掛けています。

1. 意識して「選択」

何気なく受け取っているストロー・レジ袋、不要なときは断ってみましょう。

2. 少しずつ「転換」

できるだけマイバッグやマイボトルを使うよう心掛けましょう。詰め替え製品を選ぶようにしていきましょう。

3. 分別して「回収」

役目を終えたプラスチック製品は自治体のルールに従い分けて回収へ。



また、広報啓発、協力事業者登録制度（プラスチックごみ排出量削減、再資源化、代替製品等の製造・開発等を行う事業者を登録）を通して取組の輪を広げています。

1 3つの意識した行動（意識して選択・少しずつ転換・分別して回収）の呼び掛け・取組

- ・社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストロー・使い捨てスプーン等、不要なものは断る（リフューズ）という「意識して選択」を呼び掛けます。
- ・マイバッグ、マイボトルの使用が更に増えるように、普及啓発に努めます。
(少しずつ転換)
- ・ワンウェイ製品の使用を見直し、長く使えるものを推奨します。（少しずつ転換）
- ・市町村のルールに則った分別排出を促すため、「分別して回収」を呼び掛けます。
- ・県及び市町村等は、公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。（少しずつ転換）
- ・県及び市町村等は県民へリプレイス実践のための具体的行動（例：長野県版エシカル消費の実践等）を呼び掛けます。（意識して選択・少しずつ転換）

2 協力事業者制度の促進

- ・レジ袋削減や生分解性プラスチック・バイオマスプラスチックの導入等に取り組む事業者、団体等を登録し、その活動を「長野県魅力発信ブログえこすた（Eco Style）信州！」等で広く紹介するとともに、循環型社会形成推進功労者表彰により、顕著な実績を上げている事業者・団体等を表彰します。

<信州プラスチックスマート運動協力事業者を募集しています！>

県では、信州プラスチックスマート運動の一環として、県内でプラスチックごみの削減や代替製品の製造等に取り組む事業者・団体等を登録し、その取組を紹介しています。

登録できる方

長野県内でプラスチック削減等に取り組まれている事業者、団体、学校など



登録されると

「登録証」を交付し、「えこすた（Eco Style）信州！」で取組内容等を紹介

登録内容の例

プラスチックごみを減らす取組、プラスチックの製造・研究、道路・河川等でのごみ拾い

3 制度融資・産学官連携による研究開発・事業展開等の促進

- ・信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）において「石油由来製品を環境に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者」の事業展開を支援します。
- ・産学官連携で進める、環境負荷低減等が期待できる材料技術活用による製品開発プロジェクトの取組を支援します。

4 県庁率先行動によるプラスチックごみの削減

- ・県庁においては、会議でのマイボトルの持参に取り組みます。
- ・県では、県有施設に自動販売機を導入する場合は、1台に1個の割合で回収ボックスを設置するなど、使用済み容器が適切に回収・リサイクルされるよう努めます。

5 マイボトルの利用促進（給水スポットマップの活用）

- ・マイボトルの利用普及を通じてプラスチック使用の削減を推進するため、県内の給水スポットを長野県統合型地理情報システム「信州くらしのマップ」に掲載しています。

【パソコン版リンク】

<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>

生活 → 給水スポット



【スマホ版二次元コード】

マップ切替 → 生活 → 情報一覧から探す → 給水スポット

◎コラム 簡易包装でも想いは伝わります

家庭ごみに含まれる容器包装廃棄物は、容積比で6割強、湿重量比で2割強となっており、一層の削減が必要となっています。

県では、ごみを減らす取組の一環として、簡易包装や再利用できる包装の選択を県民の皆様に提案し、プラスチックや紙ごみ等の容器包装の減量を推進する簡易包装プロモート事業を令和6年度から実施しています。

過剰包装の削減に向け、贈る人も受け取る人も幸せになれる「想い伝わる簡易包装」をキャッチフレーズに簡易包装の実践を引き続き呼びかけます。

〈想い伝わる簡易包装の例〉

- ・包装方法を選択できる場合は、簡易包装を選ぶ
- ・エコバックやポーチなど再利用できる包装にする
- ・再生紙など環境に配慮した包装と梱包を選ぶ
- ・包装の代わりにメッセージカードを添える
- ・送り手、受け取り手の間で、事前に簡易包装への意識を共有する

大切な人にも環境にもやさしい
～想い 伝わる 簡易包装～



過剰包装 から 簡易包装へ
私たちの新しい贈り方

巾着やトートバッグを使用した
エコバッグラッピング



簡単包装に添える
メッセージカード

リサイクル素材を使用した
スタイリッシュな包装と梱包

家族など身近な人へは
簡単包装への意識を共有しよう



～想い 伝わる 簡易包装～
「簡易包装プロモート事業」
CM 動画

◎コラム マイクロプラスチックの調査・研究を進めています

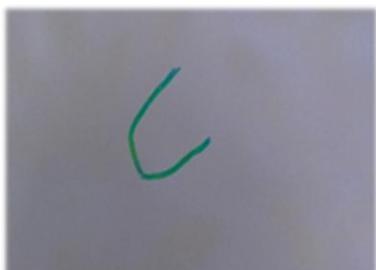
マイクロプラスチックは、一般に5mm以下の微細なプラスチック類の総称で、最初から微細な状態で製造・使用される「一次マイクロプラスチック」と大きなプラスチック製品が紫外線や衝撃等で砕けてできる「二次マイクロプラスチック」の2種類があります。一度環境中に流出してしまうと回収することが困難で、自然に分解されにくいため海洋など環境中に蓄積し、生態系への影響が懸念されています。

長野県内河川及び湖沼のマイクロプラスチックについて、令和2年度から長野県環境保全研究所で予備調査を開始し、環境省からマイクロプラスチックに関する統一的な調査ガイドラインが公開されたため、令和4年度から当該ガイドラインを用いて調査を開始しています。令和6年度からは長野県諏訪湖環境研究センター（ホームページ：<https://www.1serc.pref.nagano.lg.jp/>）で調査を実施しています。

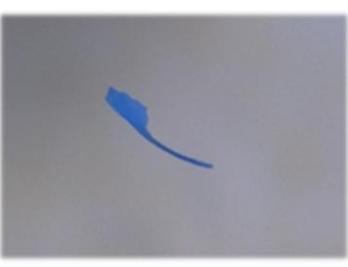
試料採取の様子



確認されたマイクロプラスチック



繊維状のポリプロピレン



破片状のポリエチレン

(写真提供：諏訪湖環境研究センター)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

2 産業廃棄物のリデュース

産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるものであることから、その排出量は企業活動の動向に左右される部分が大きいといえます。

不景気のときには、生産量が減少するため、結果的に廃棄物の排出も少なくなる傾向がありますが、一方で好景気のときには、企業活動が活発化し生産量が増加するため、廃棄物の排出も多くなる傾向があります。

ここで目指している産業廃棄物の発生抑制とは、経済活動の縮小を求めていいるものではなく、廃棄物の再資源化や適正処理の推進などを意味します。

(1) 現状と課題

- ・本県の令和5年度の産業廃棄物排出量は4,407千トンであり、近年の排出量の傾向は横ばい傾向となっています。なお、令和12年度の排出量の推計値については、令和5年度より増加する見込みとなっています。
- ・令和5年度の排出量について業種別にみると、電気・水道業が46.1%、建設業が29.3%、製造業が23.0%となっており、この3業種で全体の98.4%を占めています。そのため、自ら発生抑制に取り組むことはもちろんのこと、発生抑制のための普及啓発を引き続きしていくことが重要です。
- ・産業廃棄物の最終処分量は、各種リサイクル法等に基づく再資源化等により、減少傾向となっています。
- ・長野県産業廃棄物実態調査⁹によると、産業廃棄物の減量化・再資源化・再利用を推進するための取組に「積極的に取り組んでいる」と「これまで必要性を感じていなかったが、今後は取り組んでいきたい」と回答した事業所を合わせると48.4%となっており、取組内容は「産業廃棄物の分別の徹底」が81.9%で最も多く、次いで「社員教育の徹底」が64.7%、「減量化、再資源化・再利用の目標値の設定」が32.4%となっています。
- ・業種別には、建設業や製造業、情報通信業、卸・小売業、教育・学習では4割を超える取組率だったものの、飲食・宿泊、生活関連・娯楽、医療・福祉では3割未満と低い取組率となっています。
- ・発生抑制や再資源化が期待される拡大生産者責任（EPR）¹⁰に対する考え方については、なかなか取り組めないと回答した事業所が53.9%と最も多く、さらに、環境マネジメントシステム（EMS）等¹¹の認証制度の登録状況は、回答した事業所の約6割が認証を受けていない状況です。環境マネジメントシステムの認証を受けている事業所においては、「減量化、リサイクル、処理の適正化が行われるようになった」とす

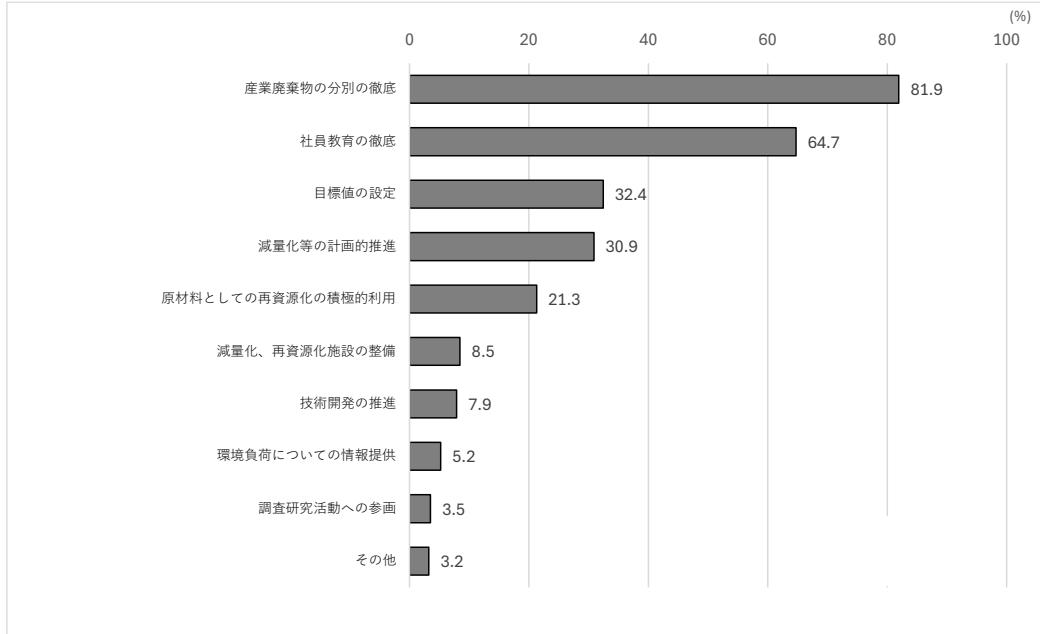
⁹ 令和5年度長野県産業廃棄物実態調査「産業廃棄物に関する意識調査結果」 回答件数1,465件

¹⁰ 使用後の製品回収や再資源化の費用を製品コストとして生産者に負担させる考え方。製品に加わったコスト削減のため、生産者に環境負荷が少なく再利用できる製品の開発や普及を促し、発生抑制や再資源化を進めるもの。製品の使用が終わった後まで生産者責任を拡大するので拡大生産者責任と呼ばれている。

¹¹ 事業者がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定する国際標準化機構の環境マネジメントシステム（ISO14001）やエコアクション21、エコステージ、KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）、地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）

る事業所が 78.6%、「実施意義と効果に満足、今後も継続」とする事業所が 84.6% となっており、認証取得後の効果は高くなっています。

- ・令和 6 年度は、県内（長野市及び松本市を除く。）の多量排出事業者¹²及び準多量排出事業者¹³から 518 件（排出量：312 万 8 千トン、県の総排出量の約 7 割）の処理計画が提出されています。
- ・リデュースの更なる推進のため、排出事業者による自主的な取組の促進、環境マネジメントシステム導入の普及啓発等に引き続き取り組む必要があります。

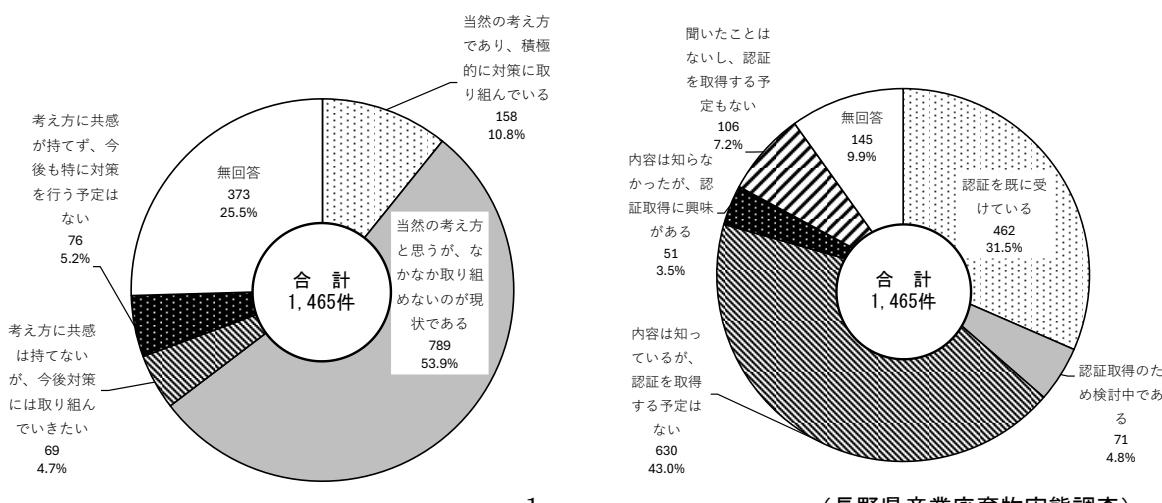


(長野県産業廃棄物実態調査)

図 4-2-1 減量化・再資源化・再利用を推進するための取組内容

¹² 廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出量が年 1 千 t 以上（特別管理産業廃棄物は年 50t 以上）ある多量排出事業者に対して、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（処理計画）及び処理計画の実施の状況（実施状況）を都道府県等に提出することを義務付けている。

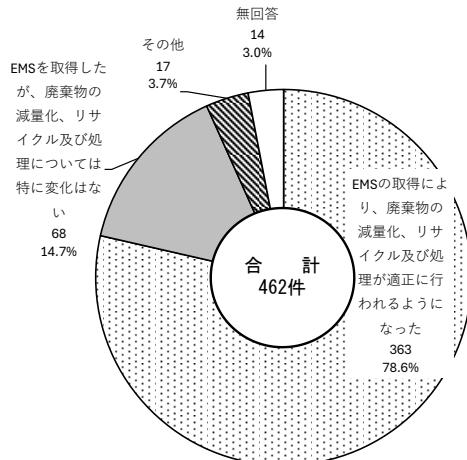
¹³ 平成 21 年度から長野県の「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき、前年度の産業廃棄物の発生量が 500t 以上 1,000t 未満の排出事業者は、「準多量排出事業者」として、処理計画を提出することが義務付けられている。



1

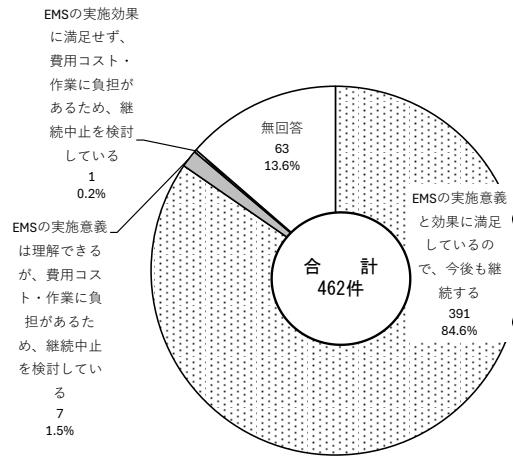
(長野県産業廃棄物実態調査)

図 4-2-2 拡大生産者責任に対する取組状況について



3

図 4-2-3 EMS の認証状況等



(長野県産業廃棄物実態調査)

図 4-2-4 EMS 取得後の効果

図 4-2-5 EMS の満足度

表 4-2-1 処理計画等の提出件数及び排出量の推移

区分		R3 年度 実施状況	R4 年度 実施状況	R5 年度 実施状況	R6 年度 処理計画
産業廃棄物	提出件数 (件)	428	421	457	445
	排出量 (千 t)	3,149	3,154	3,092	3,090
特別管理 産業廃棄物	提出件数 (件)	66	67	75	73
	排出量 (千 t)	29	29	27	38

(資源循環推進課)

(2) 施策の展開

ア 排出事業者の自主的な発生抑制

(ア) 多量排出事業者及び準多量排出事業者の廃棄物の処理計画

- ・多量・準多量排出事業者制度の周知に努めるとともに、処理計画の策定・実施についての適切な運用を通して、排出事業者における発生抑制などの計画的な取

1 組を支援します。

- 2 • 提出された処理計画及び実施状況をもとに、年度ごとの排出量の推移や業種別の
3 排出状況の傾向などの分析を進め、排出事業者の減量化に向けた取組に対し、効
4 果的な情報提供を行うなどの支援に努めます。

5 (イ) 長野県 SDGs 推進企業登録制度

- 6 • 企業活動を通じて SDGs の達成に取り組む県内企業等を登録・PR する当該制度に
7 おいて、産業廃棄物のリデュース等に取り組む企業に対して、オリジナルの登録
8 マークの提供やホームページ等による公表を通じて支援します。

9 (ウ) 排出事業者向けの研修会等の開催

- 10 • 廃棄物の発生抑制等に関する研修会等の開催により、排出事業者による 4R、拡
11 大生産者責任などに関する取組を支援します。

12 イ 発生抑制に繋がる製品開発等への支援

- 13 • ものづくり企業が率先して取り組む資源循環に配慮した製品の設計、製造技術や材
14 料の開発等に対して支援を行います。
15 • 長野県工業技術総合センターにおいては、排出事業者に対して低環境負荷製造技術
16 の開発等の支援を行います。

17 ウ 環境マネジメントシステムの導入

- 18 • 産業廃棄物の循環利用を推進し、環境負荷を低減するため、関係団体と連携しな
19 がら、事業者の環境マネジメントシステムの導入について普及啓発を行います。
20 • 新客観点数の加点及び経営事項審査での評価¹⁴についての周知を図り、環境マネジ
21 メントシステムの導入を促します。

22 エ 空き家等の有効活用

- 23 • 中古住宅の所有者への住宅診断の補助制度等により空き家等の既存住宅ストックの
24 有効活用を促進し、廃棄物の発生抑制を図ります。

¹⁴ 環境マネジメントシステム導入に向けた経済的インセンティブとして、建設工事の入札参加資格の区分を行う資格
総合点数の「新客観点数」において、環境マネジメントシステムを導入している県内に本店を有する建設業者に対し、
加点をしている。また、「経営事項審査」において ISO14001 が評価対象となっている。

1 第3節 使用済み製品の再使用（リユース）の推進

2 リデュースに向けた取組を実施した上で、購入等した「もの」は、できるだけ廃棄物として排出しないように長く使い続けることが大切です。

4 リユースとは、一度使用された「もの」を再び使用することであり、形状をそのまま使用するため、リサイクルに比べ、一般的に新たなエネルギー消費や資源の投入が少ないとされています。

7 製品や素材等の適切な長期利用やリユースを推進して循環の輪を広げ、太くすることは、廃棄物の減量化とともに循環経済への移行を促進します。

10 1 現状と課題

11 ・県民一人一人ができる取組として、使えるものはなるべく長く使うといった家庭における取組のほか、リサイクルショップ等を利用して不要品を売却する方法もあります。近年は、気軽に利用可能なフリマアプリの普及やリペアカフェの広がりなどもあり、リユースの裾野は広がりつつあります。

15 ・県内各地ではリユースイベントやフリーマーケットが開催され、衣類・古布を回収している市町村（令和6年12月時点で66市町村が実施）やリサイクルプラザ等において不要品の交換に取り組んでいる市町村があります。

18 ・消費者のライフスタイルの転換や事業者の行動変容につなげ、使用済製品の循環的利用の拡大を図るため、各主体によるリユースの普及啓発を進める必要があります。

21 2 施策の展開

22 ・市町村が開催するリユースイベント等について、市町村と連携した広報を行います。

23 ・先進事例を収集し、市町村へ情報提供することでリユースの取組を促進します。

25 3 各主体の取組

26 各主体においても、積極的にリユースを推進することが望まれます。

27 具体的には、以下のような取組が想定されます。

28 (例) 県民の取組

29 ・なるべく廃棄せず、修理（リペア）をしたり、リペアショップ等を活用したりするなど、可能な限り長く使う。

31 ・不要になったものは、リユースイベントやフリーマーケット、リユースショップ、フリマアプリ、リペアカフェ、市町村による回収等を活用し、なるべく廃棄物にしない。

33 ・必要なものは、使用済み製品の購入を積極的に検討する。

34 (例) 事業者の取組

35 ・自社製品を回収し、再利用させる循環システムを構築する。

36 ・消費者がリユースしやすい製品開発、システムを研究・構築する。

- 1 ・組織内の不要品譲渡を励行し再利用する。
 2 ・ライフサイクルアセスメント¹⁵の手法を用い、環境負荷が少ない製品（長く使えるもの等）の開発を行う。

4 (例) 市町村の取組

- 5 ・リユースイベントやフリーマーケット、不要品の交換制度など、住民に対してリユースを促す機会を積極的に提供する。
 6 ・リユース事業者と連携し、住民が不要品をリユースする機会を増やす。
 7 ・粗大ごみからリユース品を選別し、事業者に販売したり、希望する住民に販売、譲渡する。

10

◎コラム リユースとは“エコ”で“お得”なモノの使い方です

Q リユースすると、どんな良いことがあるの？

A もちろん、売れればお金（収入）になります。
 他にも、社会にとってこんなに良いことがあります！

- ・製品の使用年数が延び、ごみを減らせます
- ・製品の廃棄等にかかる温室効果ガスの排出を減らせます
- ・身近なバザー等で交換、販売すれば、地域の交流の輪が広がります。

Q リユースにはどういう方法があるの？

A リユースには、例えば次のような方法があります。
 まずは、身近で手軽な方法から参加してみましょう。

フリマアプリで参加

スマホ一つで、気軽に出品・購入が可能！



市町村の取組に参加

市町村がリユース品を回収・販売する例も増えています！市町村のHPを確認！



交換イベントに参加

近くのフリーマーケットに立ち寄ったり、出店してみては？



リユースショップを利用

お住いの近くに店舗があるかも！



(環境省 HP から引用)

¹⁵ 製品やサービスのライフサイクルを通じた環境への影響を評価する手法（出典：環境省ホームページ）
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/index.html>

◎コラム | 自治体でもフリマアプリを活用したリユースが行われています

大町市、中野市、伊那市では、循環型社会の形成やリユースの推進、不用品の処分にかかる経費の削減を目的として、府内で不要になった物品を株式会社メルカリが運営する「メルカリ Shops」で販売しています。

-メルカリ Shops はこちら👉-

<https://jp.mercari.com/shops>



1

◎コラム | 長野県は学校給食用牛乳びんの使用率が全国トップです

牛乳びん、ビールびん、一升びんなどのリターナブル容器は、使用後に返却、洗浄、詰替えすることによって、何度も繰り返し使用できる容器です。中でも、長野県における学校給食用牛乳びんの使用率は90.7%※と、全国平均の4.7%を大きく上回り、全国トップです。

リターナブル容器は、重量があるため輸送等に伴う環境負荷がかかる一方、回収率を高めて繰り返し使用することで、使い捨て容器の削減や製造時のエネルギー消費の抑制にもつながるため、廃棄物の発生抑制だけでなく、環境全体への負荷を軽減することができます。

※令和6年度学校給食用牛乳供給事業概況



2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

1 第4節 適正な再生利用（リサイクル）の推進

2 前述したリデュース、リユースに取り組んだ上で、リサイクルに向けた取組を実施すること
3 が重要です。

4 廃棄物の資源としての循環的利用、そしてその資源を用いた製品等を社会経済的に定着
5 させていくことは、循環経済への移行を促進します。

6 ただし、リサイクルには新たに多くの資源やエネルギーを要する場合があることから、環境
7 境への負荷を勘案しながら取り組むことが必要です。

9 1 現状と課題

10 ・近年、生ごみ、ペットボトル、古紙、廃食用油、衣類・古布等のリサイクルなど、県民、
11 市町村、NPO（市民活動団体）、学校、企業等により、様々なリサイクルの取組が行われ
12 ています。

13 ・一般廃棄物の分野においては、世論調査「環境と暮らし 2025」によると、環境のため
14 になること（環境に配慮した暮らし）の行動として実行しているものとして、80.5%の
15 方が「ごみの分別やリサイクルを心がけている」を挙げており、県民の意識の高さがう
16 かがえます。

17 ・産業廃棄物の分野においては、再生利用量の割合は増加傾向にあります。なお、長野県
18 産業廃棄物実態調査による現状は、第2章第1節2(5)のとおりです。

19 ・太陽光発電設備は、2012年の固定価格買取制度（FIT制度）の開始以降、加速度的に増
20 えてきましたが、太陽光パネルの耐用年数は約20～30年とされており、2030年代後半
21 以降、使用済太陽光パネルが大量に排出されることが予想されています。

22 ・プラスチックやレアメタル等の資源について効率的・循環的利用を促進するため、各種
23 リサイクル法等の推進を図るとともに、住民・事業者による適切な分別排出や自主的な
24 リサイクルの取組を推進する必要があります。また、製品の製造段階における再生材の
25 利用拡大・安定供給の観点から、製造業・小売業等を担う事業者（いわゆる動脈産業）
26 と廃棄物処理・リサイクル業等を事業者（いわゆる静脈産業）の動静脈連携の促進に取
27 り組む必要があります。

28 2 施策の展開

30 (1) 各種リサイクル法等の推進

31 循環経済への移行を進め、循環型社会を形成するため、事業者、県民、行政（国、都
32 道府県、市町村）がそれぞれの役割の下にリサイクルを推進します。

33 ア 容器包装廃棄物のリサイクル（容器包装リサイクル法）

34 ・長野県分別収集促進計画に基づき容器包装廃棄物の分別収集を推進します。

1

県では、第 11 期長野県分別収集促進計画（令和 8～12 年度）を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう以下のような取組を実施しています。

- ① 「信州プラスチックスマート運動」や「簡易包装プロモート事業」等の推進を通じた分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項（普及啓発）
- ② 「一般廃棄物処理実務セミナー」、「廃棄物行政に係る市町村等新任担当職員研修会」等の開催を通じた市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項（市町村等との情報交換）

2

イ プラスチック製品のリサイクル（プラスチック資源循環促進法）

- ・市町村のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組を促すため、研修会・セミナー等において、先行事例を紹介するなど、積極的な支援を実施します。
- ・市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別基準を策定し、適正に分別排出されるよう周知に努めるものとします。

3

ウ 使用済みの家電製品のリサイクル（家電リサイクル法）

- ・消費者が対象品目を廃棄物として排出するに当たって、定められたリサイクル料金を支払い、その再商品化が適正に推進されるよう制度の周知を図り、普及促進に努めます。
- ・市町村は、地域の実情を踏まえ、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制の整備に努めるものとします。

4

県内では、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制を構築している市町村の数は 73 市町村（令和 6 年度実績）となっています。

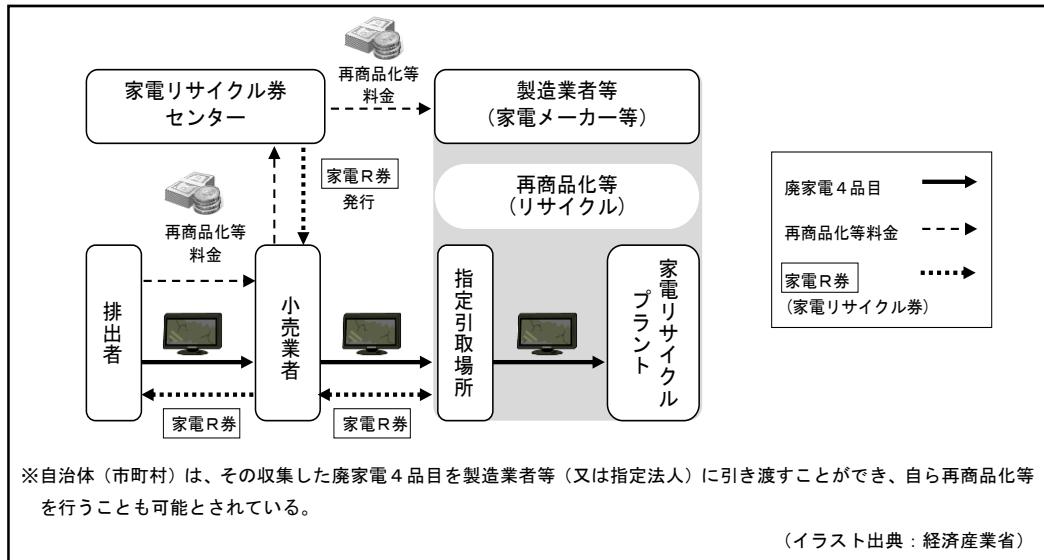


図 4-4-1 家電リサイクル法の仕組み

2

3

4 エ 食品廃棄物のリサイクル（食品リサイクル法）

- 5 事業者等の食品廃棄物のリサイクルの取組が促進されるよう必要な情報の提供に
6 努めます。
- 7 8 食品関連事業者は、食品廃棄物のリサイクルの推進に努めるものとします。

9 食品廃棄物のリサイクルは食品製造業においては進んでいますが、外食産業に
10 おいては進んでいません。

11 食品廃棄物の排出量が年間 100 トン以上の食品関連事業者には定期報告義務が
12 あります。

13

14

表 4-4-1 食品循環資源の再生利用等実施率の令和 11 年度業種別目標設定及び令和 5 年度実績

業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
目標	95%	75%	65%	50%
実績	97%	61%	63%	34%

(出典：農林水産省)

15

16

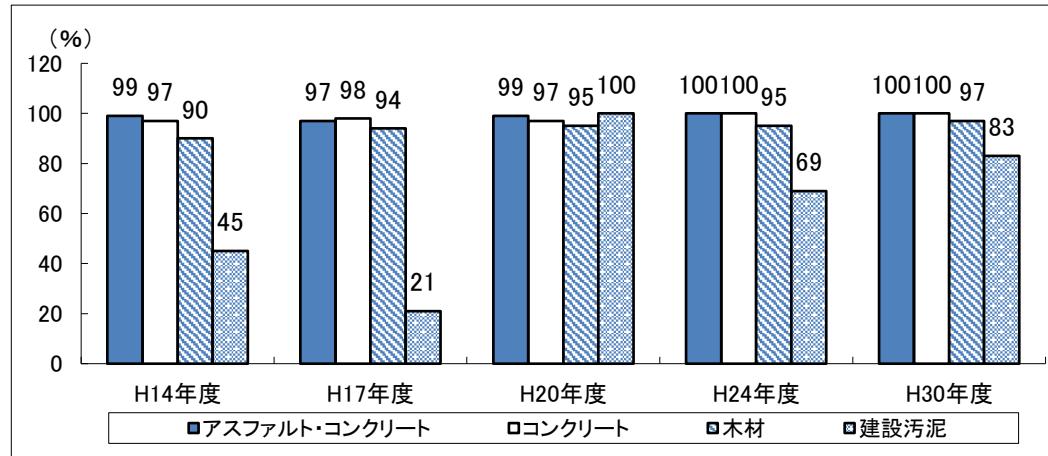
17 オ 建設系廃棄物のリサイクル（建設リサイクル法）

- 18 建設廃棄物が適切にリサイクルされるよう制度の周知を図り、普及促進に努めます。
- 19 環境所管部局及び建設所管部局によるパトロールを行い、「長野県建設リサイクル
20 推進指針」に基づき、建設廃棄物の適正な処理に関して助言、指導等を行います。

21 建設系廃棄物全般にわたり、高い再資源化率となっています。

22

1



(建設副産物実態調査（国土交通省）)

図 4-4-2 建設系廃棄物の再資源化率

2

3

4

力 使用済みの自動車のリサイクル（自動車リサイクル法）

5

- ・使用済自動車が適切にリサイクルされるよう、業界団体を通じて制度の周知を図るとともに、厳正かつ適切な関連事業者の登録・許可事務を行います。

6

7

8

9

令和5年度末時点で、引取業の登録者数は942者、フロン類回収業の登録者数は142者となっています。

10

11

12

13

14

全国的にエアバッグ類及びシュレッダーダストの再資源化率は目標値を上回っており再資源化への取組が進んでいます。シュレッダーダストの再資源化率の目標値は平成27年度に70%に引き上げられたところですが、令和5年度の時点では資源化率は96%に達しています。

15

表 4-4-2 長野県の登録事業者数と許可業者数（令和6年3月）

区分	業の区分	業者数		中核市
		長野県	中核市	
登録	引取業	942	701	241
	フロン類回収業	142	95	47
許可	解体業	71	54	17
	破碎業	31	22	9

(資源循環推進課)

16

17

18

19

20

21

22

23

24

1 表 4-4-3 再資源化目標達成状況の推移（全国）（単位：%）

品目		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
エアバッグ類	実績	94.6	95.4	95.1	95.3	96.9
	目標値	85				
シュレッダー ダスト	実績	96.3	96.8	96.4	96.6	96.7
	目標値	70				

2 ※メーカーごとの集計のため、都道府県単位の実績値は不明

3 (出典：公益財団法人自動車リサイクル促進センター)

4 **キ 使用済小型家電のリサイクル（小型家電リサイクル法）**

- 5
- 6 市町村ごとに異なる実情を踏まえ、回収体制の整備に資する情報提供に努めます。
 - 7 市町村は、地域の実情を踏まえ、使用済小型家電についての回収体制の整備に努め
8 るものとします。
 - 9 • GIGAスクール構想の下で整備された端末はリユースを推進した上で、使用済端末には、
10 レアメタル等の有用な金属が多く含まれていることから、当該端末の適正な再
11 資源化を推進します。

12 県内では、小型家電リサイクル法の使用済小型家電等の再生のための回収を行
13 っている市町村の割合は71.4%（令和5年度実績）となっています。

15 **ク 小型二次電池、パソコンのリサイクル（資源有効利用促進法）**

- 16
- 17 使用済リチウムイオン電池等の分別・回収方法等に関する市町村への情報提供、技
18 術的助言等を行うとともに、適切な排出方法について、国、市町村等と連携して住
19 民への周知啓発を行います。
 - 20 使用済リチウムイオン電池等の製造事業者等による自主回収・リサイクルシステム
21 の構築に関して、国への要望を実施します。
 - 22 使用済パソコン等が適正に処理されるよう制度の周知を図ります。

23 令和5年度のパソコンの回収量は33万7千台、小型二次電池の回収量は2,412
24 トンとなっています。

1 表 4-4-4 パソコン（事業系と家庭系の合計）及び小型二次電池回収量の推移（全国）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
パソコン（千台） ※事業系と家庭系の合計	448	457	415	311	337
小型二次電池回収量（t）	2,051	2,636	2,598	2,572	2,412

2 ※パソコンの回収実績には、製品リユースのための回収実績を含む。

3 ※パソコンは「小型家電リサイクル法」（平成 25 年 4 月施行）においても回収されています。

4 （経済産業省 HP 「資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による
5 実施状況の公表について（パソコン・小形二次電池）」）
6 (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/statistics/index.html>)7
8 (2) 太陽光パネルのリサイクル

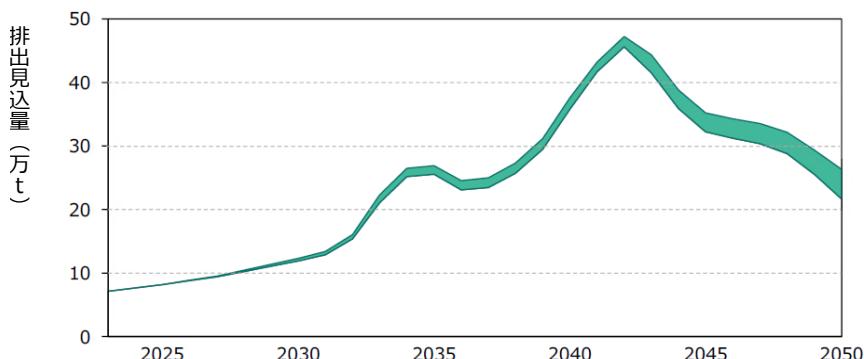
- 9 · 太陽光発電設備は、2012 年の固定価格買取制度（FIT 制度）の開始以降、加速度的に増
10 えてきましたが、太陽光パネルの耐用年数は約 20～30 年とされており、2030 年代後半
11 以降、使用済太陽光パネルが大量に排出されることが予想されています。
- 12 · 令和 2 年 6 月に改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
13 に基づき、令和 4 年 7 月から 10kW 以上の太陽光発電事業者に太陽光パネル廃棄等費用
14 の外部積立が義務付けられ、また、国においては、使用済太陽光パネルの大量排出を見
15 据えてそのリサイクルを推進するため、リサイクル設備導入補助事業を実施している
16 ほか、リサイクル推進法の検討を進めています。
- 17 · 県では、令和 6 年 4 月に施行した「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する
18 条例」に基づき、10kW 以上の地上設置型太陽光発電事業者に、太陽光パネルの適正
19 廃棄方法等を記載した維持管理計画の作成・公表を義務付けています。
- 20 · 使用済太陽光パネルのリサイクルについては、民間事業者による処理体制及び処理技術
21 の確立が重要であり、関係団体と連携し、処理技術等に関する情報の収集・共有を図る
22 必要があります。
- 23 · 使用済太陽光パネルのリサイクルを促進するため、廃棄物処理業者に対して使用済太陽
24 光パネルのリサイクル技術及び国のリサイクル設備導入補助事業等に関する情報の提
25 供を行います。また、リサイクルの推進について実効性のある措置が講じられるよう国
26 に要望するとともに、国における使用済太陽光パネルのリサイクル推進法の運用に当
27 たり連携協力します。

◎コラム 太陽光パネルの大量廃棄に備え、リサイクル推進法の検討が進められています

○太陽光パネルの排出量予測

使用済み太陽光パネルの排出量は、2030年台後半から増加し、2040年代前半のピーク時には全国で最大50万t/年程度まで達すると推計されています。

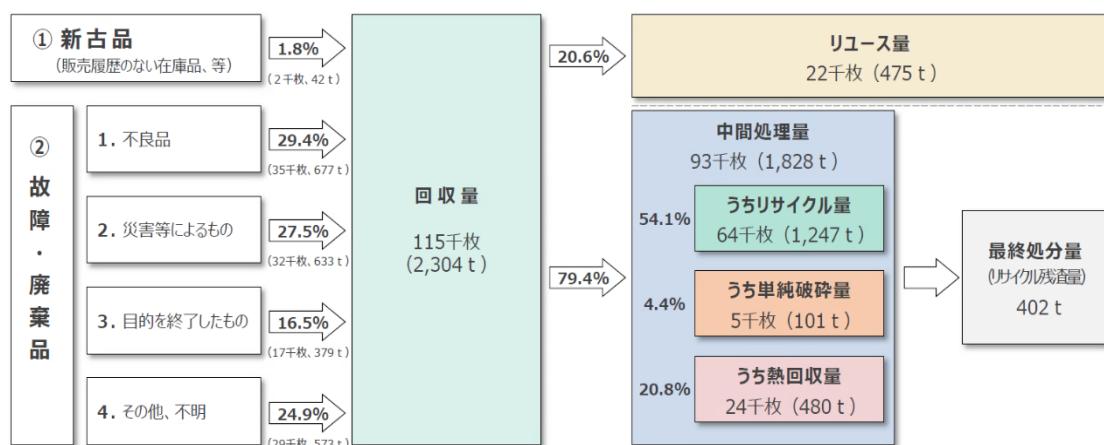
<太陽光パネルの排出量予測>



(出典：環境省中央環境審議会循環型社会部会資料)

○太陽電池モジュールの処理実態

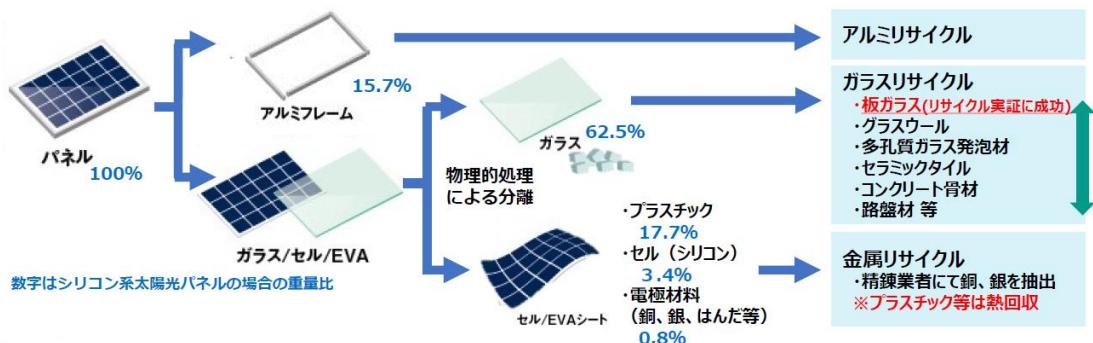
環境省が令和4年度に実施した太陽電池モジュールの排出要因や処理方法に係るサンプリング調査の結果、回収された太陽電池モジュールは、リユースが約2割、中間処理が8割（リサイクルは全体の約5割）を占めています。



(出典：第1回産業構想審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会合同会議資料)

○太陽光パネルの高度なリサイクルフロー

太陽光パネルは、フレームやカバーガラスなどを物理的に分離し、アルミ、ガラス、金属といった素材ごとにリサイクルされていますが、重量の約6割を占めるガラスのリサイクルや、プラスチック・シリコンのマテリアルリサイクルを促進していくことが課題です。



(出典：第9回産業構想審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会 循環型社会部会 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会合同会議資料)

○国による太陽光パネルのリサイクル推進法の検討

中央環境審議会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会において、令和6年9月から以下の項目に関する検討が行われ、令和7年3月に「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」がまとめられました。これを基に、リサイクル推進法の検討が行われています。

<<「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」の主な内容>>

- ✓ 制度の対象
- ✓ 発電設備の放置・不法投棄への対応
- ✓ リサイクルの実施体制の構築及びリサイクルの高度化
- ✓ 費用負担の考え方
- ✓ 型式・含有物質、取外し・引取り・再資源化等の情報に関する措置

1

(3) 適切な分別排出の推進

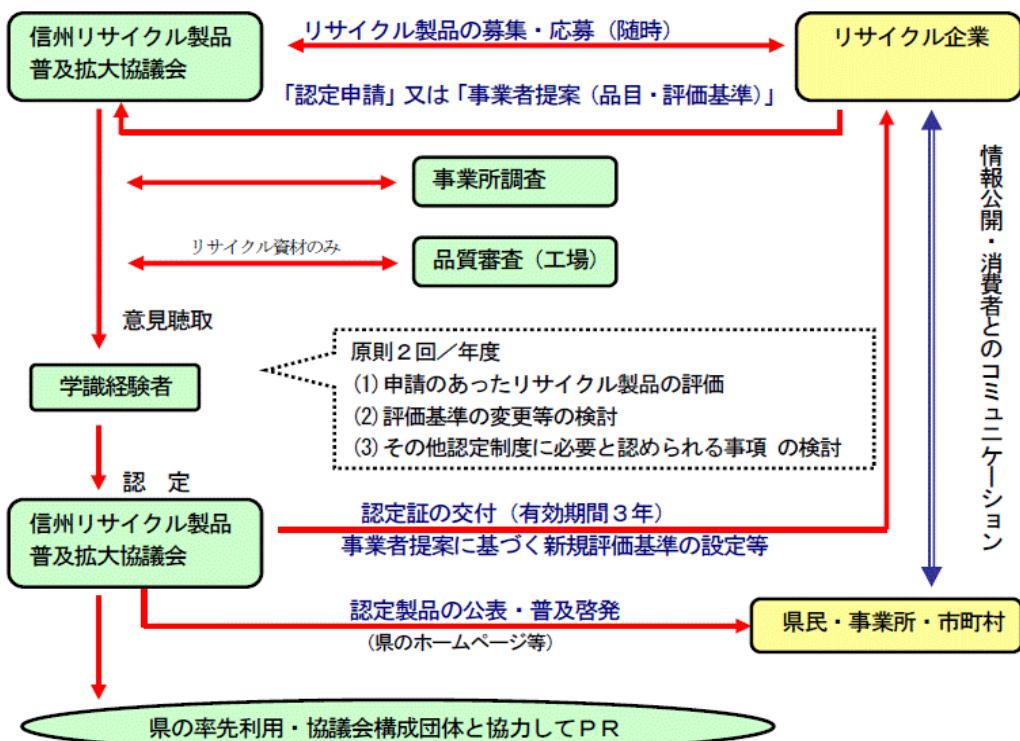
- ・県民に対して、市町村のルールに則った分別排出を促すため、信州プラスチックスマーク運動の「分別して回収」を呼び掛けます。
- ・事業者に対して、適切な分別排出を呼び掛けます。
- ・市町村に対して、地域の実情に応じた方法による分別収集やごみ収集カレンダー、ごみ排出の手引き、ごみ分別アプリ等を活用した住民への適切な分別排出の周知に関する先進事例の紹介等の情報提供を行い、課題等について市町村とともに研究します。

1 (4) 自主的なリサイクルの推進

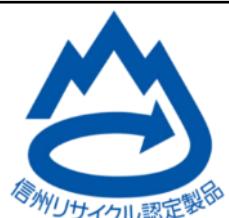
2 ア 信州リサイクル製品の普及

- 3 ・信州リサイクル製品認定制度は、主として県内で発生した循環資源を利用して県内
4 の事業所で製造加工された製品のうち、品質や安全性などの基準を満たす製品を
5 県と民間団体で構成する信州リサイクル製品普及拡大協議会が認定する制度です。
- 6 ・公共工事の発注に当たって、県ではモデル事業として信州リサイクル製品を使用
7 する工事を選定してその利用に努めています。
- 8 ・認定製品数は、令和7年3月末現在 78 製品（リサイクル製品 9、リサイクル資材
9 69）となっています。
- 10 ・認定製品を増やすし、県等の公共工事での利用のほか、市町村及び民間での利用促
11 進を図る必要があります。
- 12 ・認定された製品を長野県ホームページ等で公表し、製品の PR を行うことにより、
13 広く県民や事業者等へその利用を促すとともに、引き続き公共工事だけではなく
14 民間工事での利用を促進します。

15

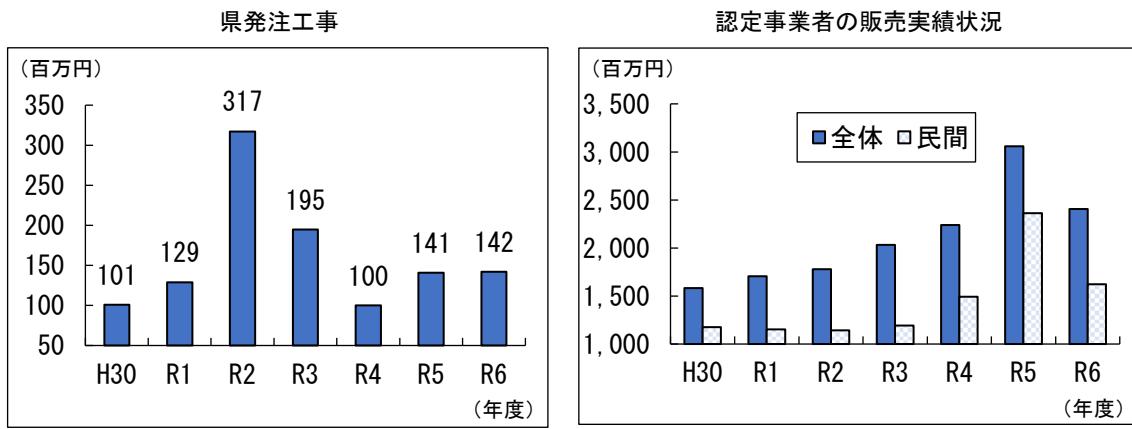


16 図 4-4-3 信州リサイクル製品の認定までの流れ



17 <信州リサイクル製品認定マーク>

18 信州のシンボルともいえるアルプスと、
19 円の形の矢印でリサイクルを表現してい
20 ます。
21

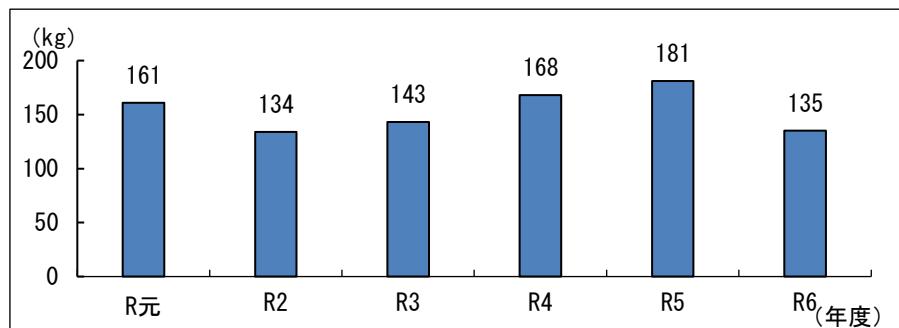


(資源循環推進課)

図 4-4-4 信州リサイクル製品の使用実績

イ 各種リサイクルの取組の促進

- 近年、衣類、ステンレスボトル、カーテンなど各種リサイクル法の対象外製品についても、民間事業者や市町村において回収ボックスを設置して分別回収する取組が広がってきています。こうした製品のリサイクルについて広報啓発を行うほか、製造事業者等に回収ボックスの設置を呼び掛けます。
- 使用済みインクカートリッジを回収するため、プリンターメーカー4社が「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を展開しており、県内の回収拠点は、県庁や10合同庁舎、市町村、郵便局など約270か所にのぼります。ホームページ、広報誌、イベント等において、インクカートリッジ里帰りプロジェクトについて周知を図り、回収量の拡大に努めます。



(資源循環推進課)

図 4-4-5 県機関の回収実績

- 下水汚泥肥料「アクアピア1号」の利用・普及に向けた効果検証試験を進め、下水汚泥の有効活用を図ります。
- 生ごみからの堆肥を緑化活動につなげるなど身近なところから取組を広げ、将来的な食品リサイクルループ構築の土台作りをします。
- 県有施設に自動販売機を導入する場合は、1台に1個の割合で回収ボックスを設置

1 するなど、使用済み容器が適切に回収・リサイクルされるよう努めます。
2 ・廃棄物処理業者に対して、先進的な資源循環技術・設備等に関する情報の提供を行
3 います。

4

5 **ウ 動静脈連携の促進**

6 ・動脈産業（製造等事業者）と静脈産業（廃棄物処理事業者）の事業者間の交流機
7 会を設定し連携機会を創出することで、再生材の利用拡大や製品開発の効率化に
8 つなげます。

9

10

◎コラム | **使用済み紙おむつを燃料用ペレットにリサイクル**

上田市では、民間企業と連携し、保育施設から回収した使用済み紙おむつを燃料用ペレットへのリサイクル化に向けた実証実験を行っています。また、燃焼試験費用の補助や臭気対策袋の導入試験を通じて、保育施設に限らず、病院や福祉施設から出る紙おむつを再資源化する体制を構築し、地域内循環を目指したモデル構築に取り組んでいます。



燃料用ペレット

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

1 第5節 代替素材への転換（リプレイス）の推進

2 海洋プラスチック問題や気候変動が大きな社会問題となっている中、それらの解決に向けて引き続き3Rに取り組むことはもちろん、使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換（再生利用可能な素材、植物由来のバイオマスプラスチック等の導入）を図り、より持続可能性を高めていくことが重要です。

6 また、令和2年10月に施行された長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）においても、持続可能な脱炭素社会の実現に向けてプラスチックの資源循環を推進することとしており、取組を加速していくことが求められています。

10 1 現状と課題

11 ・現在、世界では不適切な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されており、2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出されることが予測されています。

14 ・日本は、プラスチックの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で2番目に多く（2018年国連環境計画）、また、リサイクルに適さない汚れたプラスチックの輸出入規制により廃プラスチックの国外への輸出が減少していることから、一層の国内資源循環が求められています。

18 ・国のプラスチック資源循環戦略では2030年までに再生利用を倍増、2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入する目標を立てています。

20 ・資源を持続可能な形で効率的・循環的に有効利用するため、石油由来の使い捨てプラスチックから再生利用可能な素材や植物由来素材等を使った製品への切り替えを推進する必要があります。

24 2 施策の展開

25 (1) 信州プラスチックスマート運動の推進

26 ア 県民への呼び掛け

27 ・再生利用可能な素材や植物由来素材等を使用した製品を「意識して選択」し、マイバッグやマイボトルの持参など身の回りの使い捨て製品から「少しづつ転換」することやリプレイス実践のための具体的行動（例：長野県版エシカル消費の実践等）を県民に呼び掛けます。

32 イ 協力事業者制度

33 ・生分解性プラスチックやバイオマスプラスチック等の導入に取り組む事業者・団体等を登録し、その活動を「長野県魅力発信ブログえこすた（Eco Style）信州！」等で広く紹介するとともに、循環型社会形成推進功労者表彰により、顕著な実績を上げている事業者・団体等を表彰します。

1 **ウ 自治体での導入促進**

- 2 ・公共調達においてプラスチック代替製品の活用を進めます。
3 ・可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマ
4 スプラスチックの導入が進むよう、市町村等への技術的助言を行います。

5

6 **(2) 代替素材を使用した製品の開発・普及の促進**

- 7 ・信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）において「石油由来製品を環境
8 に優しい素材や製品に転換することに係る研究開発・事業展開を行う者」の事業展開
9 を支援します。
10 ・県内ものづくり企業による環境に配慮した製品開発等を支援する体制を構築し、大学
11 等の技術シーズと県内ものづくり企業の加工技術をマッチングして、環境負荷低減
12 や競争力強化につながる製品開発プロジェクトを組成、推進します。
13 ・身の周りのものをプラスチック製等の木材以外の素材から木製（県産材）へ転換する
14 取組について、普及啓発に努めます。
15 ・自然環境下で分解可能な素材でつくられた生分解性マルチの耐久性等の試験研究を
16 行います。

17

18 **3 各主体の取組**

19 各主体においても、積極的にリプレイスの取組を推進することが望まれます。
20 具体的には、以下のような取組が想定されます。

21 **(例) 県民の取組**

- 22 ・再生利用可能な素材や植物由来素材などを使用した製品を「意識して選択」し、マイ
23 バッグやマイボトルの持参など、身の回りの使い捨て製品から「少しづつ転換」する。

24 **(例) 事業者の取組**

- 25 ・レジ袋、宿泊施設のアメニティ等にバイオマスプラスチックを使用する。
26 ・環境に配慮した素材や製品の開発、研究する。

27 **(例) 市町村の取組**

- 28 ・可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマス
29 プラスチックを導入する。

◎コラム 県産材製品の利用拡大に向けた取組

県では、県産材の利用拡大に向けた取組として、「信州ウッドコーディネーター」の派遣を行っています。

信州ウッドコーディネーターは、県産材製品の普及啓発や、市場ニーズの把握、都市部自治体等への販路開拓、商談の場の創出、製品企画提案等に加えて、県内木材加工事業者の連携体制構築の支援（水平・垂直連携）など、県産材の利用拡大に関する幅広く取り組んでいます。



県産材製品の普及啓発の状況



身近な県産材製品事例
(ウッドパイロン)

1

◎コラム 自治体でのバイオマスプラスチック等への転換例

飯田市では、可燃用指定ごみ袋のように一義的に燃やさざるを得ないごみ袋にバイオマスプラスチック（原料に植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材）を一部使用しています。

また、その他の自治体でも、生ごみの指定袋に生分解性プラスチック（微生物などの働きによって分解し、最終的にCO₂と水にまで変化するプラスチック）を採用し、袋ごと堆肥化している例もあり、化石燃料由来プラスチックからの転換を進めています。



(飯田市可燃用指定ごみ袋)

2

3

4

5

6

◎コラム 「えこすた信州！」で長野県の4R等の情報を発信しています

「えこすた信州！」は、長野県における4Rの推進やエコスタイルの実践に役立つ情報を発信するブログです。

このブログでは、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店や信州プラスチックスマート運動の協力事業者の取組情報を掲載しているほか、信州リサイクル製品の認定、県内市町村で開催されるイベント等の情報を掲載していますので、是非ご覧ください。



(<https://blog.nagano-ken.jp/recycle/>)

長野県4R情報ブログ



えこすた信州！

長野県の4R情報（リサイクル、リユース、リデュース、リーリース）の発信地図、エコスタイルの実践事例などを発信します！

（長野県環境省）



長野県4R情報

長

第6節 食品ロス削減の推進

この節では食品ロス削減推進計画において行政、消費者、事業者それぞれが主体となって取り組む施策を再掲するとともに、県で進める取組についてまとめます。

本計画における食品廃棄物・食品ロスについて

食品廃棄物は、産業廃棄物として食品製造業から排出されたもの、一般廃棄物として事業系は食品流通業及び外食産業から、家庭系は家庭から排出されたものを指します。

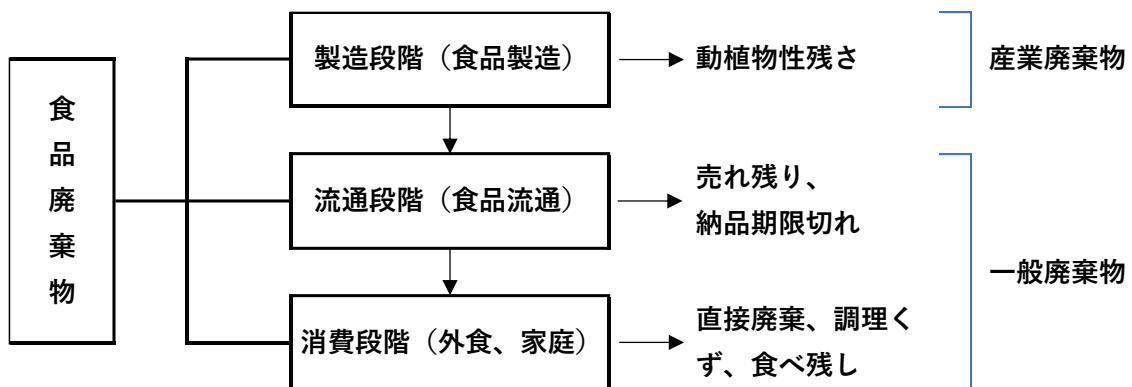
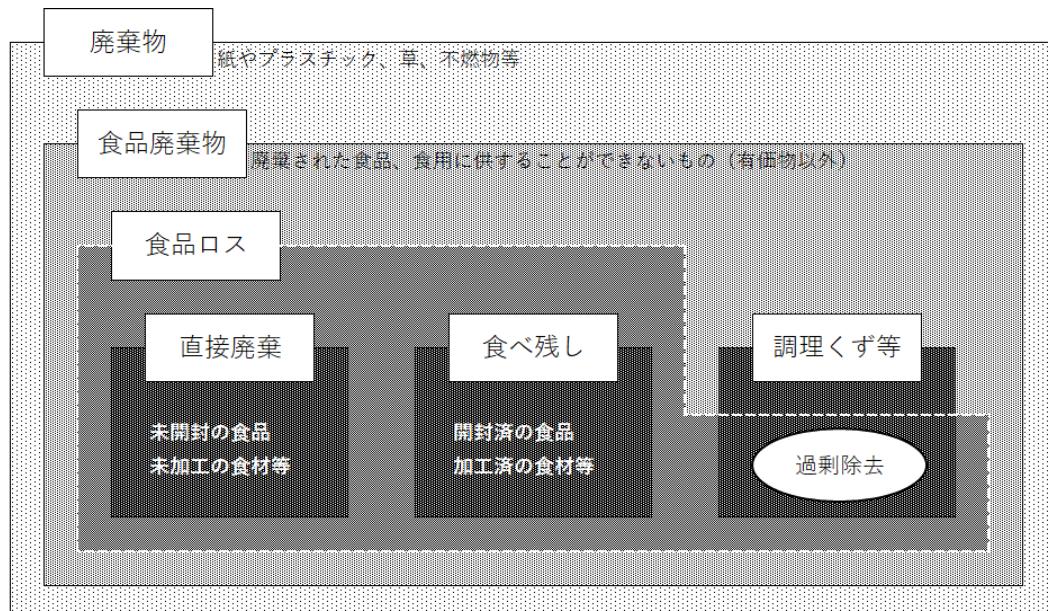


図4-6-1 食品廃棄物の範囲

食品ロスとは、食品廃棄物に含まれるもので、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことを指します。具体的には、食べ残し、過剰除去、直接廃棄、規格外品、売れ残り等が該当します。



（資源循環推進課）

図4-6-2 食品ロスの範囲

2 現状と課題

- ・現在、日本の食料自給率（カロリーベース）は38%（令和5年度）で、海外からの食料輸入に大きく頼っている一方、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。
- ・平成27年には、国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに食料の損失・廃棄を削減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。
- ・このような状況の下、この課題に取り組むため、令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定めされました。
- ・日本の食品ロス発生量は令和4年度推計においては事業系の削減目標（2000年度比で2030年度までに50%削減）を達成するなど堅調に減少しつつあり、令和7年3月には国において新たな削減目標¹⁶（2000年度比で2030年度までに、家庭系食品ロスは50%削減の早期達成、事業系食品ロスは60%削減）が掲げされました。
- ・県内の食品ロス発生量は、令和5年度推計においては約6万トンであり、令和元年度から約20%（約1万5千トン）減少しています。
- ・食品ロスを削減していくためには、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において各主体が協働のもと、社会全体の課題として、これまで以上に食品を無駄にしない意識を醸成し、食品ロスの削減に向けた行動を実践していくことが不可欠です。
- ・環境や社会に配慮した「エシカル消費」や、健全な食生活を実践することができる人を育てる「食育」等、様々な側面から食品ロスの削減を推進していくことも重要となります。

3 施策の展開

(1) 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

ア 食品ロス削減に取り組む店舗等の拡大、取組の強化促進

- ・「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の登録店舗数を増やすます。
- ・「残さず食べよう！30・10運動」の呼び掛け、メニュー表へのグラム数表示、食べきりの推進等、登録店舗や飲食店における食品ロス削減に向けた取組の強化を促します。

¹⁶ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

1 <協力店登録制度>

2 小盛りメニューの導入、持ち帰り希望者への対応、ば
3 ら売り・量り売り、食品ロスを減らすための呼び掛け等
4 の取組を1つ以上実践している事業者を協力店として
5 登録しています。

6 令和7年3月末現在店舗 994店舗
7 (飲食店:680、小売店:208、宿泊施設:106)



9 イ 食べ残しの円滑な持ち帰りの推進

- 10 • 令和6年12月に国が策定した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」を参考に、消費者が食べ残しを持ち帰る際の民事上・食品衛生上の留意事項を事業者に周知します。
- 11 • 食べ残しを持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理について消費者の理解と協
12 力を促すことで、食べ残しの円滑な持ち帰りを推進します。

16 ウ 外食や宴会、家庭での「残さず食べよう！30・10運動」

- 17 • 特に食べ残しが出やすい歓送迎会シーズンの3～4月、暑気払いシーズンの7～9
18 月、忘・新年会シーズンの12～1月を重点期間とする「宴会たべきりキャンペー
19 ン」を実施し、啓発を行います。
- 20 • 食品ロス削減に向けて家庭でできる取組について呼び掛けます。

21 <残さず食べよう！30・10運動>

22 宴会が始まった最初の30分間と最後の10分間は自分の席に
23 ついて料理を楽しみ、食べ残し（食品ロス）を減らす運動を実
24 施しています。



27 <家庭で実践！残さず食べよう！30・10運動>

28 ○毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー

29 冷蔵庫の中にある賞味期限・消費期限間近な食材を使い、冷
30 蔵庫の中を整理するよう呼び掛けています。

31 ○毎月10日はもったいないクッキングデー

32 今まで捨てていた野菜の皮や茎などを使って、食材をできる
33 限り余すことなく使い切ることを呼び掛けっています。



35 エ 小売業者と連携した消費期限・賞味期限間近な食品購入の呼び掛け

- 36 • 「エシカル消費」の一環として、消費期限・賞味期限の正しい理解を促し、購入後

にすぐ食べる場合には期限間近な食品から優先的に購入する「てまえどり」を呼び掛けます。

<信州発もったいないキャンペーン>

消費者に身近な小売事業者と連携し、食品ロス予備軍である消費期限・賞味期限間近な食品の購入を促進し、食品ロスの発生抑制を図っています。



(2) 未利用食品の有効活用の呼び掛け

ア 県庁舎等でのフードドライブの実施等による県民、県内事業者に対する未利用食品の積極的な寄付の呼び掛け

・夏休み前の6～7月、食品ロス削減月間の10月、年末の11～12月をキャンペーン期間として「フードドライブ統一キャンペーン」を実施し、困窮家庭支援と同時に食品ロスの削減を呼び掛けます。

<フードドライブ統一キャンペーン>

令和6年度において県庁・合同庁舎に寄付いただいた食品の総重量は以下のとおりです。

夏 休 み 前 : 4,238kg
食品ロス削減月間 : 5,137kg
年 末 : 8,505kg



イ フードバンク活動のさらなる活性化

・県内事業者や県民に対して、フードバンク活動の認知度を向上させ、事業者と活動団体のマッチングの場を提供するなど活動を支援します。

(3) 食品関連事業者等の取組の支援

ア 未利用資源の利用の促進

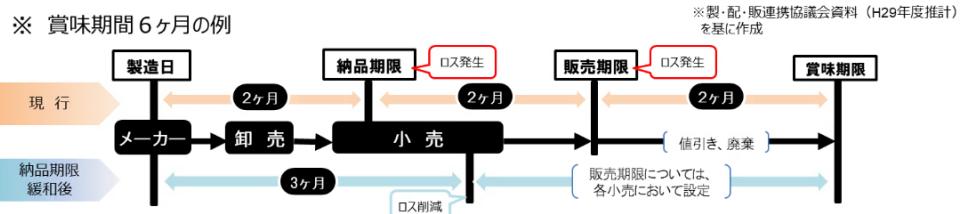
・規格外農産物、未売農産物（売れ残り・廃棄）など未利用資源の活用に向けて食品関連企業等と共に創した循環経済やアップサイクルの取組を進めます。
・フードテックを活用した酒粕からの代替肉の開発など、事業者間の連携による食品ロスの削減及び新たな価値への転換を進めます。
・「エコフィード¹⁷」の利用拡大を図ることで、食品の製造段階で得られる副産物や食品廃棄物等の有効利用を進めます。
・給食の食べ残しや調理の過程で発生する野菜くずなどの飼料や肥料としての利用を進めます。

¹⁷ 食品製造副産物等を利用して製造された畜産飼料

1
2 イ 商慣習見直し等の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進

- 3
4
5 • 食品ロス削減のための商慣習の見直し（賞味期限表示の大括り化、納品期限の緩和等）等の推進に向けて、食品関連事業者に対して情報提供を行うとともに、事業者の取組に対して消費者理解が促されるよう啓発を行います。

6 <納品期限緩和のイメージ>



15 (4) 食品ロスについての教育及び学習の振興

- 16
17
18 • 子どもたちに身近な食べ残しなどの食品ロスを題材にした環境教材を作成し、県内の
小学校で活用することで、環境問題に対する意識を醸成し、食品ロスを減らす行動を
促します。
- 19
20 • 栄養教諭等が児童生徒に対し、給食の時間等に食品ロスを通じた食育を推進するよう
研修会等を通じて周知啓発を行います。
- 21
22 • 「おいしい信州ふーど」等を選んで消費する「しあわせバイ信州運動」を通じて、農
産物のエシカル消費を発信します。
- 23
24 • 「長野県食育推進計画」等との調和を図り、県が行う食育のイベント及び「地域食育
フォーラム」等で食品ロスの削減について県民の学びの機会を増やすとともに、食生
活に関わる地域団体との連携を強化します。

25 (5) その他

- 26
27 • 食品ロスの削減に関する取組を効果的に実施するため、食品ロス発生量の推計を毎年
度実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析します。
- 28
29 • 地域の特性に応じた食品ロスの削減に資する取組を充実させるため、市町村における
食品ロス削減推進計画の策定を支援します。
- 30
31 • 食品ロスの削減に資する先進的な取組や優良事例等に関する情報を収集し、県民・事
業者・市町村等に対し県ホームページや公式 LINE 等により広く情報を発信します。
- 32
33 • 国の「食品ロス削減推進サポーター制度¹⁸」について、市町村等と連携して制度の普

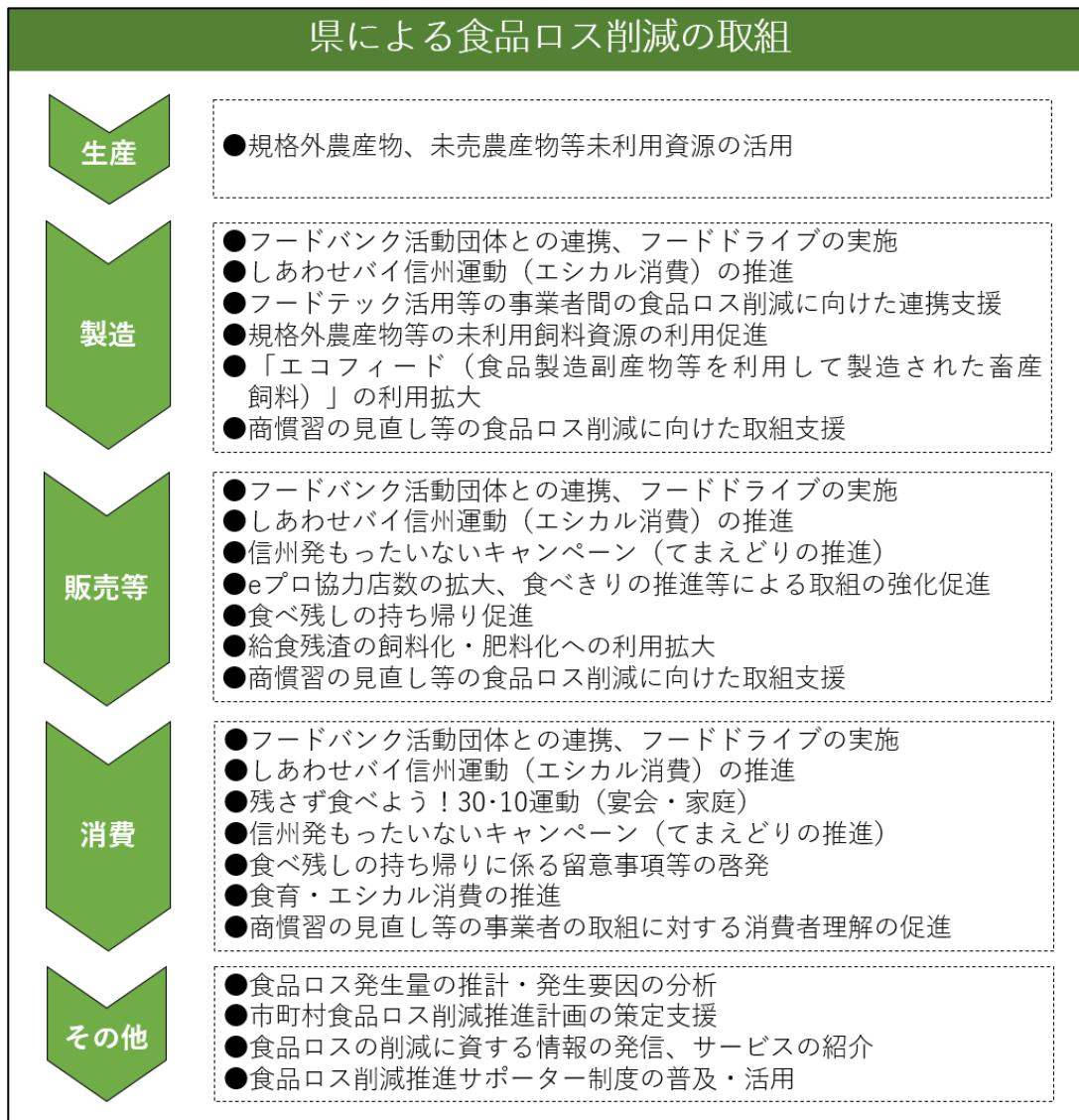
34

18 消費者庁または地方公共団体等が開催する食品ロス削減推進サポーター講座を修了し、食品ロス削減の基礎知識、
消費者、食品事業者、一般企業、学校等の様々な主体が取り組める事例、地域の課題解決に必要なスキルやノウハウ
を習得した方々で、様々な場面で自ら活動する意向のある人材を地方公共団体及び消費者庁に登録し、育成した人材
の活用を図っていくための制度

1 及促進を図るとともに、サポーターを活用して地域に根差した周知啓発を行います。

2

3 以上の取組を生産から消費までの取組を各段階にまとめると以下のようになります。



4

図 4-6-3 県の取組

5

4 各主体の役割

6

食品ロスの削減を推進するためには消費者、事業者、行政の各主体が食品ロス問題に対して当事者意識を持ち、身近なことから積極的に取り組むことが必要です。

7

具体的には、以下の取組が想定されます。

8

(1) 消費者（県民）の取組として望まれること

9

消費者（県民）は食品ロスの削減の重要性について理解を深め、日々の生活の各場面において食品ロスの削減に向けた行動を実践することが重要です。

10

商慣習の見直しなど、食品ロスの削減に向けた食品関連事業者の取組を理解することが望れます。

11

12

13

1 ア 買い物のとき

- 2 ○家にある食材をチェックして、必要な分だけ購入する。
3 ○賞味期限・消費期限について正しく理解し、すぐ消費する場合は商品棚手前にある
4 期限間近の商品を優先的に購入する。(てまえどり・エシカル消費)
5 ○見切り品や規格外品等について理解する。
6 ○フードシェアリングサービス¹⁹等の事業者の食品ロス削減に向けた取組を積極的
7 に活用する。

8 イ 調理・保存のとき

- 9 ○作りすぎによる食べ残しを防ぐため、食べきれる分だけ作る。
10 ○食材の食べられる部分をできるだけ使い、過剰除去を防ぐ。
11 ○食べきれなかったものはリメイク等の工夫をする。
12 ○冷蔵庫などの食材の保管場所を定期的に整理し、賞味期限・消費期限をチェックす
13 ることで期限切れによる食品の直接廃棄を防ぐ。
14 ○食品が長持ちするように食材に応じた適切な保存を行う。
15 ○賞味期限が過ぎた食品であっても、食べられるかどうかを個別に判断する。
16 ○未利用・余剰食品を近隣で分け合ったり、フードドライブ等で寄付する。

17 ウ 外食のとき

- 18 ○小盛メニューの提供や持ち帰り希望者への対応などの食品ロスの削減に向けた取
19 組を行っている飲食店を選ぶ。
20 ○食べきれる量を注文し、残さずに食べる。
21 ○食べきれない時は、お店と相談した上で自己責任の範囲で持ち帰る。

22 (2) 事業者の取組として望まれること

23 食品関連事業者は、食品の生産から製造、卸売、小売、外食の各段階において食品ロ
24 スが発生していることを理解し、各段階で削減に向けた取組を行うだけでなく、段階を
25 超えた協働により食品ロスを削減していくことが望されます。

26 ア 食品生産業

- 27 ○規格外や未利用の農産物を加工・寄付等により有効活用する。
28 ○需要を考慮して生産する。
29 ○食品廃棄物を利用して生産された飼料・肥料を利用する。

30 イ 食品製造業

- 31 ○原料を無駄なく利用し、製造・出荷における食品の適正な管理、鮮度の保持に努める。

¹⁹ 何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組み、サービス

- 製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により賞味期限を延長する。
- 製造から賞味期限までが3ヶ月を超える場合は、賞味期限を可能な限り年月日表示でなく年月表示化する。
- 食品小売業者等と連携した需要予測の向上や納品リードタイムの調整等により、適正受注を推進し、過剰生産を抑制する。
- 小分け包装等による消費実態に合わせた容量の適正化に取り組む。
- 規格外品等を寄付等により有効活用する。
- 食品廃棄物を利用して飼料化・肥料化・メタン発酵発電をする。

ウ 食品卸売業・小売業

- 厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の向上、納品リードタイムの調整等により適正な発注、商慣習の見直しを推進する。
- 予約制や小分け販売、量り売りなど需要に応じた販売の工夫を行う。
- 賞味期限・消費期限の近い商品から購入するよう消費者に促す。
- フードシェアリングサービスを活用する。
- 未利用食品を寄付等により有効活用する。
- 食品廃棄物を利用して飼料化・肥料化する。

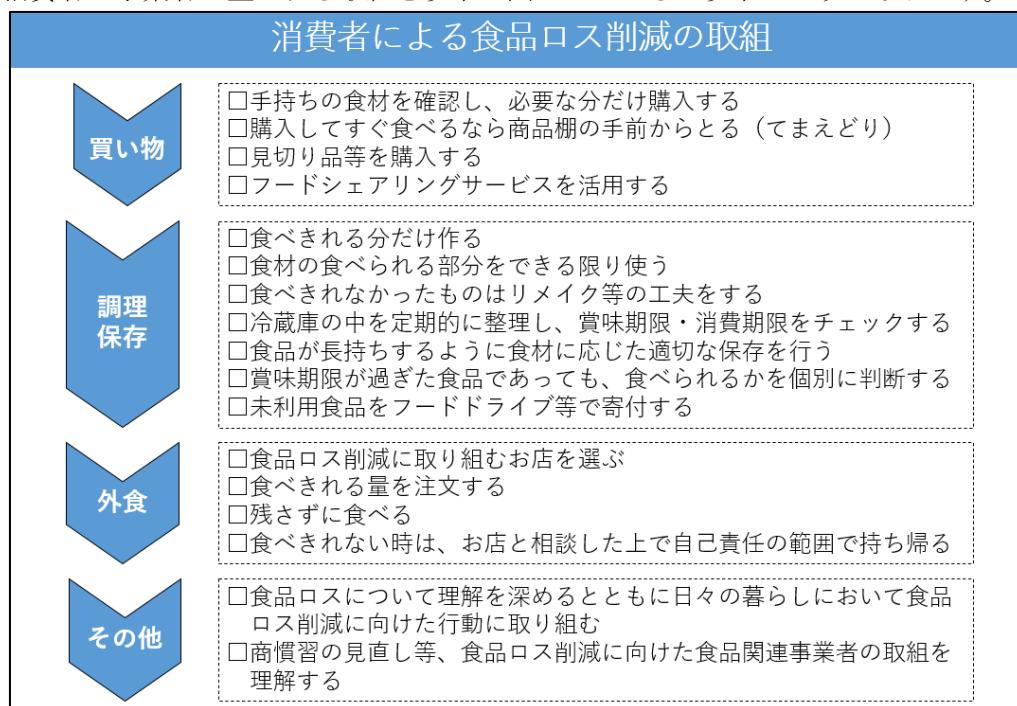
エ 外食産業

- 需要を考慮した仕入れや提供等の工夫を行う。
- 小盛メニューや要望等に応じた量の調整、主食のグラム数表示等を行う。
- 食べきりを呼び掛ける。
- 食べ残しの持ち帰りを促進する。
- フードシェアリングサービスを活用する。
- 未利用食品を寄付等により有効活用する。
- 食品廃棄物を利用して飼料化・肥料化する。

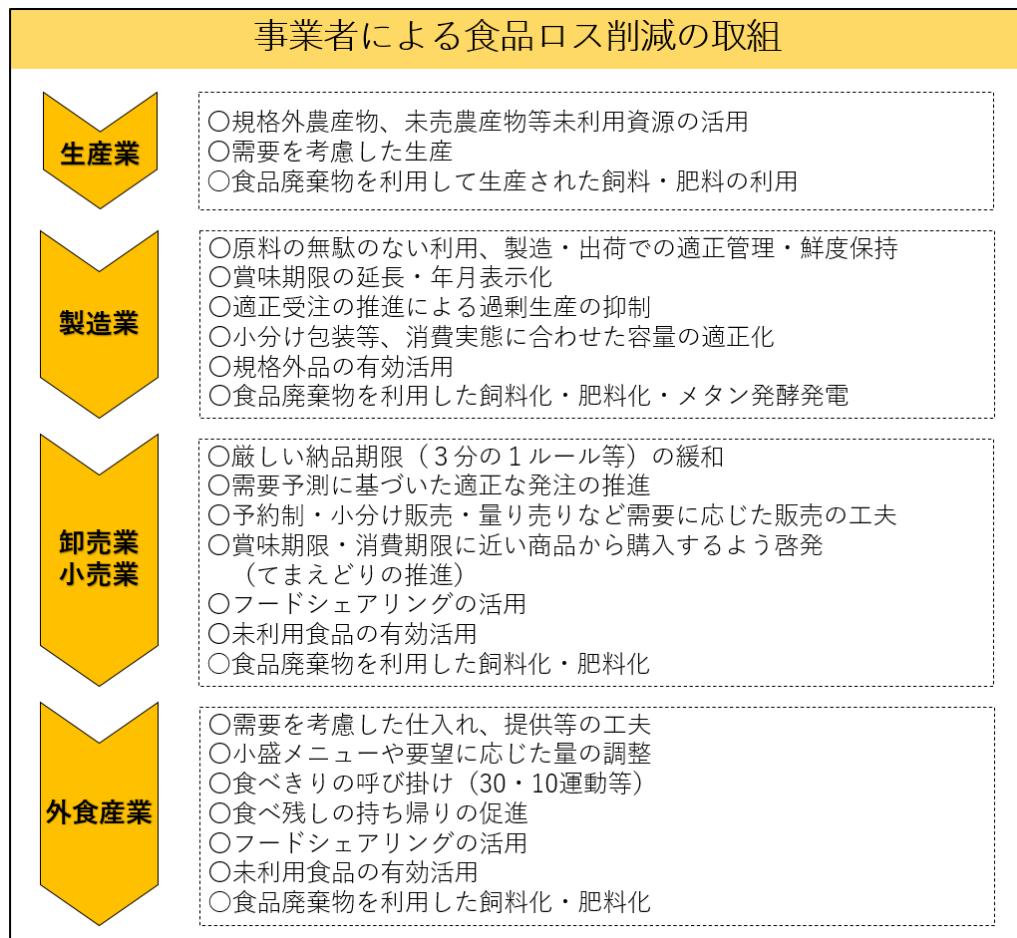
(3) 市町村の取組

- ・市町村は、前記(1)及び(2)に記載した取組を実践する消費者や食品関連事業者が増えるように、以下の取組を推進することが望まれます。
- 消費者、事業者、県等と連携し、食品ロスの削減に向けて幅広く取り組む。
- 国の基本方針及び本計画を踏まえた市町村食品ロス削減推進計画を策定する。
- 食品ロス発生量の実態調査や分析を行う。
- 食品ロス削減に向けて部署横断で連携して取り組む。
- 消費者や事業者等に食品ロスの削減に資する情報提供を行う。
- 地域の特性に応じた個別的な取組の実施や、広報啓発を行う。
- 生ごみ処理機の補助制度等による食品ロスの削減支援を行う。
- 堆肥化施設等において生ごみを堆肥化する。

1 消費者・事業者に望まれる取組を以下の図にまとめると以下のようにになります。



2 図 4-6-4 消費者に望まれる取組



3 図 4-6-5 事業者に望まれる取組

◎コラム 食品ロスによる経済損失・CO₂排出量はどれくらい？

国の推計によると、令和5年度の食品ロスによる経済損失の合計は4.0兆円、温室効果ガス排出量の合計は1,050万t-CO₂とされています。

これを基にすると、県内では食品ロスにより経済損失が年間約500億円発生し、温室効果ガスが年間約14万t-CO₂排出されていると推計されます。経済損失を県民一人あたりに換算すると年間約25,000円発生していると計算されます。25,000円あれば何ができるでしょうか？食品ロスの削減は、環境にやさしいだけでなく、家計の節約にも繋がります。



令和7年度版食品ロス削減ガイドブック（消費者庁）

◎コラム 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～

外食産業で発生する食品ロスの大きな要因は「食べ残し」です。その有効な対策として、食べ残しの持ち帰りが注目されています。しかし、衛生面や法的責任の不明確さから、事業者が導入をためらうケースもあります。こうした課題を解決するため、令和6年12月に国が策定した「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」では、事業者には利用規約の整備や注意事項の説明、消費者には自己責任での管理を求めています。食べ残しを減らす上で大事なのは「食べること」ですが、持ち帰りも有効な選択肢です。事業者と消費者が協力し、安心して食べ残しを持ち帰りましょう。

まずは美味しく食べ切りましょう。食べ切れなかったら
SDGs目標達成に向けて持ち帰りましょう！

お持ち帰りの際の注意点

お客様の責任でお持ち帰りください。
容器への移し替えはご自身でお願いします。



食べ残し持ち帰り促進ガイドライン
～SDGs目標達成に向けて～

【事業者が民事上または衛生上留意すべき事項】

- 民事の観点から、食べ残しの持ち帰りにおける衛生面に関する一定の注意事項を消費者に説明することが有効。
- 食品衛生の観点から、持ち帰りに適する食品を事業者が判断することや清潔な容器等を提供すること等を提示。
- 事業者・消費者双方の合意の内容を明確化するとともに、消費者におけるリスクの把握等や事業者における法的リスク等の予見可能性を高めるために利用規約の整備が有効。

【消費者に求められる行動】

- 食べ残しを持ち帰る場合は、食中毒リスク等を理解した上で、持ち帰る際及び持ち帰った後の食品の管理の責任は基本的に消費者にあることを十分に認識し、飲食店からの事前説明事項を適切に遵守することが重要。
- 食品衛生の観点から、食品を温度が高いところに放置しないこと、速やかに喫食すること、異臭等を感じた場合は喫食しないこと等を提示。
- 食べ残し持ち帰りサービスを提供する飲食店等の取組を消費者行動により積極的に評価していくことが重要。

—ガイドラインはこちら👉— (消費者庁ホームページ)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/040534/>

1 第7節 環境教育等の推進

2 廃棄物処理問題の多くは、大量生産・大量消費というライフスタイルに起因するところが
3 大きいことから、廃棄物の4R等について、県民を対象とした廃棄物処理施設の見学や出前
4 講座などによる啓発等に努めることが大切です。

6 1 環境教育・環境学習等

7 (1) 現状と課題

8 ・県内では、4Rの取組が進んでいますが、家庭における食品ロスやプラスチックごみ、
9 事業系一般廃棄物の削減など、まだ減量化に向けて取り組むべき課題があります。

11 ・県や市町村等では、県民に対する環境教育等による意識啓発を行っていますが、引き
12 続き、あらゆる年代に対する環境教育等の機会の充実に努める必要があります。

14 (2) 施策の展開

15 ・4Rについての意識の向上を図るため、県や市町村等では、以下に掲げる取組を進め
16 ており、引き続きこのような取組を進めていくことにより、県民の意識啓発に努めま
17 す。
18 ・市町村、教育関係機関、環境団体と連携し、環境等に係る持続可能な開発のための教
19 育(ESD)の考え方等も踏まえ、児童・生徒等の次世代を担う子ども達への教育から
20 生涯学習に至るまで幅広く環境教育・環境学習を推進します。

21 ア 信州環境カレッジ

22 ・県で開催している信州環境カレッジでは、県民、NPO、企業、行政等の協働で、県
23 民は誰でも参加できる「地域講座」、学校からの申込で開催される「学校講座」、オ
24 ンラインでいつでもどこでも学習できる「WEB講座」など、様々な形態の講座を通
25 して県民に環境に関する学びを提供します。
26 ・令和6年度の受講人数は14,286名、講座登録数は185講座となっています。

◎コラム 信州環境カレッジ

信州環境カレッジは、県民、NPO、企業、行政等の協働による全県的な「学び」のムーブメントです。

- 講座提供者は、県内で開催される講座や学校への出前講座を登録し、WEBサイトに情報を掲載
- 県民は、WEBサイトから自分に合った講座を見つけて受講
- 県は、開催に係る費用を謝金として支援



1

イ 食育、エシカル消費

2

- ・食育を通じて食べ物の大切さを学び、家庭や地域において、食品ロス削減に向けた意識の醸成及び行動の実践を促します。
- ・環境と調和のとれた持続可能な消費行動への促進を図ります。

3

ウ 施設見学、リサイクル体験

4

- ・住民にごみ処理の状況を知ってもらい、ごみの分別収集や減量化を図るとともに、ごみ処理に対する意識を高めてもらうため、積極的な施設見学の受け入れや、リサイクルを体験する講座・教室の開催を支援します。
- ・施設見学等を行っている市町村は43市町村、出前講座等を行っている市町村は48市町村となっています。

5

表4-7-1 市町村ごみ減量化施策取組状況（令和7年11月1日現在）

項目	実施市町村数
施設見学等	43
出前講座・説明会等	48

(資源循環推進課)

6

エ こども記者体験（県庁見学）と長野県政出前講座

7

- ・社会見学の小学生を対象に県が実施している「県庁見学」では、「こども記者体験」のテーマを「みんなでごみをへらそう！～食品ロスや海洋プラスチックごみをへらすためにできること～」として、体験学習を通じた普及啓発を行います。

- 1 ・県内に在住・在勤・在学しているグループから依頼があった場合に、県職員が直接
2 出向いて施策等について説明する「長野県政出前講座」では、「ごみの減量化・リ
3 サイクル、廃棄物処理」をテーマに、循環型社会に向けての法制度や廃棄物処理の
4 現況、県及び市町村の取組、県民や事業者の方に取り組んでほしいこと等について
5 説明し、環境への理解を深めます。

6

7 **オ 循環型社会形成推進功労者表彰**

- 8 ・県は、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物の適正処理及び資源化等の推進、
9 普及啓発及び指導教育等に率先して取り組み、顕著な実績を上げている事業者、
10 個人、グループ及び学校等を功労者として表彰します。

11

12 **カ 環境保全に関するポスターコンクール**

- 13 ・県は、信州豊かな環境づくり県民会議、abn 長野朝日放送「地球を守ろう！プロジェクト」と連携し、4R やプラスチックごみ散乱防止などの環境保全への理解や
14 関心を高めるため、小中学生を対象にポスター作品を募集する「信州エコポスタ
15 ーコンクール」を実施しています。入賞・入選作品のポスターは、環境イベントや
16 情報誌に掲載するなど、啓発活動等に活用して、県民一人ひとりの環境保全への
17 取組を推進します。

18

19 **2 環境美化活動**

20 (1) 現状と課題

- 21 ・海に流れ出るプラスチックごみの 7 割は陸域から発生するといわれており、太平洋、
22 日本海に流れ込む河川を有する本県も、決して他人事ではありません。
23 ・観光地や河川等におけるポイ捨ては後を絶たず、今後も意識啓発に取り組むとともに
24 、地域と一緒にになって環境美化活動に取り組んでいく必要があります。

25

26 (2) 施策の展開

- 27 ・県及び市町村は、以下に掲げる取組等を通じ、県民が一体となってごみの散乱のない
28 美しい環境づくりに取り組みます。
29 ・4R について意識の向上を図るため、引き続き、観光地も含めた環境美化活動、啓発
30 活動等を推進します。

31

32 **ア きれいな信州環境美化運動**

- 33 ・散乱した空き缶等を収集する美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散
34 乱防止啓発運動の輪を県民運動として広げ、観光地を含めた環境美化運動を推進
35 し、年間を通じて長野県全体をきれいにする運動を展開します。
36 ・令和 7 年度の「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン及びきれいな信州美化キャ
37 ンペーンにおける参加者数は、約 17 万 5 千人となっています。

1 表 4-7-2 令和 7 年度きれいな信州環境美化運動の実績

キャンペーンの名称	「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン	きれいな信州美化キャンペーン
実施期間	5月 25 日～6月 30 日	10月 1 日～10月 31 日
空き缶等回収参加者数	125,072 人	50,409 人
回収量	108.7 t	64.5 t
街頭啓発参加人員	40 人	137 人

2 (資源循環推進課)

3 イ アダプトシステム²⁰・愛護活動

- 4
5 • 平成 15 年度から「信州ふるさとの道ふれあい事業」としてアダプトシステムを本
6 格的に実施しており、令和 6 年度末現在、368 団体が道路の里親として活動してい
7 ます。この取組は、以前から各地で行われてきた道路愛護活動を一步進めた形の
8 活動として、住民と行政の協働・連携による道路の維持管理活動の推進に大きな
9 役割を果たしています。
- 10 • 平成 24 年度からは、花苗や必要な物品等を提供し、里親を支援していただく企業
11 等をサポーターとして登録する制度を開始し、令和 6 年度末現在、20 団体が登録
12 しています。
- 13 • 河川についても、地域住民団体が県に登録し、「河川愛護活動」として清掃等の活
14 動を行っており、令和 6 年度は 872 団体、延べ約 14 万人の方々が活動しています。
- 15 • 引き続き上記の取組を通じて環境美化に努めます。

16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

20 地域住民団体、個人、企業又は学校が道路の里親となり、里親・市町村・建設事務所による三者協定に基づいて、里親はボランティアで美化活動等を実施し、市町村・建設事務所は里親の活動を支援するもの。アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、住民が道路などの公共スペースを養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。

◎コラム | 諏訪湖まるまるゴミ調査

諏訪湖畔でごみの調査を行い、「諏訪湖のごみの現状」を明確化し、流域内の県民の皆様の関心を高めるとともにごみの不法投棄の防止や適正処理の推進につなげていくため、諏訪湖創生ビジョン推進会議が主体となり、令和元年から「諏訪湖まるまるゴミ調査」を実施しています。

ごみを飲料ペットボトル、ビニール破片、紙くず等の18種類に分類し、その個数を調査しており、回収量の内訳は可燃ごみが約268kg、不燃ごみが約70kgとなりました。個数は全部で5210個、そのうちプラスチック製品由来のごみは4,591個で、小さなビニール破片、プラスチック破片が半数以上を占めています。

調査後には、グループごとにごみ拾いで感じたことを共有する「ふりかえり」を行い、「機会がないと道端に落ちているごみをなんとも思わなくなってしまう。」、「目を凝らすと思っている以上に小さなプラスチック破片が落ちている。」、「ポイ捨てされたものが目立つ。」などの声があり、マイクロプラスチック問題に対する意識を高めるきっかけとなっています。

【調査の様子】



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

◎コラム 遠州灘海岸環境学習ツアー～上流県によるプラスチックごみ削減の取組～

県では「信州プラスチックスマート運動」の一環として、上伊那地域振興局及び南信州地域振興局主催による、天竜川が流れつく遠州灘海岸における環境学習ツアーを実施しています。

このツアーには毎年、小学生を中心に多くの方にご参加いただいており、ウミガメの放流体験や海岸のマイクロプラスチック回収及びごみ拾い体験を通じて、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ問題について学び考える機会の場となっています。

《環境学習ツア一体験の様子》



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

第5章 廃棄物の適正処理の推進

第1節 廃棄物の適正処理の確保

4 Rに取り組んだ上で排出される廃棄物については、適正に処理する必要があります。

一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における廃棄物を収集、運搬、処分することとされており、産業廃棄物については、事業者が自らの責任において、焼却その他の中間処理、埋立処分等の方法により、適正に処理しなければなりません。

1 廃棄物の適正処理の確保

(1) 一般廃棄物の適正処理の確保

ア 現状と課題

- 一般廃棄物の適正処理の確保には、住民・事業者による適切な分別排出の徹底と市町村による収集・処理体制の確立が重要です。
- 近年の高齢化の進展は、高齢者世帯等のごみ出しについて課題を生じさせています（表5-1-1）。
- 観光地を有する市町村では、観光客が滞在・利用するホテル・旅館、飲食店から排出される事業系ごみ等により、1人1日当たりの排出量が多い傾向にあり、適切に分別回収が行われないなどの課題が生じています。
- 使用済リチウムイオン電池等については、資源有効利用促進法により製造事業者等に自主回収・再資源化が義務付けられていますが、廃棄処理時の火災事故が全国で頻発し、廃棄物処理施設が停止するケースも発生するなど、社会的に大きな影響を及ぼす深刻な課題となっています。廃エアゾール製品等の爆発火災等、廃棄物の収集・処理における課題も発生しています。
- 不用家電品等の無料回収業者の中には、法令に抵触する疑いのある者も見られるため、適切な監視・指導の実施（表5-1-2）とともに、むやみに無料回収業者を利用しないよう住民等に周知する必要があります。加えて、有害使用済機器保管等業者²¹に対しても届出や保管・処分基準の遵守に係る指導を行う必要があります。
- 関東近県において、金属スクラップ等の再生資源物の不適切な保管等に起因する生活環境保全上の支障が生じており、県内における類似事案の発生を未然に防止する必要があります。（産業廃棄物についても同様です。）

²¹ 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして廃棄物処理法施行令で定められたもの。

1 表5-1-1 県内高齢者世帯等に対する戸別収集実施市町村数（令和7年11月1日時点）

実施市町村数	福祉部門、社会福祉協議会等との連携
26	6

2 (資源循環推進課)

3 表5-1-2 無料回収業者立入検査状況

調査実施時期	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
箇所数	72	72	74	86

4 (資源循環推進課)

5

イ 施策の展開

6

(ア) 高齢者世帯等のごみ出し支援

- 7 高齢者世帯等でごみ出しが困難な方に対してごみ出し支援が行われるよう、市町
8 村への先進事例（福祉部局との連携等）の紹介、技術的助言等を行います。

9

(イ) 観光地を有する市町村のごみ対策支援

- 10 観光地を有する市町村におけるごみの減量や適切な分別回収を推進するため、全
11 国の先進事例を参考に、市町村とともに対策を研究します。

12

(ウ) 使用済リチウムイオン電池等・廃エアゾール製品等の処理

- 13 リチウムイオン電池が使用されている製品や使用済リチウムイオン電池等の適
14 切な排出方法について、国、市町村等と連携した住民への周知啓発を行います。
- 15 使用済リチウムイオン電池等の適正処理（分別・回収方法、回収後の保管方法、
16 適正な循環的利用、適正処分等）に関する市町村への情報提供、技術的助言等を行
17 います。
- 18 使用済リチウムイオン電池等の製造事業者等による自主回収・リサイクルシステ
19 ムの構築に関して、国への要望を実施します。
- 20 廃エアゾール製品等の適正処理（穴を開けない収集運搬、充填物の使い切り、適
21 切な出し切り等）に関する住民への周知、市町村への情報提供、技術的助言等を行
22 います。
- 23 (I) 不用家電品等の処理・金属スクラップ等の取扱事業者への指導

- 24 不用家電品等の処理・金属スクラップ等の取扱事業者への指導（市町
25 村・警察と連携した立入検査、法令に基づく適正保管・適正処理の指導、違反行
26 为への指導等）及び有害使用済機器保管等業者への指導（届出、保管・処分基準
27 の遵守に係る指導）を行います。

◎コラム | ごみのポイ捨て防止・分別促進にナッジ理論を活用！

ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」です。

環境省のナッジ等を活用した観光地モデル事業では、「EAST」フレームワーク（Easy・Attractive・Social・Timely）に基づき、ごみ箱の表示の分かりやすさや魅力付け、社会的メッセージ、適切なタイミングでの案内により、ポイ捨て防止・分別促進を図り、環境保全と観光振興の両立、そして観光地の魅力向上を目指しています。



旅客ターミナルに設置したスマートごみ箱及びデジタルサイネージの例

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

◎コラム | 火災を防ぐ第一歩！リチウムイオン電池の適切な処分について

▼リチウムイオン電池とは？

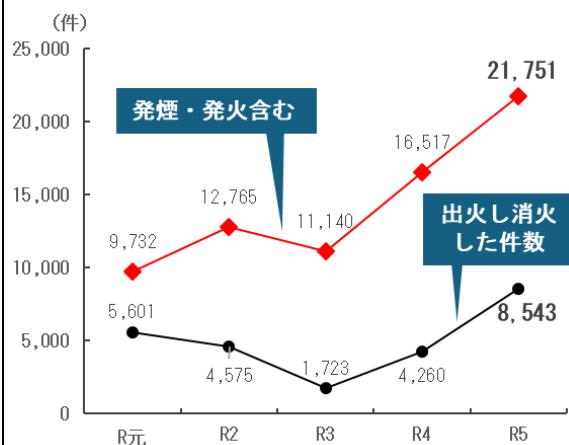
リチウムイオン電池は、充電することで繰り返し利用可能な電池の一つです。小型・軽量でエネルギー効率が高く、経済性にも優れていることから、私たちの身の回りの様々な製品で使用されています。



リチウムイオン電池を使用した製品例
(出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会)

▼ごみ処理時の火災事故が増加しています

近年、リチウムイオン電池が誤った分別区分でごみに出され、ごみ処理施設の破碎機等で衝撃が加わったりすることで発火し、火災事故等となるケースが全国各地で発生しており、その件数は年々増加しています。火災事故等が発生すると、多額の修繕費用が必要となったり、ごみの収集・処分が滞ったりと、私たちの生活に大きな支障をきたすことがあります。



ごみ収集車やごみ処理施設などでリチウムイオン電池が原因とみられる火災発生件数の推移

(一般廃棄物処理事業実態調査)

リチウムイオン電池の発火が原因で、リサイクル工場の建屋・設備が焼けてしまった事例

(出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会)

▼適切に処分しましょう

このような火災事故等を防ぐためには、リチウムイオン電池やその使用製品を適切に処分することが重要です。処分する際は、お住まいの市町村の捨て方のルールを必ず確認し、適切な分別方法で処分しましょう。

「市町村名 リチウムイオン電池 捨て方」で検索！



また、一般社団法人J B R Cでは、リサイクルマークのあるJ B R C会員製のリチウムイオン電池等を協力店、協力自治体で回収しています。

「J B R C 協力店」で検索！



▼リチウムイオン電池の「3つのC」

リチウムイオン電池を扱う際は、次の「3つのC」の行動を心がけましょう！

<u>Cool Choice</u> ～賢く選ぶ～	<u>Careful use</u> ～丁寧に使う～	<u>Correct disposal with better recycling</u> ～正しく捨てる そして資源循環～
1. 購入前に、販売事業社の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する 2. PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する 3. 非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する 4. 購入時に廃棄の方法を確認する	1. 強い衝撃や圧力を加えない 2. 高温になる場所では使用・保管しない 3. 安全な場所で、目の届くところで充電する 4. 异常を感じたら使用を中止する 5. 発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する 6. リコール情報を確認する 7. 公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する	1. リチウムイオン電池使用の有無を確認する 2. 廃棄する前には電池を使い切る 3. 廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する 4. リサイクルされる廃棄方法を選択する

(国のリチウムイオン電池総合対策パッケージを参考に資源循環推進課作成)

1

2

3 (2) 産業廃棄物の適正処理の確保

4 ア 現状と課題

- 5 ・産業廃棄物の適正処理のためには産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の適切な運用が重要です。事務処理の効率化等が図られる電子マニフェストの報告事業者数は、普及に伴い増加傾向となっています（表 5-1-3）。
- 6 ・廃棄物処理施設等へは廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況等に関する、必要に応じ市町村職員の県職員併任制度により、合同の立入検査を実施して未然防止、早期発見に努めるとともに、不適正処理等を把握した場合は行政指導、行政処分を行っています（表 5-1-4、表 5-1-5）。
- 7 ・令和 2 年度から、廃棄物関係業務を佐久、上伊那、松本、長野地域振興局の 4 か所に集約し、廃棄物監視・指導担当職員の複数配置等専門性の向上と業務効率化を図っています。

1

表 5-1-3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告事業者数（単位：者）

報告事業者数	R4 年度			R5 年度		
	計	長野県	中核市	計	長野県	中核市
紙マニフェスト	7,090	4,984	2,106	6,872	4,694	2,178
電子マニフェスト	3,891	2,433	1,458	3,971	2,453	1,518

(資源循環推進課)

表 5-1-4 立入検査件数の推移（単位：件）

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
一般廃棄物処理施設	389	268	236	274	285
産業廃棄物排出事業者	3,175	3,271	1,755	2,077	1,841
産業廃棄物処理業者	2,152	1,674	1,556	1,904	1,621
産業廃棄物処理施設	1,291	917	1,524	1,547	1,393
工事発注者	15	23	20	8	2
土地所有者	455	536	423	538	501
小型焼却炉	100	38	33	31	25
自動車リサイクル法関連業者	179	225	148	226	305
PCB 保管者	396	548	113	53	68
有害使用済機器保管等業者	44	8	4	7	11
合 計	8,196	7,508	5,812	6,665	6,052

(資源循環推進課)

2

3

表 5-1-5 行政処分件数の推移（単位：件）

処分区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
許可取消	4	4	5	4	6
事業停止命令	1	0	0	0	0
使用停止命令	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0
措置命令	0	0	0	0	1
合 計	5	4	5	4	7

(資源循環推進課)

イ 施策の展開

(ア) マニフェスト制度

- ・マニフェスト制度及び電子マニフェストの運用について、講習会、研修会、立入検査等を通じた周知を図ります。

(イ) 立入検査の実施

- ・立入検査を計画的、重点的、効率的に実施します。
- ・市町村職員併任制度の促進による体制強化を図ります。
- ・立入検査業務を的確に行える専門知識を有する人材の育成のため、地域振興局への廃棄物監視員の複数配置、研修の強化・充実に努めます。

1 (4) 不適正処理に対する厳正な対応

- 2 • 廃棄物の処理事業者、排出事業者等による不適正処理が確認された場合は行政指
3 導、行政処分、刑事告発等の厳正な対応を行います。

5 (3) 廃棄物条例の運用

6 ア 現状と課題

- 7 • 廃棄物の適正処理の確保と、県民の生活環境の保全を目的として「廃棄物の適正な
8 処理の確保に関する条例」を制定しています。
- 9 • 産業廃棄物処理業許可、廃棄物処理施設設置許可等の申請をする場合は、条例に基
10 づく事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとしています。
- 11 • 各事業者及び県民には、条例に定める基準等について遵守してもらうことが重要で
12 す。

<廃棄物条例の概要>

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責
務を定めています。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めています。
 - (1) 産業廃棄物の保管基準
 - (2) 木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
 - (3) 木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めています。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めています。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めています。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めています。

13 イ 施策の展開

- 14 • 排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした研修会等を通じて条例の周知を図
15 るとともに、産業廃棄物処理業許可、廃棄物処理施設設置許可等の申請を行う場合
16 の事業計画協議の実施を徹底します。

19 (4) 特定有害産業廃棄物等の適正処理

20 ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

21 (ア) 現状と課題

- 22 • 平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置
23 法」が公布され、PCB廃棄物の保管事業者による都道府県等への届出が義務付け
24 られました。
- 25 • 高濃度PCB廃棄物については処分期間が終了していますが、低濃度PCB廃棄物
26 については令和9年3月末までに処理することが義務付けられており、期限内
27 に処理が完了するよう早期の適正処理を推進するとともに、低濃度PCB使用製
28 品の状況を把握する必要があります。

1 (イ) 施策の展開

- 2 ・低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に向けた保管事業者への指導を行うほか、低濃
3 度 PCB 使用製品の状況把握を実施します。

4

5 イ 石綿（アスベスト）含有廃棄物等

6 (ア) 現状と課題

- 7 ・石綿（アスベスト）使用の可能性がある建築物の解体等工事が令和10年をピー
8 クに増加する見込みの中、建築物の解体等に伴い発生する石綿含有廃棄物等の
9 適正処理が求められています。
- 10 ・県では、石綿含有廃棄物等の適正処理のため、独自基準により建設事務所へ「ア
11 スベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めています。また、
12 大気汚染防止法により地域振興局において、解体等工事に係る「事前調査結果報
13 告書」の確認や吹付けアスベスト等の除去作業に係る「特定粉じん排出等作業実
14 施届出書」の現地確認を行うこととしています。

15 (イ) 施策の展開

- 16 ・解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・
17 運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。
- 18 ・石綿含有廃棄物等が再生骨材プラント等において破碎されることがないよう、対
19 象事業者の施設について、周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のア
20 スベストの含有検査を随時行うなど、適正処理の指導を徹底します。

21

22 ウ 使用済太陽光パネル

23 (ア) 現状と課題

- 24 ・使用済太陽光パネルについては、リサイクルの促進とともに、適正処理の確保も
25 重要です。

26 (イ) 施策の展開

- 27 ・使用済太陽光パネルの適正処理を確保するため、「長野県地域と調和した太陽光
28 発電事業の推進に関する条例」の適切な運用を図るとともに、廃棄物処理業者に
29 対して使用済太陽光パネルのリサイクル技術及び国のリサイクル設備導入補助
30 事業等に関する情報の提供を行います。また、リサイクルの推進について実効性
31 のある措置が講じられるよう国に要望するとともに、国における使用済太陽光
32 パネルのリサイクル推進法の運用に当たり連携協力します。

33

34 エ PFAS（有機フッ素化合物）含有廃棄物

35 (ア) 現状と課題

- 36 ・PFAS（有機フッ素化合物）の一種である PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン
37 酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、泡消火薬剤やフッ素ポリマー原

1 料等の様々な用途に使用されていましたが、難分解性や高蓄積性等の性質を持
2 つたため、PFOS は平成 22 年に、PFOA は令和 3 年に「化学物質の審査及び製造等の
3 規制に関する法律」の第一種特定化学物質に指定され、国内での製造及び輸入が
4 原則禁止となっています。

5 ただし、過去に環境中に排出された PFOS 及び PFOA が河川や地下水等から検出
6 されることがあります、それらを水源に利用する上水道事業から排出される使用済
7 活性炭等の廃棄物に PFOS 等が含有されている場合があります。

8 ・環境省では、PFOS 等を含有する廃棄物の適正処理を確保するため、令和 4 年 9
9 月に示した「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」におい
10 て、その保管方法や分解処理方法等を解説しています。

11 (イ) 施策の展開

12 ・環境省が示した「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に
13 基づき PFOS 等を含有する廃棄物の適正処理が行われるよう、排出事業者や産業
14 廃棄物処理業者などの関連事業者に対する助言及び指導を行います。

15 2 廃棄物の適正処理基盤の整備

16 (1) 一般廃棄物処理施設整備

17 ア 現状と課題

18 ・市町村の一般廃棄物処理施設は、廃棄物の適正処理にとどまらず、循環資源の再使
19 用・再生利用・熱回収の促進を図り、循環型社会の形成に寄与するとともに、災害
20 対策の拠点として、また、地球温暖化対策の一翼を担う重要な施設です。その一方
21 で、廃棄物処理施設には多額の費用が必要となる上、施設整備を行う場所の周辺住
22 民の理解を得ることが大切です。また、ストックマネジメントの考え方に基づき、
23 老朽化した施設の改良による長寿命化を進めることも重要です。

24 (ア) 焼却施設

25 ・令和 5 年度末現在、県内では 18 か所の焼却施設が稼働しており、そのうち、一
26 般的に広域処理を目的とする大型炉の目安となる 100 トン／日以上の処理能力
27 を持つ焼却施設は 12 か所、稼働から 20 年以上が経過した焼却施設は 6 か所で
28 す。

29 (イ) 最終処分場

30 ・令和 5 年度末現在、県内では市町村等の有する 33 施設の最終処分場が稼働して
31 おり、令和 5 年度末の県全体での残余年数は約 20 年となります。

32 (ウ) し尿処理施設

33 ・令和 5 年度末現在、県内では 23 か所のし尿処理施設が稼働しており、そのうち、
34 資源化を実施している施設は 8 か所（メタン発酵：1 か所、堆肥化：7 か所、助
35 燃剤化：1 か所）です。

36 ・公共下水道の普及によりくみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への

- 1 投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要です。
2 •浄化槽の清掃実施率は約3割程度に留まっています。今後、適切な清掃が行われ
3 た際の汚泥処理方法について、検討を行う必要があります。

4

5 **イ 施策の展開**

- 6 •一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、市町村が定める一般廃棄物
7 処理計画に基づく施設整備に対して支援します。
8 •市町村が実施する施設整備に対する財政支援について、国への要望を実施します。

9

10 **ウ ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の推進（ごみ処理広域化・集約化計画）**

- 11 •長野県廃棄物処理計画（第5期）に包含した「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」
12 については、計画期間を令和3年度から令和12年度までとしています。
13 •令和12年度までにおける広域化・集約化の方向性は以下のとおりです。

14 (ア) 広域化ブロック区割り

- 15 •令和12年度までの広域化ブロック区割りとして、10のブロック区割りとして設
16 定します（表5-1-6）。

17 (イ) 処理体制

- 18 •焼却施設の現状及び今後の整備予定は表5-1-7、最終処分場・リサイクル施設等
19 の整備予定は表5-1-8のとおりです。

表 5-1-6 広域化ブロック区割り（令和3年度～令和12年度）

ブロック名	処理主体	広域化ブロックに含まれる 市町村名	焼却施設数	
			令和3年度	令和12年度
佐久地域	佐久市・北佐久郡環境施設組合、小諸市	小諸市、佐久市、小海町、川上村※1、南牧村※1、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町	2	2
上田地域	上田地域広域連合	上田市、東御市、青木村、長和町	3	1
諏訪地域	湖周行政事務組合 諏訪南行政事務組合	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	2	2
上伊那地域	上伊那広域連合	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	1	1
南信州地域	南信州広域連合	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村※2、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	1	1
木曽地域	木曽広域連合	上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町	1	1
松本地域	松塙地区広域施設組合 穂高広域施設組合	松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、麻績村、生坂村、筑北村、池田町、松川村	2	2
北アルプス地域	北アルプス広域連合	大町市、白馬村、小谷村	1	1
長野地域	長野広域連合	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町	2	2
北信地域	北信保健衛生施設組合 岳北広域行政事務組合	中野市、飯山市、小布施町、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村※2	2	2
10 ブロック			17	15

※1 川上村、南牧村は独自処理

※2 根羽村、栄村はそれぞれ愛知県、新潟県の自治体と一部事務組合を設立し共同処理

(資源循環推進課)

表 5-1-7 各ブロック区割りにおける廃棄物処理体制（焼却施設）

ブロック名	No.	地方公共団体名	施設名称	所在地	施設の種類	処理方式	炉型式	炉数	処理能力(t/日)	使用開始年度	経過年数(R5年度末時点)	今後の施設整備実施予定期	整備方針	発電
佐久	1	小諸市	クリーンヒルこもろ(★)	小諸市	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	1	24	2015	8	—	—	
	2	佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久平クリーンセンター(★)	佐久市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	110	2020	3	—	—	場内利用、売電
上田	3	上田地域広域連合	統合クリーンセンター(仮称)	上田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	144	—	—	2027年～2030年	No.4～No.6を統合2030年度稼働予定	
	4		上田地域広域連合上田クリーンセンター	上田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	200	1986	37	—	No.3に統合後廃止	
	5		上田地域広域連合丸子クリーンセンター	上田市	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	2	40	1992	31	—		
	6		上田地域広域連合東部クリーンセンター	東御市	焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	2	30	1993	30	—		
諏訪	7	諏訪湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター(★)	岡谷市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	110	2016	7	—	—	場内場外利用、売電
	8	諏訪南行政事務組合	諏訪南クリーンセンター	茅野市	焼却	ストーカ式(可動)	准連続運転	2	100	1997	26	—	検討中	
上伊那	9	上伊那広域連合	上伊那クリーンセンター(★)	伊那市	ガス化溶融・改質	流動床式	全連続運転	2	118	2018	5	—	—	場内利用、売電
南信州	10	南信州広域連合	稻葉クリーンセンター(★)	飯田市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	93	2017	6	—	—	場内利用、売電
木曽	11	木曽広域連合	木曽クリーンセンター	木曽町	焼却	ストーカ式(可動)	バッチ運転	2	24	2018	5	—	—	
松本	12	穂高広域施設組合	穂高クリーンセンターごみ焼却施設(★)	安曇野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	120	2020	3	—	—	場内利用、売電
	13	松塩地区広域施設組合	新ごみ処理施設(仮称)	松本市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	360	—	—	2029年～2033年	2033年稼働予定	
	14		松本クリーンセンター(可燃処理施設)	松本市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	450	1999	24	—	—	場内場外利用、売電
北ア	15	北アルブス広域連合	北アルブスエコパーク	大町市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	40	2018	5	—	—	
長野	16	長野広域連合	ながの環境エネルギーセンター(★)	長野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	3	405	2018	5	—	—	場内利用
	17		ちくま環境エネルギーセンター(★)	千曲市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	100	2022	1	—	—	場内場外利用、売電
北信	18	岳北広域行政組合	エコパーク寒川	飯山市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	35	2009	14	2024年～2026年	大規模改修	
	19	北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	中野市	焼却	ストーカ式(可動)	全連続運転	2	130	1998	25	—	—	場内利用、売電

(★) 事業方式に公設民営方式(DBO方式、DB+O方式等)を活用している施設

※令和6年度末時点における各循環型社会形成推進地域計画の情報

(資源循環推進課)

表 5-1-8 今後の施設整備予定（焼却施設以外）

ブロック名	事業主体名	施設	施設規模	稼働予定年度
上田	上田市	ごみ堆肥化施設	5.2 t/日	令和10年度
	上田地域広域連合	最終処分場	85,000 m ³	令和14年度
諏訪	湖周行政事務組合	最終処分場	30,000 m ³	令和14年度
上伊那	伊那中央行政組合	汚泥再生処理センター	61 kL/日	令和9年度
松本	松本市	最終処分場	206,500 m ³	令和10年度
	松塩地区広域施設組合	マテリアルリサイクル推進施設	検討中	令和15年度
	穂高広域施設組合	汚泥再生処理センター	61 kL/日	令和12年度
北アルプス	北アルプス広域連合	最終処分場	15,900 m ³	令和9年度
長野	須坂市	ストックヤード	2,138 m ²	令和13年度
	長野広域連合	最終処分場	10~20万 m ³	令和18年度
	葛尾組合	リサイクルセンター	10.4 t/日	令和9年度

2
3 ※令和6年度末時点における各循環型社会形成推進地域計画の情報

4 (資源循環推進課)

5 (4) 今後の施設整備について

- 6 · 今後、ごみ処理施設整備（新設・延命化）を計画する際に、市町村等は本計画と
7 の整合性に留意し、同一ブロック区割り内外の広域連合、一部事務組合及び近隣
8 市町村との共同処理について検討を行い、合わせて持続可能な適正処理の確保、
9 気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強
10 化及び地域への新たな価値の創出の観点を考慮の上、広域化・集約化の可能性に
11 について検討を行います。
- 12 · また、焼却施設整備（新設・延命化）の際には以下を基本方針とし、上記の観点
13 に加えて検討を行います。

14 【焼却施設の規模等】

- 15 · 建設・維持管理コストの低減及びエネルギーの効率的な利活用の観点から 100
16 トン／日以上の全連続燃焼式のごみ焼却施設の設置の可能性の検討を行います。
17 また、既に 100 トン／日以上の施設を設置している場合は更なる広域化・
18 集約化による 300 トン／日以上の施設の設置の可能性を含め検討を行います。
19 · 広域化・集約化による収集運搬コスト増加の可能性を考慮し、廃止する焼却施
20 設の跡地や既存の保管施設を活用した中継施設の設置等の検討を行います。

21 【ごみ焼却施設の施設数】

- 22 · 現状の処理体制を踏まえ、更なる広域化・集約化を推進する観点から、令和3
23 年度以降の焼却施設数は、各ブロック区割りごとに令和2年度の施設数（17
24 施設）と同数以下となることを想定し、令和12年度の焼却施設数は県全体で

15 施設以下となることを見込んでいます。

- 2 •これらの検討に関して、県は、市町村等の施設整備の予定や進捗の把握に努め、
3 広域化・集約化に関する必要な助言を行います。また、市町村等による具体的
4 な検討及び協議が円滑に行われるよう、市町村等間の総合調整等を行います。

5 **(I) 今後の広域化・集約化に係る課題と対応**

- 6 •広域化・集約化を検討するに当たり、同一ブロック内の焼却施設の整備時期が異
7 なること、ごみの運搬の際に既存の施設よりも距離が遠くなる地域が生じることに伴う収集運搬コストの増加や住民理解等に関して課題が生じることも想定
8 されます。
9 •このような課題への対応としては、地域住民、現在の組合等構成市町村、それ以
10 外の近隣市町村等と処理体制の現状や課題について共有し、中長期的な視点で
11 収集運搬、中間処理、最終処分等の広域化・集約化について検討していくことが
12 考えられます。
13 •公設施設の集約化を行わない場合でも、施設の集約化を伴わないごみ処理の広域
14 化について検討することが考えられ、例えば特定の処理困難物等に関して、広域
15 的な処理体制を検討していくこと等が考えられます。

17
18 ※令和6年3月29日付け環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向
19 けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」に基づく、令和32年度
20 (2050年度)までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」は、令和9年度末を
21 目途に別途策定します。

22
23 **(2) 産業廃棄物の適正な処理体制**

24 **ア 現状と課題**

- 25 •令和5年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況(特別管理産業廃棄物を除く。)は、
26 収集運搬業の許可業者が3,821者、処分業の許可業者が中間処理及び最終処分を
27 合わせて344者となっています。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処
28 理施設が445施設、最終処分場が21施設となっています。
29 •平成23年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃
30 棄物処理業者に認定されると、通常5年の許可の有効期間が7年に延長されます。

1

表 5-1-9 産業廃棄物処理業者の許可状況の推移

許可区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
収集運搬業	長野県	3,435	3,548	3,598	3,702	3,821
	中核市	3,398	3,510	3,532	3,635	3,755
		37	38	66	67	66
(特別管理 産業廃棄物)	長野県	388	396	409	421	432
	中核市	378	386	394	406	418
		10	10	15	15	14
処分業	(中間処理)		329	329	331	331
	長野県	266	266	243	244	244
		63	63	88	87	85
	(最終処分)		15	15	15	15
	長野県	15	15	15	15	15
		0	0	0	0	0
	処分業		13	13	13	13
	(特別管理 産業廃棄物)	11	11	8	8	6
		2	2	5	5	5

(資源循環推進課)

2

3

4

表 5-1-10 産業廃棄物処理施設設置状況（中核市許可分を含む。）

区分	施設数				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
中間処理	焼却施設	20	21	19	19
	破碎施設	375	379	378	388
	脱水施設	22	22	22	18
	その他施設	11	11	12	11
	合計	428	433	431	436
最終処分	安定型	16	16	15	14
	管理型	5	5	5	5
	遮断型	2	2	2	2
	合計	23	23	22	21

5
6
※中間処理施設は、許可対象のみ。最終処分場は、許可対象外施設を含み、埋立てが終了した最
終処分場を除く。

(資源循環推進課)

7

8

9

10

1 表 5-1-11 優良産業廃棄物処理業者認定制度による評価基準適合事業者数の推移

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
長野県	258	274	279	289	313
中核市	4	4	15	15	15

2 (資源循環推進課)

3

4 イ 施策の展開

5

- 6 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と
監視・指導を行います。
- 7 優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化の促
8 進を図ります。

9

10 ウ 公共関与による施設整備

11

(ア) 公共関与の経緯

12

- 13 県は、平成5年当時の産業廃棄物最終処分場のひっ迫により、公共関与の方針を
検討し、(財)長野県廃棄物処理事業団(平成5年4月設立、平成20年3月解散)
による県内4か所(北信、東信、中信、南信)での最終処分場整備を決定しました。その後、管理型最終処分場が特にひっ迫している南信地区、中信地区において具体的な施設整備の準備が進められました。

14 南信地区：阿智村伍和(ごか)地区での最終処分場の整備

15 中信地区：松本地区で2か所の最終処分場候補地を決定

16

(イ) 廃棄物処理計画(第2期)での基本的な考え方の見直し

17

- 18 リサイクル技術の進歩及び建設リサイクル法の施行等により、産業廃棄物の最終
19 処分量が大幅に減少し、さらに、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備
20 計画が見込まれたことから、最終処分場の残余年数のひっ迫状況が改善されました。
- 21 このような状況を受け、平成18年3月の廃棄物処理計画(第2期)の策定に当
22 たり、公共関与の基本的な考え方を見直しました。

23 廃棄物処理計画(第2期)における公共関与の基本的な考え方(要約)

- 24 ◇産業廃棄物の最終処分場の整備は民間業者による処理体制を基本とする。
- 25 ◇最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備
26 を進める。

27

1 (4) 整備計画及び候補地選定事業の見直し

2 ・廃棄物処理計画（第2期）による基本的な考え方の見直しを受けて、平成19年
3 6月、阿智村伍和地区最終処分場計画及び中信地区廃棄物処理施設候補地選定
4 事業の見直しを行いました。

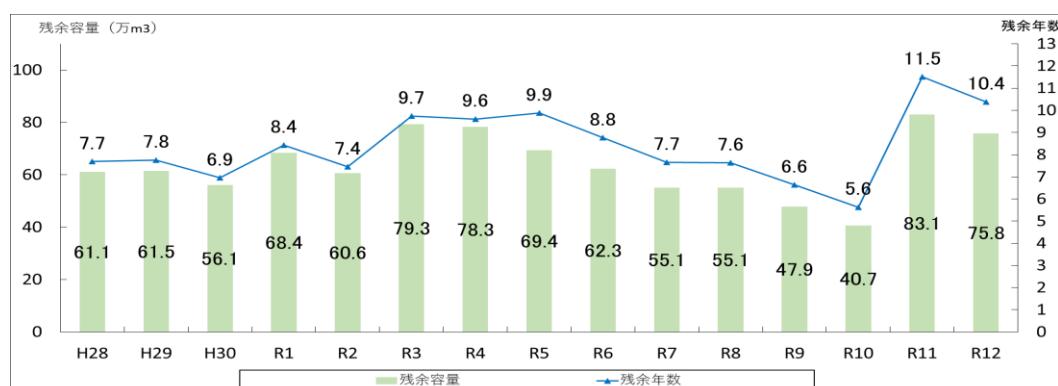
◇公共関与による施設整備が必要になった際の予定地として、県は阿智村伍和
地区の最終処分場の用地を取得し管理していく。

◇中信地区の廃棄物処理施設候補地選定作業を中止する。

◇阿智村伍和地区最終処分場の整備後に、更に最終処分場の残余年数がひっ迫
すると見込まれるときには、全県下において候補地を選定していく。

5 (I) 県内の最終処分場の残余年数の推移

- 6 ・産業廃棄物最終処分場の残余年数は、近年は9年前後で推移しています。
- 7 ・本計画の計画期間では、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場の整備による
8 残余年数の増加が見込まれます。
- 9 ・県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、令和12年度の推計で10.4年と見
10 込まれ、最終処分容量が不足しているとはいはず、直ちに公共関与により最終
11 処分場を整備する状況ではないと考えられます。
- 12 ・産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間事業者による処理体制の確保を基本と
13 しつつ、今後も民間事業者の動向を常に把握し、最終処分場の残余年数がひっ迫
14 してきた際には公共関与による施設整備が行うことのできるように、阿智村
15 伍和地区の県有地を適正に管理します。



※H28-29, R1-4 年度の残余年数並びに R6～R12 年度の残余容量及び残余年数は推計値
(資源循環推進課)

20 図 5-1-1 産業廃棄物最終処分場の将来見込み

21 (3) 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

22 ア 現状と課題

- 23 ・一定規模以上の廃棄物焼却施設の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づ
24 き、年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を県に報告することが義務
25 付けられています。県は、報告内容を確認し、必要に応じて設置者に適切な指導を
26 付けられています。

1 行うとともに、同法に基づき測定結果を公表しています。

- 2 • 令和 6 年度末においては、報告対象となる焼却施設は 88 施設（中核市を除く。）あ
3 り、排出基準を超過した施設はありませんでした。
4 • 排出基準の遵守状況を把握するため、今後も、廃棄物焼却施設の設置者による測定
5 及び県による結果の確認・公表が必要です。

6

7 イ 施策の展開

- 8 • 引き続き、廃棄物焼却施設の設置者によるダイオキシン類の測定結果を確認し、そ
9 の結果を公表します。
10 • 過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設への監視・指導を重
11 点的に行います。また、必要に応じて行政検査を実施し、排出基準の遵守状況の把
12 握に努めます。

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

第2節 災害時の適正処理体制の確保

1 現状と課題

- 近年、大雨・地震等による災害が頻発化・激甚化しており、災害からの早期復旧・復興のためには、事前の備えや発災後の初動対応、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が重要です。また、大規模災害時は大量の災害廃棄物が一時期に発生するため、可能な限り再資源化し最終処分量を減らす必要があります。
- 災害廃棄物の処理主体である市町村においては、全市町村で災害廃棄物処理計画を策定済となっています。当該計画に基づき平常時の備え（発災前）を進めるとともに、発災後には迅速かつ適正に廃棄物を処理する必要があります。
- 県においても長野県災害廃棄物処理計画を策定しています。県は、市町村における事前準備を支援するとともに、広域的な連携体制、関係団体との連携体制の維持・強化に取り組んでいます。
- 県では、令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、令和6年9月に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定し、災害廃棄物処理の体制を確保するため、仮置場の確保等を進めることとしています。
- 大規模災害発生時に被災市町村での処理が困難な事態が想定されるため、「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されているほか、県では廃棄物処理団体と協定を締結しています。また、中部ブロック9県で「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」が構成され、県域を越えた連携体制が構築されています。

＜災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の概要＞

災害廃棄物の処理が困難と判断した市町村は、県へ協定に基づく支援を要請します。県は、市町村の要請内容に応じて、(一社)長野県資源循環保全協会又は長野県環境整備事業協同組合へ協力を要請します。県から要請を受けた協定締結先は、市町村と連絡を取りながら、必要な支援活動を開始します。

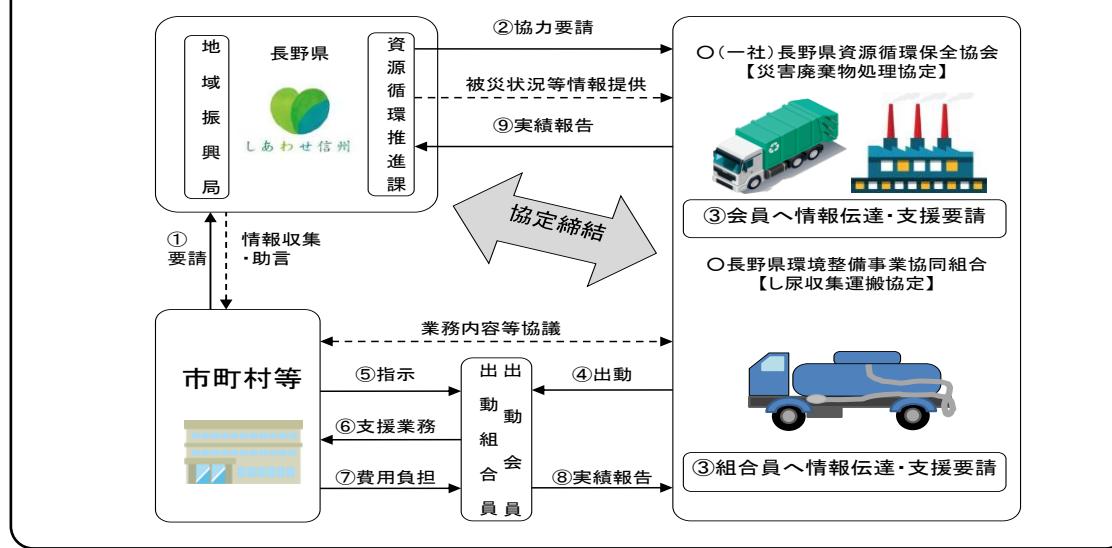


図 5-2-1 協定実施フロー

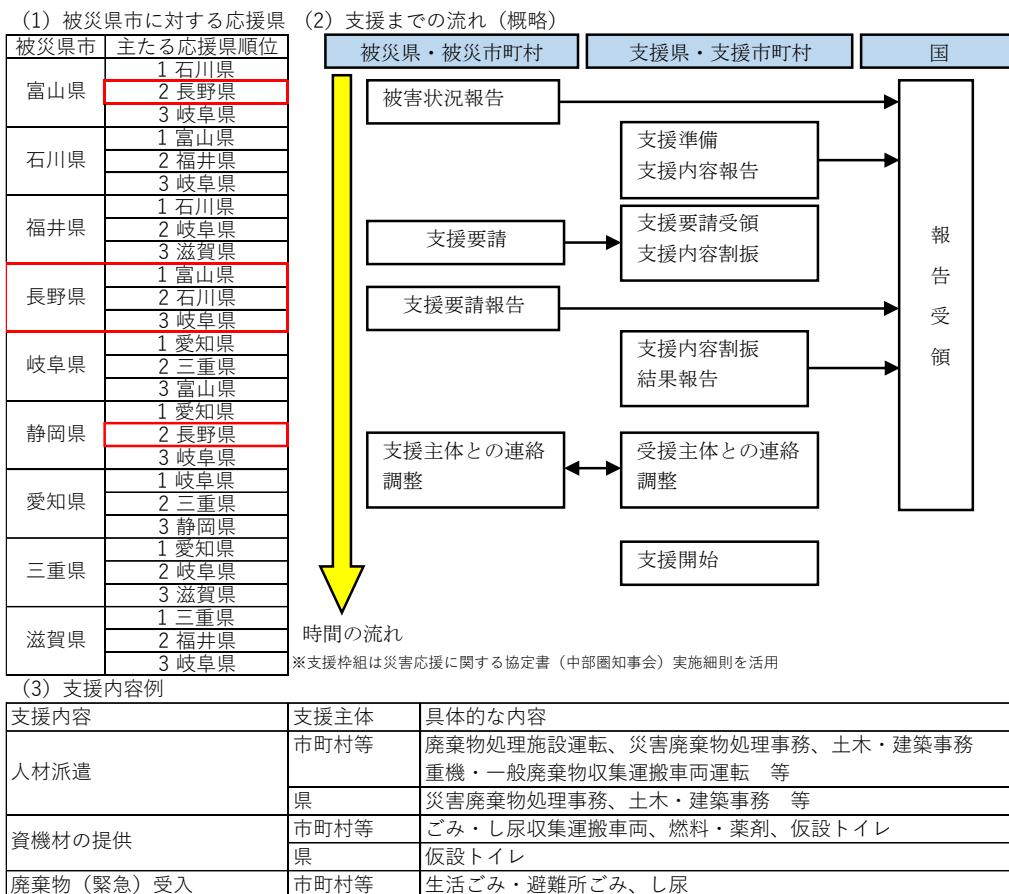


図 5-2-2 中部ブロック広域連携計画における支援体制について

2 施策の展開

(1) 平時における事前準備の促進

ア 災害廃棄物の仮置場の確保

- 市町村の仮置場候補地の選定状況、搬入出・管理運営体制等に関する準備状況を把握し、市町村への技術的支援を行います。
- 地形上の制約等により仮置場の確保に困難があるなど場合には、広域連携の強化等の対応を市町村とともに検討するほか、仮置場として活用可能な県有地に関する情報の整理を進めます。

イ 公費解体・撤去の円滑化

- 公費解体・撤去（申請手続き等を含む）を円滑に行うため、近年の大規模災害における対応事例の共有等を通じて、市町村への技術的支援を行います。

ウ 各種連携体制の維持・強化

- 廃棄物等の処理を行う関係団体等との定期的な連絡・意見交換を行うとともに、団体の会員事業者の収集運搬能力や施設能力等を把握すること等により、協定の実

1 効性の確保を図ります。

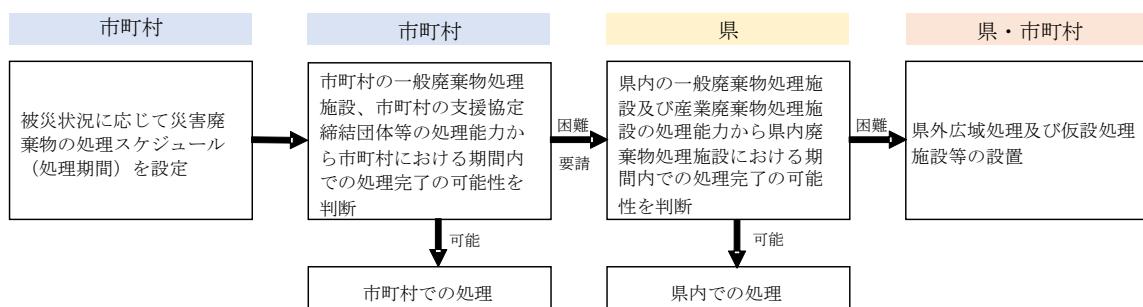
- 2 • 公費解体・撤去（申請手続き等を含む）を円滑に行うため、関係団体等との定期的
3 な連絡・意見交換を行います。
4 • 大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会における情報交換等を通じて、連携体
5 制の維持・強化を図ります。

7 エ その他

- 8 • 定期的な研修会を開催し、市町村への情報提供及び技術的支援を行います。
9 • 必要に応じて長野県災害廃棄物処理計画を見直し、実効性を確保します。

(2) 災害発生時における対応

- 12 • 被災市町村の被災状況等について情報収集を行い支援ニーズを把握するとともに、必
13 要に応じて広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等と
14 連携して被災市町村を支援します。
15 • 県内での処理が困難と見込まれる場合は、広域連携体制に基づく他都道府県等への応
16 援を依頼します。
17 • 市町村による処理ができない場合は、市町村からの事務委託に基づく県による処理を
18 検討します。
19 • 災害廃棄物処理や被災した廃棄物処理施設に関する国の補助制度の円滑な活用に向
20 けた市町村への技術的支援を行います。



31 図 5-2-3 県内処理と広域処理の判断フロー

1 表 5-2-1 災害廃棄物に関する災害応援協定等

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会 (9県1市)	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会 (10都県)	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県(環境部)、(一社)長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県(環境部)、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県(危機管理部)、(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時における災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

2

3 (3) 各主体による取組

4 災害時の適正処理体制を確保するためには、各主体による取組も重要です。

5 ・災害廃棄物の処理主体は、市町村となります。市町村は災害廃棄物処理計画等に基づき、平時に事前準備に努め、発災時には迅速かつ円滑に処理を実施します。平時における事前準備では、組織・人員体制、処理スケジュール・フロー、収集・運搬ルートの想定等のほか、以下について検討します。

6 (ア) 廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化方法

7 (イ) 道路の被災等の状況を想定した災害廃棄物の仮置場候補地の選定・公表、搬入

8 出・管理運営体制等

9 (ウ) 円滑な公費解体・撤去のための実施体制

10 (エ) 災害廃棄物の処理に関する関係団体との協定の締結

11 ・市町村及び廃棄物処理事業者は、災害時においても事業を実施するための「事業継続

12 計画(BCP)」の作成に努めます。

13 ・廃棄物処理施設の設置者は、廃棄物処理施設の強靭性の確保(施設の耐震化、地盤改

14 良、浸水対策等の推進等)に努めます。

15 ・住民は、災害時に廃棄物となり得る不要なものを整理したり、地域で行われる訓練に

16 参加するなど、日頃から災害に備える意識を高めるとともに、発災時には、市町村の

17 指示に基づき、廃棄物の分別排出や指定された排出場所への搬入に協力します。

21

◎コラム 令和6年能登半島地震で発生した災害廃棄物を広域処理しました

令和6年能登半島地震では、石川県輪島市、志賀町で最大震度7を観測するなど、北海道から九州まで広範囲で揺れを記録しました。この地震災害による住家被害は11万6千棟以上に達し、災害廃棄物は約410万トンと推計されています。これは石川県の年間ごみ排出量の11年分に相当する量です。

この災害廃棄物について、令和7年度末までの処理完了を目指し、公費解体の申請手続き等の円滑化のほか、大量に発生する解体ごみを円滑に処理するため、石川県外での広域処理も行われました。長野県内でも自治体処理施設（ながの環境エネルギーセンター、松本クリーンセンター）や民間処理施設において、災害廃棄物の受入処理が行われました。



公費解体加速化プラン (R7.7)

1

◎コラム 災害廃棄物は「ごみ」ではなく、再び社会に役立つ資源です

災害で発生する廃棄物は膨大ですが、その多くが「資源」として再生利用されています。平成23年の東日本大震災では再生利用率が87%を超え、平成28年の熊本地震でも約80%と、高い割合で再生利用が進められました。コンクリートがれきは再生骨材に、金属は再び原料として活用されるなど、災害廃棄物は新たな資源に生まれ変わっています。

こうした取組により、最終処分場の延命だけでなく、資源循環や環境負荷の低減にもつながっています。平時だけではなく、災害時においても可能な範囲で分別することが重要です。



令和元年東日本台風災害時の仮置場（アクアパル千曲・長野市）

2

3

4

第3節 廃棄物の不法投棄等の防止

廃棄物の投棄は、廃棄物処理法第16条の規定により禁止されているほか、廃棄物の焼却は、法定の基準を満たす場合や生活環境に与える影響が軽微なものとして認められる一部の例外を除き、廃棄物処理法第16条の2の規定により禁止されており、防止に取り組んでいく必要があります。

1 一般廃棄物の不法投棄等の防止

(1) 現状と課題

- 近年の一般廃棄物の不法投棄の発見件数は、横ばいの状況となっており、中でも家庭ごみや空き缶等のポイ捨てが多く、その他には、廃タイヤ、家電4品目なども多い状況です。

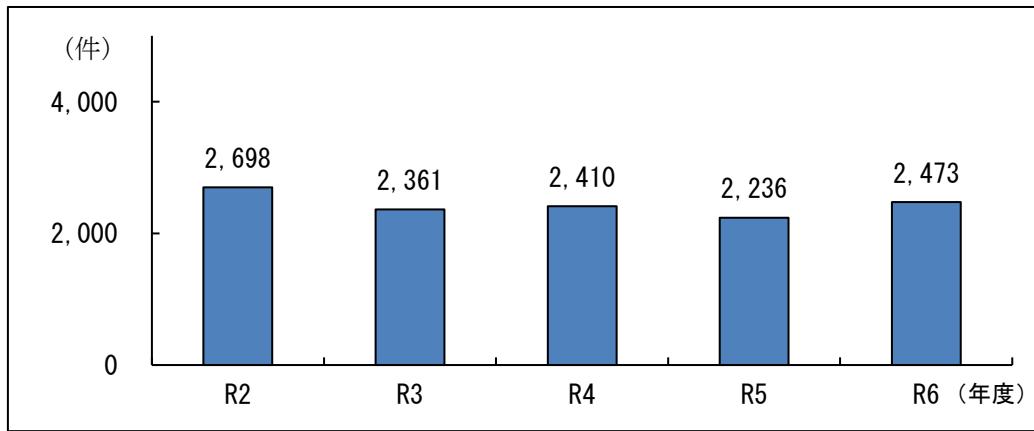


図5-3-1 一般廃棄物の不法投棄件数の推移

表5-3-1 一般廃棄物不法投棄対策（令和7年11月1日現在）

対策の内容	導入市町村数
「ポイ捨て防止条例」の制定	48
看板の設置	75
市町村職員による不法投棄防止パトロール	60
不法投棄の監視連絡員等による通報制度の導入	46
防止ネットの設置	19
監視カメラの設置	27

(資源循環推進課)

(2) 施策の展開

- 不法投棄は重大な犯罪であるという認識のもと、地域住民や市町村、警察との連携を強化します。
- 不法投棄の防止に係る先進事例や効果のある事例について、市町村に対する情報提供を行います。

1 ・地域の環境美化活動でのごみ拾い等を通じて、ごみのポイ捨て・不法投棄防止対策を
2 呼び掛けます。

3 ・廃棄物の焼却禁止に関して、ホームページでの周知や農家等への呼び掛けを行います。

4 (3) 市町村の取組

5 ・一般廃棄物の処理方法について、広報誌やホームページ等により住民に周知するよう
6 努めます。

7 ・「ポイ捨て防止条例」による規制、看板設置等の設備整備、パトロールの実施等に努
8 めます。

9

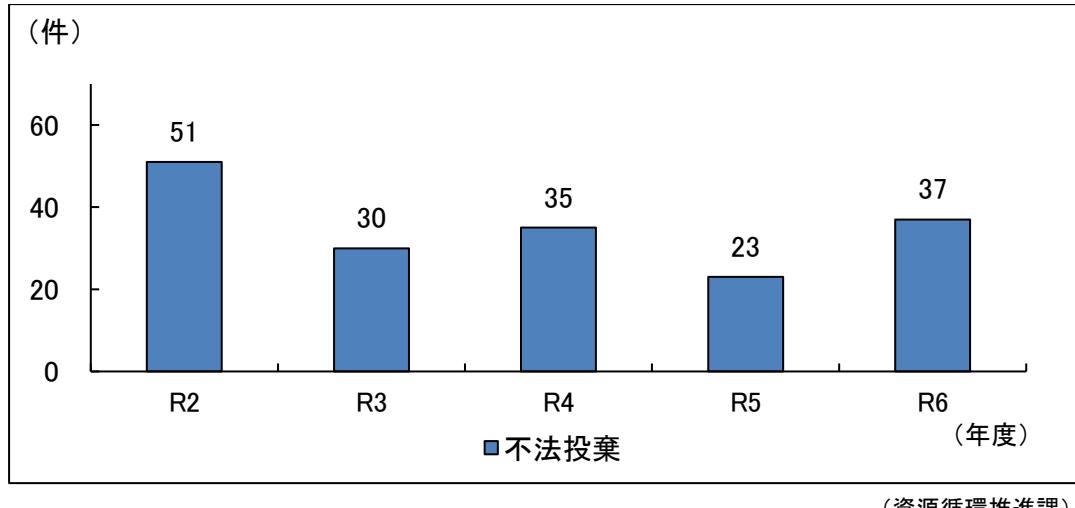
10 2 産業廃棄物の不法投棄等の防止

11 (1) 現状と課題

12 ・近年の不法投棄件数は横ばいの状況となっており、不法投棄で多いのは建設系廃棄物
13 となっています。

14 ・建設系廃棄物の不法投棄を防ぐためには、建設工事の発注者、元請事業者、下請事業
15 者のそれぞれが、建設系廃棄物の適正処理についての知識を深めるとともに、優良な
16 廃棄物処理業者と契約を結ぶ必要があります。

17 ・不法投棄の防止対策としては、各種パトロール等の直接的な監視活動を行うとともに、
18 24 時間体制の通報受付制度、事業者への啓発活動などを通じ、県民と一緒にした
19 監視活動を総合的に進めています。



21 22 図 5-3-2 産業廃棄物の不法投棄件数の推移

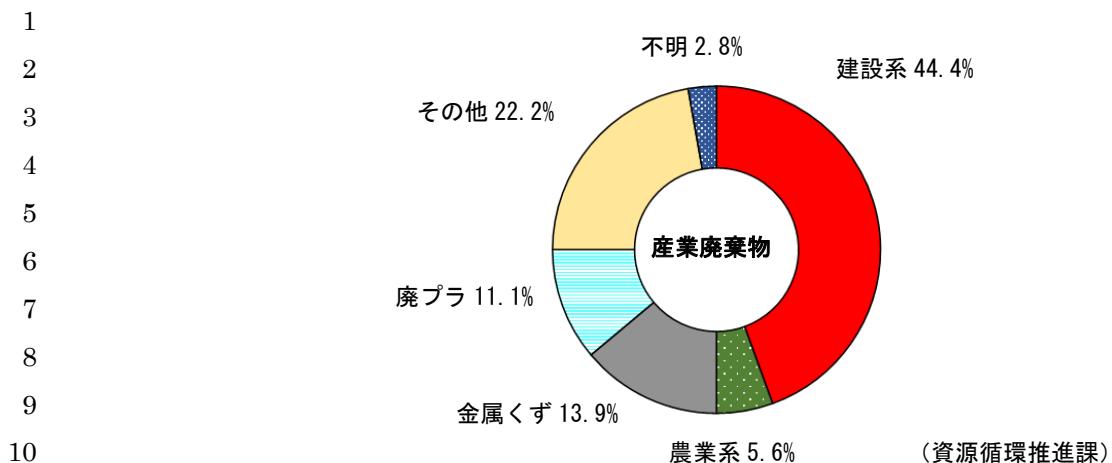


図 5-3-3 産業廃棄物の不法投棄物の種別割合（令和6年度）

(2) 施策の展開

- ・不法投棄監視連絡員によるパトロール、県職員による巡回監視、ドローンを活用した上空からの監視、建設工事現場等における建設廃棄物の排出事業者の状況確認等のための一斉パトロールを実施するとともに、近隣都県と協力した産業廃棄物収集運搬車両点検を実施します。
- ・不法投棄ホットラインの設置や関係団体との通報協定の締結、DX の推進等により、不法投棄に関する情報を効率よく収集する体制作りに努めます。
- ・不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を強化するとともに、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行い、不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。

不法投棄を見つけたら、

(ごみを みはろう)

不法投棄ホットライン 0120-530-386 (24時間受け付けます!)



←
不法投棄の事例
→



不法投棄が発生すると、深刻な環境破壊がもたらされます。

不法投棄の発見件数の割合は一般廃棄物（主に家庭からの廃棄物）が約 98% を占め、悪質な産業廃棄物の不法投棄も後を絶ちません。廃棄物を排出する際は、必ずルールを守りましょう。

県では、県民の皆様からご協力をいただきながら、不法投棄の撲滅を目指します。

◎コラム 法律により野外焼却は禁止されています!!

野外焼却（野焼き）は、悪臭、煙、すすを発生させるなど生活環境に悪影響をもたらします。

そのため、廃棄物処理法では廃棄物の焼却を禁止しており、違反した場合には罰則が科されます。地面に穴を掘って廃棄物を焼却したり、ドラム缶・ブロック囲いなどで廃棄物を焼却することも禁止されています。

禁止事項 (廃棄物処理法第16条の2)

何人も、廃棄物を焼却してはならない (※例外あり)

罰則 (廃棄物処理法第25条)

5年以下の拘禁刑又は1,000万円以下の罰金

※禁止事項の例外

- 一 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令等により行う廃棄物の焼却
- 三 政令で定める公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
(風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要なもの／農林業・漁業を営むためにやむを得ないもの／たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なものなど)



☆注意☆

例外に該当する焼却でも、周囲に生活環境保全上の支障が生じている場合には、行政処分及び行政指導の対象となります。

野外焼却（野焼き）を見かけたらお近くの市町村、警察または

長野県不法投棄ホットライン(0120-530-386)へ情報提供をお願いします

